

令和4年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見

消防事業に関する
財務事務の執行について

いわき市包括外部監査人
公認会計士 宮西 宏幸

目次

第1章	総論	2
第1	包括外部監査の概要	2
1	包括外部監査の種類	2
2	選定した特定の事件	2
3	外部監査の対象期間	2
4	外部監査の実施期間	2
5	特定の事件を選定した理由について	2
6	包括外部監査の方法	3
7	監査対象機関	3
8	外部監査の補助者	3
9	利害関係	4
第2	包括外部監査の監査結果	5
1	監査の結果について	5
2	監査の結果及び意見の集約リスト	6
第2章	いわき市の財政と人口の推移	13
第1	いわき市の財政の推移	13
1	普通会計の状況	13
2	一般会計の状況	17
3	今後の見通しについて	20
第2	いわき市の人口の推移	21
1	人口の推移	21
2	今後の人口の見通し	21
第3章	消防事務の施策に関する状況	23
第1	いわき市消防本部の概要	23
1	いわき市消防本部の沿革	23
2	いわき市の消防組織図	34
3	主な業務内容（事務分掌）	35
4	決算の状況	41
5	総括的事項	45
6	監査の結果及び意見	73
第2	消防機関	165
1	概要	165
2	監査対象の選定	168
3	監査の結果及び意見	169

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

消防事業に関する財務事務の執行について

3 外部監査の対象期間

原則として令和3年度の執行分
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

令和4年9月1日から令和5年3月24日まで

5 特定の事件を選定した理由について

近年、我が国では気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。いわき市でも地震や大雨による自然災害のリスクが高まっている状況にある。このような環境にあって、市民の生命・財産を守る防災・減災への取り組みは一層重要性が増しており、消防機能の充実強化は大きな課題ともいえ、市民の期待と関心は少なからず高まっているものと思われる。

いわき市では、令和3年度の一般会計歳出当初予算額140,062百万円のうち、消防費は4,668百万円と全体の約3.3%を占めており、割合的には大規模なものではない。しかし、「暮らしを守る安全・安心の充実強化」の観点からも、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助等により、災害等から市民の生命、身体及び財産を守る消防の責務は重要なものといえる。また、限られた予算と人員で市民の生命や財産を守るためには効率的に対処する必要があると考えられる。

以上のような背景に基づき、消防事業に関する財務事務の執行に関して、法令等に対する合规性、及びその経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 消防事業の支出に関する事務手続きが関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に執行されているか。(合規性)
- ② 消防事業のサービス向上、経費削減努力は十分であるか。(経済性、有効性)
- ③ 消防事業の支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか。(経済性、効率性)
- ④ 消防事業に係る事務の執行は、公平に実施されているか。(公平性)
- ⑤ 消防事業の効果は事前又は事後的に検証され、評価されているか。(適切な事業評価)

(2) 監査手続

- ① 消防事業に関する事務に関して、関係法令、規則及び諸規程等の閲覧、及び消防本部各担当者への質問（組織の状況、事務の内容等）を行い、テーマ全体の概要の把握を行う。
- ② 消防事業に関する事務の支出、施設・備品等の運営管理が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されていることを確かめるため、各種資料（契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書等）の閲覧、担当者への質問及び必要と認められた関連施設の往査を実施し、その準拠性、整合性、各種事務手続の正確性等を検討する。
- ③ 消防事業に関する事務が経済的・効率的に、また有効的に実施されていることを確かめるため、市の計画・プランや各種資料（実績報告書、各部課のモニタリング資料等）の閲覧、担当者への質問を実施し、市が事後評価、改善活動を適切に行っているか検討する。
- ④ その他必要と認められた監査手続を実施する。

7 監査対象機関

消防事業に関する財務事務の主たる所管部であるいわき市消防本部を監査対象とした。また、消防機関の平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署を往査した。

8 外部監査の補助者

公認会計士	富	樫	健	一
公認会計士	高	久	健	一
公認会計士	齋	藤	紀	朗
公認会計士	郷	田	尚	美

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘」事項には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和5年2月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査の結果及び意見の集約リスト

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
第3章 消防事務の施策に関する状況				
第1 いわき市消防本部の概要				
1	<p>(1) 職員人件費</p> <p>消防向け勤怠管理システムの導入</p> <p>勤務報告については業務の効率化の観点からも各自直接システムに入力する方式にするなど、早急にシステム化を検討することが望ましい。</p>	—	○	P55
2	<p>(2) いわき市の消防団</p> <p>適切な消防団員定数の設定について</p> <p>地域住民等、各自主防災組織等とのアンケートや協議により、その地域ごとの特性と災害発生リスク、それらに対する対応策を勘案した上で、適切な団員定数の積み上げ、割出しを行うことが必要であり、また、そのことが、団員勧誘の際の合理的な説明や、適切な装備品や施設整備の議論にも繋がるものと考ええる。</p>	—	○	P63
3	<p>(2) いわき市の消防団</p> <p>消防団員の加入促進について</p> <p>いわき市内には複数の大学や専門学校があるが、現状では、学生消防団活動認証制度の取組はなく導入の検討が求められる。また、令和4年4月1日現在、幼年消防クラブは84カ所、5,763人が参加しているが、少年消防クラブは小学校・中学校合わせ4カ所、254人の参加しかなく、今後、高校生へのアプローチも含め、消防本部や消防団のより積極的な広報等によりその拡充が求められる。</p> <p>なお、PR動画での広報や機能別団員や機能別分団に関しては、県内他市で先行している事例もあり、それらを参考に積極的に取り組んで行くことが望まれる。</p>	—	○	P64

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
4	<p>(2) いわき市の消防団</p> <p>今後の消防団のあり方について</p> <p>従来、消防団も危機対応に備えて、地域住民等、常備消防の消防本部、本庁の危機管理部及び各支所、各自主防災組織、その他外部関係者と協議をしてきたところではあるが、今後に向け、「ア 適正な団員定数の設定」や「イ 団員の加入促進」の他、消防団の位置づけ、求められる組織形態や指揮命令系統、各機関との棲み分けも勘案した平時及び災害時の活動のあり方等について、前述した各関係者を交えてさらに積極的に議論して、地域防災力の中核としてより望まれる姿になって頂きたい。</p>	—	○	P64
5	<p>(1) 消防庁舎浸水対策事業費</p> <p>分割発注の可否の検討について</p> <p>機器について株式会社GSユアサと直接購入契約を行い、据付等について日本電気株式会社と委託契約を行う分割発注と、日本電気株式会社との一括発注とのいずれが割安になるのかについて検討が行われていない。</p> <p>本契約については随意契約となっていることから、分割発注の可否の検討を行った上で最も経済性の高い契約単位を決定することが望ましい。</p>	—	○	P78
6	<p>(3) 消防団員報酬</p> <p>起案書等間の数値の整合性について</p> <p>各副団長、支団長への「令和3年度消防団員報酬（後期分）について（通知）」中の資料の報酬額合計と、消防団長への「令和3年度消防団員報酬（後期分）について（伺）」の起案書中の「階級別報酬額内訳表（令和3年後期）」の報酬額合計に差額が生じていた。</p> <p>報酬額合計金額は重要な数値であるので、数値の妥当性及び資料間の整合性に関しては十分にチェックする必要がある。</p>	○	—	P93

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
7	<p>(3) 消防団員報酬</p> <p>出勤実績のない消防団員の扱いについて</p> <p>消防団で把握することは当然として、報酬は市の公金の支出である以上、消防本部側でも活動実績のない団員を積極的に把握した上で、当該団員と話し合い実態把握に努め、それでも継続して実績のない団員については、休団や退団を促して行く必要があると考える。</p>	—	○	P93
8	<p>(3) 消防団員報酬</p> <p>団員報酬に関する消防団からの確認書の徴求について</p> <p>支団長や分団長より令和4年8月の通知「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」に記載されていることも含め、報酬の扱いについて各消防団内で適切に行われていることを記載した確認書を徴求するなど、消防団に対して一定の牽制効果を生むものと考えられることから実施することが望まれる。</p>	—	○	P94
9	<p>(4) 消防車両整備事業費（単独）</p> <p>消防車両整備計画について</p> <p>過去の消防車両整備計画は不定期に更新されているが、今後、車両の電動化の推進等の特殊な事情が発生する可能性もあり、更新年限の見直しも随時必要になることが想定される。次期整備計画からは5年程度を目途に計画を更新するように明記し、実行していくことが望まれる。</p>	—	○	P97
10	<p>(4) 消防車両整備事業費（単独）</p> <p>車両更新について</p> <p>外的要因によって更新できない場合でも使用を継続する必要があることから、今後はメンテナンス方針を消防車両整備計画において明確にしておくことが望ましい。</p>	—	○	P98
11	<p>(4) 消防車両整備事業費（単独）</p> <p>車両更新について</p> <p>（中 81）軽査察広報車 4WDが導入から既に20年が経過している。軽査察広報車は、消防車両等更新基準年限の平成27年更新基準年限ではいわき市公用車基準によることとなっているが、基本ベースは普通乗用車であり走行距離は別としても車</p>	—	○	P98

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	両自体が相当程度劣化していることが予想される。改めていわき市公用車基準を参照し、更新を進めることが望ましい。			
12	<p>(4) 消防車両整備事業費 (単独)</p> <p>点検整備記録簿について</p> <p>手書の車両点検チェック表を保管しているが、一部チェックされていない項目があった。内容を確認したところ、他へ積載しているために月1回の確認時点で数量が確認できなかった、あるいは単にチェック漏れとなっていた。該当する点検整備記録簿を確認したところ点検結果及び整備概要には異状なしと記載されていた。点検記録簿は、上席者の捺印もあることから実質的にチェック表の内容を確認せずに押印している可能性がある。内部牽制の観点から少なくとも係員の段階でチェック表の記載内容を確認する必要がある。</p>	○	—	P102
13	<p>(4) 消防車両整備事業費 (単独)</p> <p>点検整備記録簿について</p> <p>法定点検等の整備結果については、お客様連絡表が基になっているが、連絡表の日付が不鮮明、当日点検し、当日納車しているにも関わらず納車日が1週間後となっているものがあつた。外部点検の際にも点検整備記録簿に記載されているが、根拠となる資料とは異なる日付となっている。外部業者からのお客様連絡表は、点検整備記録簿を記入する際の重要な書類であることから、日付等も含めて記載内容の確認を徹底することが望ましい。</p>	—	○	P102
14	<p>(4) 消防車両整備事業費 (単独)</p> <p>点検整備記録簿について</p> <p>点検整備記録簿の実施者と係員が同一となっている。本来は、実施者の結果であるチェック表を係員が確認すべきであり、点検整備記録簿の記入が形式的になっていると言わざるを得ない。今後は、異なる担当者で内部牽制が機能するように改善すべきである。</p>	○	—	P103

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
15	<p>(4) 消防車両整備事業費（単独） 点検整備記録簿について</p> <p>サンプルとした勿来 61 号車については、外部に依頼した業者からの結果（定期点検用点検整備記録簿）が保管されていなかった。点検整備記録簿を記入する際の重要な書類であることから今後は一定期間保管する必要がある。</p>	○	—	P103
16	<p>(7) 消防機械整備事業費 書類の検証について</p> <p>完成図書が仕様書に指定されている書類に該当していることを確認した書類を残しておくことが望まれる。</p>	—	○	P113
17	<p>(9) 費用弁償 出動報酬の直接支給について</p> <p>令和 3 年 4 月 13 日の消防庁通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（消防地第 171 号）の別紙 1 及び別紙 2 によれば、基準は令和 4 年 4 月 1 日から適用し、特に支給方法については、前倒しで実施することが望ましいとされている。現状、費用弁償とされる出動手当に関しては、いわき市は分団長のもとに振込み、分団から出動者本人に支給されており、早急に直接支給に切り替えることが望まれる。</p>	—	○	P122
18	<p>(9) 費用弁償 出動報告書の綴り込みについて</p> <p>第 1 支団の平支団について、「消防団員出動報告書」を確認したところ、分団本部及び班の一部について出動報告書の綴り込みがされていなかった。消防本部に質問したところ、「出動が全くなかったため、報告書の提出を不要とした」との回答を得ているが、外部第三者から見れば、脱漏しているかどうかはわからず、出動がない場合でも綴り込みはしておくことが望まれる。</p>	—	○	P123
19	<p>(9) 費用弁償 出動手当項目のチェックについて</p> <p>高齢者家庭調査や水槽泥払いなど、現状を踏まえて、各地区で必要な量の活動が行われているのかについて、消防団側でのチェック、及び出動手当を支給しているいわき市消防本部側で</p>	—	○	P124

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	のチェックが望まれる。			
20	<p>(9) 費用弁償 消防団アプリの導入について</p> <p>近年、災害時の活動の迅速化、現場での情報の可視化、団員の動態管理等、消防団活動をより効果的・効率的にできるようサポートする消防団アプリが、各種提供されている。消防団アプリを導入すれば、出動手当計算の簡素化、活動実績のない団員の把握や前述の出動手当項目の支団ごとのばらつき等も容易に発見されるものとする。したがって、費用対効果を勘案し導入を検討することが望まれる。</p>	—	○	P125
21	<p>(10) 消防施設整備事業費 設計書の記載について</p> <p>設計書において、特記仕様書がないにもかかわらず、「特記仕様書による」との記載を定型文であることから削除していない。定型文ではあっても該当がない場合は、文面を校正することが望ましい。</p>	—	○	P127
22	<p>(10) 消防施設整備事業費 消防団施設の更新について</p> <p>消防団施設は防災拠点施設であり、機械置場兼団員詰所の整備及び老朽化した消防団詰所の改修をすることで、地域の防災力強化を図り、火災や水害から市民の生命・身体及び財産を守り、市民生活の安全・安心を確保するという目的もあることから、要望のみではなく、いわき市役所から積極的に改築等について提案するなど関与することが望ましい。</p>	—	○	P132
23	<p>(10) 消防施設整備事業費 消防団施設の耐震診断について</p> <p>公共施設総合管理計画に抵触はしていないものの、防災拠点施設としての機能を発揮するためには、施設の耐震化診断、診断結果による補強工事の有無を検討することが望ましい。</p>	—	○	P132
24	<p>(11) 内郷消防署建設事業費 女性消防職員専用施設の設置について</p> <p>いわき市内の消防署・出張所において、仮眠室・トイレ・浴室などの女性専用スペースの設置を計画的に進めることが望</p>	—	○	P138

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	まれる。			
25	<p>(12) 県消防協会いわき支部補助金 不用額の返還について</p> <p>補助金については、補助対象となる事業が実施されなかったことによる不用額については適切に返還を求めるべきである。本補助金については、毎年度継続的に行われるものであることから、返還を求める基準額を設け、基準額を超えた不用額については返還を求めるといった方法も考えられる。</p>	—	○	P144
26	<p>(12) 県消防協会いわき支部補助金 支出予算の検証及び指導について</p> <p>要綱において補助基準額が定められ、現状その満額が交付されているが、補助金はあくまでも補助対象となる事業に係る支出に対して交付されるものであり、支出予算が補助金額の決定の基礎となることから、事業者に対して支出予算をより精緻に策定するよう指導することが望まれる。</p>	—	○	P145
第3章 消防事務の施策に関する状況				
第2 消防機関				
27	<p>備品台帳の整備状況</p> <p>備品の登録を誤っていると、備品の管理や更新を効率的に実施できなくなる恐れがある。また、日頃の訓練や消防活動時に必要な備品が欠落して、業務に支障をきたす恐れがある。したがって、備品台帳を適切に整備することが重要であり、再度、備品台帳の登録内容を再点検する必要があると考えられる。</p>	○	—	P170
28	<p>非常用発電設備の設置場所について</p> <p>消防署では、緊急時に備えて非常用発電装置を設置しているが、今回視察した小名浜消防署、勿来消防署では、1階地面に設置されており、河川洪水等の非常時にその機能を発揮できない可能性が高い。</p> <p>消防署は避難場所ではないものの、災害時の避難誘導や指示命令を発出する対応拠点として機能するために発電装置は必要不可欠であることから、早急に移設を検討し、機能を発揮できるようにしておくことが必要である。</p>	○	—	P171
	区分計	6	22	

第2章 いわき市の財政と人口の推移

第1 いわき市の財政の推移

1 普通会計の状況

(1) 決算の推移

令和3年度の実質単年度収支は4,222百万円であり、平成29年度▲1,975百万円と比較して6,197百万円増加している。

(単位:百万円)

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
項目						
歳入総額	A	164,302	152,847	163,782	199,829	173,401
歳出総額	B	153,648	146,829	156,628	192,542	164,135
形式収支	C(A-B)	10,654	6,017	7,154	7,286	9,266
翌年度へ繰り越すべき財源	D	6,205	1,467	5,725	4,475	1,117
実質収支	E(C-D)	4,449	4,549	1,428	2,811	8,148
単年度収支	F	643	100	▲3,121	1,382	5,337
積立金	G	3,627	2,388	5,936	8,487	5,845
繰上償還金	H	-	-	4,293	33	-
積立金取崩し額	I	6,247	4,685	8,141	5,522	6,959
実質単年度収支	J(F+G+H-I)	▲1,975	▲2,196	▲1,033	4,381	4,222

歳入・歳出総額は平成28年度以降ではほぼ同水準で推移している。これは、復興関連事業分は減少傾向にあるのに対し、通常収支分は増加傾向にあるため、総額ではほぼ同水準で推移することとなっている。

(単位:百万円)

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区分						
歳入総額	通常収支分	129,442	124,820	140,112	184,456	166,329
	復興関連事業分	34,860	28,027	23,670	15,373	7,072
	合計	164,302	152,847	163,782	199,829	173,401
歳出総額	通常収支分	124,383	121,537	135,825	181,258	158,010
	復興関連事業分	29,265	25,293	20,803	11,285	6,125
	合計	153,648	146,830	156,628	192,543	164,135

平成29年度から令和3年度の財政調整基金及び減債基金の残高の推移は以下の通りであり、令和3年度の基金合計残高は16,299百万円であり、平成29年度17,268百万円と比較して969百万円減少している。

(単位:百万円)

項目 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
財政調整基金	12,192	9,896	7,690	10,655	9,540
減債基金	5,075	8,036	8,019	7,172	6,759
合計	17,268	17,932	15,709	17,827	16,299

(2) 歳入の状況

平成29年度から令和3年度の歳入の状況は以下の通りであり、平成29年度164,302百万円に対して、令和3年度173,401百万円と9,098百万円増加している。主に国庫支出金が18,797百万円増加、市債が2,170百万円増加、地方消費税交付金が2,237百万円増加しているのに対し、地方交付税が5,877百万円減少、繰入金が4,974百万円減少、繰越金が2,127百万円減少している。

(単位:百万円)

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	市 税	50,583	50,587	50,697	51,385	50,575
2	地 方 譲 与 税	1,309	1,238	1,372	1,340	1,366
3	利 子 割 交 付 金	65	59	29	34	27
4	配 当 割 交 付 金	139	106	143	116	193
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	131	83	70	131	204
6	法 人 事 業 税 交 付 金	0	0	0	484	848
7	地 方 消 費 税 交 付 金	6,133	6,467	6,294	7,708	8,370
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	166	153	138	133	141
9	環 境 性 能 割 交 付 金	0	0	43	72	73
10	地 方 特 例 交 付 金	152	187	701	308	1,018
11	地 方 交 付 税	22,876	16,874	17,611	16,895	16,998
内 訳	普 通	12,094	11,089	11,871	11,680	13,633
	特 別	10,781	5,784	5,740	5,215	3,365
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	61	54	52	56	52
13	分 担 金 及 び 負 担 金	1,157	835	594	360	383
14	使 用 料 及 び 手 数 料	3,232	3,263	3,252	2,756	2,664
15	国 庫 支 出 金	22,510	19,708	21,323	62,769	41,308
16	県 支 出 金	12,340	10,330	11,442	11,821	11,693
17	財 産 収 入	501	342	321	528	477
18	寄 附 金	472	470	493	673	704
19	繰 入 金	13,912	15,289	21,040	10,368	8,937
20	繰 越 金	9,414	10,654	6,017	7,154	7,286
21	諸 収 入	6,221	6,148	6,755	6,912	5,272
22	市 債	12,628	9,726	15,246	17,816	14,798
	(自動車取得税交付金)	290	263	137	0	0
歳 入 合 計		164,302	152,847	163,782	199,829	173,401

(3) 歳出の状況

平成29年度から令和3年度の歳出の推移は以下の通りであり、平成29年度153,648百万円に対して、令和3年度164,135百万円と10,486百万円増加している。

区分別でみると、義務的経費が14,377百万円増加、投資的経費が10,880百万円減少、その他の経費が6,989百万円増加している。義務的経費は主に扶助費が10,198百万円増加したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
義務的経費		59,637	60,160	67,951	67,103	74,014
人件費		18,878	18,926	19,490	22,455	22,282
扶助費		29,061	29,370	32,334	32,535	39,259
公債費		11,697	11,863	16,126	12,112	12,473
投資的経費		31,672	22,227	17,694	22,005	20,792
普通建設事業費		29,581	20,687	15,505	18,196	17,418
災害復旧事業費		2,091	1,539	2,188	3,809	3,374
失業対策事業費		-	-	-	-	-
その他の経費		62,338	64,442	70,982	103,433	69,327
物件費		23,517	21,606	25,408	28,445	27,389
維持補修費		2,610	2,424	2,345	2,599	2,122
補助費等		12,280	17,495	18,479	46,052	14,770
積立金		8,416	8,400	9,456	10,797	10,035
投資及び出資金・貸付金		3,792	3,228	3,389	3,432	2,785
繰出金		11,720	11,287	11,903	12,105	12,223
合計		153,648	146,829	156,628	192,542	164,135

2 一般会計の状況

(1) 一般会計歳入歳出決算状況

平成29年度から令和3年度の一般会計の推移は以下の通りである。令和3年度の実質収支は8,338百万円、実質単年度収支は2,628百万円である。

(単位:百万円)

項目		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入	A		155,798	149,179	163,429	199,390	172,846
歳出	B		146,310	143,179	156,335	192,147	163,654
形式収支	C(A-B)		9,487	6,000	7,093	7,243	9,192
翌年度へ繰り越すべき財源	D		4,874	1,177	5,519	2,647	853
実質収支	E(C-D)		4,612	4,822	1,573	4,595	8,338
前年度実質収支	F		3,852	4,612	4,822	1,573	4,595
単年度収支	G(E-F)		759	210	▲3,248	3,021	3,743
積立金	H		3,627	2,388	5,936	8,487	5,845
繰上償還金	I		-	-	4,293	33	-
積立金取崩額	J		6,247	4,685	8,141	5,522	6,959
実質単年度収支	K(G+H+I-J)		▲1,859	▲2,086	▲1,161	6,020	2,628

(2) 歳入の状況

平成29年度から令和3年度の一般会計歳入の状況は以下の通りであり、平成29年度155,798百万円に対して、令和3年度172,846百万円と17,048百万円増加している。自主財源は1,615百万円減少、依存財源が18,663百万円増加している。

自主財源では主に諸収入のその他が1,065百万円減少している。

依存財源では主に国庫支出金が18,297百万円増加、市債が2,589百万円増加、地方消費税交付金が2,237百万円増加しているものの、地方交付税が5,877百万円減少している。

国庫支出金の主な増加は国庫補助金の民生費国庫補助金であり、8,206百万円である。主に社会福祉費国庫補助金に係る子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金3,043百万円、児童福祉費国庫補助金に係る子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金4,474百万円によるものである。

(単位:百万円)

科目		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
自主財源	市 税		50,583	50,587	50,697	51,385	50,575	
	分担金及び負担金		1,314	1,342	997	607	624	
	使用料及び手数料		2,722	2,731	2,827	2,491	2,406	
	財産収入		486	327	306	514	464	
	寄附金		472	470	493	673	704	
	繰入金		9,015	13,345	21,034	10,362	8,931	
	繰越金		6,984	9,487	6,000	7,093	7,243	
	諸収入	競 輪		390	660	316	405	470
		その他		5,805	5,421	6,386	6,440	4,740
		計		77,775	84,373	89,060	79,973	76,160
依存財源	地方譲与税		1,309	1,238	1,372	1,340	1,366	
	利子割交付金		65	59	29	34	27	
	配当割交付金		139	106	143	116	193	
	株式等譲渡所得割交付金		131	83	70	131	204	
	法人事業税交付金		-	-	-	484	848	
	地方消費税交付金		6,133	6,467	6,294	7,708	8,370	
	ゴルフ場利用税交付金		166	153	138	133	141	
	特別地方消費税交付金		-	-	-	-	-	
	環境性能割交付金		-	-	43	72	74	
	自動車取得税交付金		290	263	137	-	-	
	地方特例交付金		152	187	247	308	1,018	
	地方交付税		22,876	16,874	17,611	16,895	16,998	
	交通安全対策特別交付金		61	54	52	56	52	
	国庫支出金		22,800	19,577	21,119	62,614	41,097	
	県 支 出 金		11,866	10,275	11,530	11,820	11,639	
	諸収入	受託事業収入		76	80	100	85	102
過年度収入			18	64	510	4	23	
	市 債		11,934	9,318	14,964	17,611	14,523	
	計		78,022	64,806	74,368	119,417	96,686	
	合 計		155,798	149,179	163,429	199,390	172,846	

(3) 歳出の状況

平成 29 年度から令和 3 年度の一般会計歳出の推移は以下の通りであり、平成 29 年度 146,311 百万円に対して、令和 3 年度 163,654 百万円と 17,343 百万円増加している。

区分別でみると、主に総務費が 3,110 百万円増加、民生費が 11,289 百万円増加、教育費が 3,281 百万円増加しているものの、土木費が 2,025 百万円減少、消防費が 1,994 百万円減少している。

総務費は、主に総務管理費が 2,779 百万円増加しており、内訳は財政管理費の公共施設整備基金積立金が 1,999 百万円増加となっている。

民生費は、主に社会福祉費が 5,027 百万円増加、児童福祉費が 6,160 百万円増加している。社会福祉費は社会福祉対策費が 3,271 百万円増加しており、事業別では住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費が 2,919 百万円増加している。児童福祉費は児童福祉総務費が 2,273 百万円増加しており、事業別では子ども・子育て支援新制度給付・事業費が 2,054 百万円増加している。

教育費は、主に教育総務費が 1,620 百万円増加、小学校費が 1,068 百万円増加している。教育総務費は教育指導費が 1,014 百万円増加しており、事業別では次世代の教育情報化推進事業費が 1,099 百万円増加している。小学校費は学校管理費が 816 百万円増加しており、事業別では小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費が 784 百万円増加している。

土木費は、主に道路橋りょう費が 2,996 百万円減少している。道路橋りょう費は道路維持費が 2,156 百万円減少しており、事業別では震災復興・生活道路再生事業費や震災復興・側溝堆積物撤去事業費が該当している。

消防費は、主に災害対策費が 2,168 百万円減少している。事業別では原子力災害対策費の除染推進事業費が該当している。

(単位:百万円)

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	議 会 費		701	708	693	655	672
2	総 務 費		22,213	24,979	28,938	55,010	25,323
3	民 生 費		47,947	47,668	50,479	51,177	59,236
4	衛 生 費		17,918	17,687	16,152	21,869	18,631
5	労 働 費		98	102	127	100	94
6	農 林 水 産 業 費		3,281	2,945	3,478	5,213	3,265
7	商 工 費		4,946	4,454	5,011	5,316	4,993
8	土 木 費		19,877	16,030	15,480	17,137	17,852
9	消 防 費		6,450	6,057	6,258	5,874	4,456
10	教 育 費		11,476	11,546	12,905	14,903	14,758
11	災 害 復 旧 費		571	27	1,582	3,685	2,797
12	公 債 費		10,827	10,971	15,226	11,204	11,571
13	諸 支 出 金		-	-	-	-	-
歳 出 合 計			146,311	143,179	156,335	192,147	163,654

3 今後の見通しについて

令和 3 年度主要な施策の成果説明書において、今後の財政見通しと課題について、以下のように記載されている。

今後の財政見通しについてであるが、歳入面においては、市税全体は回復基調が続いてきたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済に大きな影響を及ぼしており、市税収入についても、大幅な増加は見込めないほか、復興需要終了後の景気の動向等が不透明な状況であることから、依然としての的確に予測することが困難な状況にあるものと考えられる。

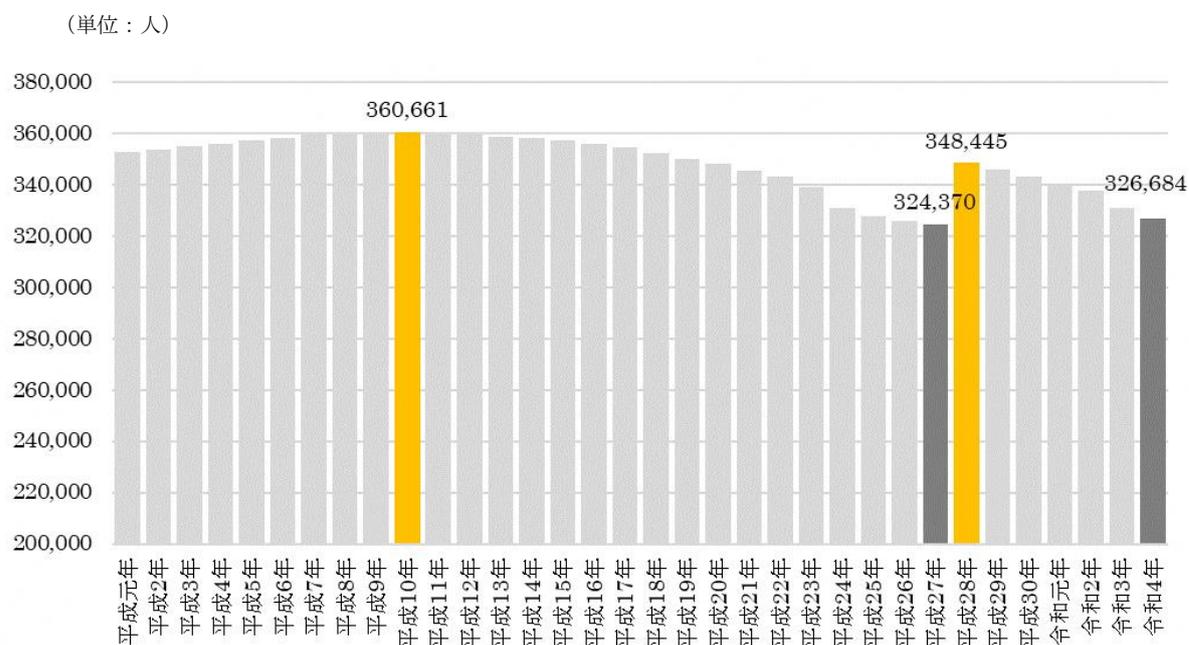
歳出面においても、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、大規模な自然災害への備えや防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策、地域創生に向けた新たなまちづくりなどに多額の財政需要が見込まれるほか、中長期的には少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大など、財政的な制約はますます高まっていくことが予測され、加えて、ロシアによるウクライナ侵略等の影響による原油価格や物価の高騰などの社会情勢の変化に適切に対応した施策の展開も喫緊の課題となっている。

このことから、本市の財政は、新型コロナウイルス感染症のほか、原油価格や物価の高騰による影響が引き続き想定される中で、防災・減災・克災の着実な推進に向けた所要の財源確保と、社会経済や行政需要の変化に適切に対応できる収入の安定並びに財政構造の弾力性の確保という複数の課題に対応していかなければならない。

第2 いわき市の人口の推移

1 人口の推移

いわき市の平成元年以降の人口は、平成10年の360,661人をピークに平成27年には324,370人まで減少していた。東日本大震災の影響に伴う長期避難等により平成28年には348,445人に増加したが、以降減少傾向にあり、令和4年には326,684人となっている。



(出所：「いわき市の人口(令和4年4月1日)」より作成)

2 今後の人口の見通し

いわき市の独自推計による今後の人口は減少の見通しであり、2030年には292,780人(2015年比▲57,457人、▲16.4%)、2040年には253,525人(2015年比▲96,712人、▲27.6%)となる見込みである。



(出所：「第2期いわき創生総合戦略」より作成)

また、生産年齢人口割合の低下、高齢化率の上昇が見込まれており、2050年に高齢化率は生産年齢人口割合を上回ることが見込まれている。



(出所：「第2期いわき創生総合戦略」より作成)

第3章 消防事務の施策に関する状況

第1 いわき市消防本部の概要

1 いわき市消防本部の沿革

年 月	記 事
昭和 41 年 10 月	・平市・磐城市・勿来市・常磐市・内郷市・石城郡四倉町・遠野町・小川町・好間村・三和村・田人村・川前村・双葉郡久之浜町及び大久村が大同合併し、33万都市いわき市が発足し、いわき市消防本部及び消防署を設置。2課5署1分遣所の組織で消防職員172人、消防ポンプ自動車17台の陣容で発足する。
昭和 42 年 2 月	・磐城消防署に32mはしご付消防ポンプ自動車を配置する。
4 月	・宮沢庸が消防長に就任する。
6 月	・消防本部及び平消防署に指揮車を配置する。
7 月	・消防職員定数を188人とする。
9 月	・磐城消防署江名分遣所庁舎を改築する。
10 月	・平消防署及び磐城消防署で救急業務を開始する。
昭和 43 年 11 月	・勿来消防署及び常磐消防署で救急業務を開始する。
昭和 44 年 4 月	・氏家清三郎が消防長に就任する。
10 月	・機構改革を行い、本部2課（庶務課・警防課）から3課（庶務課・警防課・予防課）とする。 ・四倉町字五丁目31に平消防署四倉分駐所、勿来町窪田町通四丁目130に勿来消防署窪田分駐所を設置する。 ・遠野地区を勿来消防署から常磐消防署に管轄変更する。
11 月	・勿来消防署を勿来支所庁舎内に移転する。
昭和 45 年 2 月	・消防救急指令室を開設し、119番を集中管理し、業務を開始する。
4 月	・消防職員定数を222人とする。
5 月	・平消防署四倉分駐所及び勿来消防署窪田分駐所を分遣所に昇格させる。
8 月	・遠野町根岸字白幡40の1遠野支所内に常磐消防署遠野分駐所を設置する。
9 月	・いわき市消防音楽隊を設置する。
10 月	・常磐藤原町湯ノ岳山頂に消防無線中継局を開局、同時に無線通信指

年 月	記 事
	令センターを開設する。
昭和 46 年 2 月	・ 勿来消防署に化学消防自動車を設置する。
4 月	・ 消防職員定数を 239 人とする。
8 月	・ 常磐消防署遠野分駐所を分遣所に昇格させる。
	・ 泉町滝尻字上谷地 148 磐城支所泉出張所内に磐城消防署泉分駐所を設置する。
昭和 46 年 8 月	・ 内郷消防署で救急業務を開始する。
昭和 47 年 2 月	・ 平消防署に救助工作車を配置する。
	・ 磐城消防署に泡放射砲車を配置する。
	・ 常磐消防署に高発泡車を配置する。
4 月	・ 関内栄三が消防長に就任する。
	・ 警防課に機械通信係を増設する。
	・ 消防職員定数を 256 人とする。
8 月	・ 磐城消防署泉分駐所を分遣所に昇格させる。
	・ 小川町高萩字下川原 15 小川支所内に平消防署小川分駐所を設置する。
	・ 平消防署四倉分遣所で救急業務を開始する。
9 月	・ 常磐消防署の高発泡車を平消防署に配置替えする。
10 月	・ 常磐消防署に 20m 級屈折はしご付消防ポンプ自動車を設置する。
昭和 48 年 3 月	・ 市庁舎の落成により消防本部が本庁舎へ移転する。
6 月	・ 平消防署小川分駐所を分遣所に昇格させ、同地内に新築移転する。
	・ 三和町下市萱字堀ノ内 265 の 1 に平消防署三和分駐所を設置する。
昭和 49 年 3 月	・ 勿来消防署に救助工作車を配置する。
4 月	・ 消防職員定数を 285 人とする。
	・ いわき市危険物安全協会が設立される。
10 月	・ 平消防署三和分駐所を分遣所に昇格させる。
	・ 川前町川前字五林 6 川前支所内に平消防署川前分駐所、田人町旅人字下平石 150 田人支所内に勿来消防署田人分駐所を設置する。
12 月	・ 県から泡放射砲車 1 台、薬液搬送車 2 台の貸与を受け、勿来消防署に配置する。

年 月	記 事
昭和 50 年 1 月 2 月 3 月 4 月 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・磯貝導雄が消防長に就任する。 ・平消防署四倉分遣所を四倉町字東二丁目 168 の 1 に移転する。 ・平消防署に 40m 級はしご付消防ポンプ自動車を設置する。 ・消防職員定数を 311 人とする。 ・勿来消防署田人分駐所を分遣所に昇格させ、田人町旅人字下平石 137 に新築移転する。
昭和 51 年 3 月 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市消防設備士等協会が設立される。 ・機構改革を行い、消防本部庶務課を総務課に、警防課機械通信係を機械装備係に改称し、消防署に予防係を新設、四倉分遣所の救急係を廃止して、警防係を設ける。
昭和 51 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革に伴い消防本部に参事、消防本部各課及び各消防署に主幹の職を、平消防署に次長 2 人制を採用する。 ・平消防署川前分駐所を分遣所に昇格させ、川前町川前字五林 29 の 1 に新築移転する。
昭和 51 年 7 月 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年 12 月 17 日法律第 84 号）の規定により、いわき市小名浜（渚・高山・芳浜）、泉町下川（大剣）、佐糠町（大島）地区の一部をもって、同法による「いわき地区特別防災区域」に指定される。 （特定事業所 12 社） ・日本損害保険協会から寄贈された救急車（ニッサン 3B）を平消防署に配置し、現有車を特殊救急車に改装し、消防本部警防課に配置替えする。
昭和 52 年 1 月 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・消防情報提供用テレガイドを設置する。 ・富士興産株式会社小名浜油槽所、福島県及びいわき市による三者の防災協定が締結される。 ・いわき地区石油コンビナート等特別防災区域協議会が発足する。
昭和 53 年 3 月 4 月 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・磐城消防署のⅢ型化学車を廃車し、大型化学車を配置する。 ・嶋崎忠好が消防長に就任する。 ・磐城消防署に次長 2 人制を採用する。 ・磐城消防署に化学車（粉末式）を配置する。

年 月	記 事
昭和 54 年 3 月 4 月 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 磐城消防署に救助工作車（照明装置付）を配置する。 ・ 内山栄一が消防長に就任する。 ・ 消防職員定数を 321 人とする。 ・ 磐城消防署庁舎移転改築事業が完了し、小名浜字山神北 39 の 2 に移転する。 ・ 磐城消防署の泡原液搬送車を廃車し、県貸与勿来消防署の泡原液搬送車 1 台を磐城消防署に配置替えする。
昭和 55 年 1 月 3 月 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市消防救助隊を各消防署に設置する。 ・ 磐城消防署に大型高所放水車及び泡原液搬送車を配置する。 ・ 行政機構改革を実施し、指令業務を強化するため、消防本部警防課から指令室を独立させるとともに消防本部総務課に総合企画及び職員研修を担当する企画教養係を新設し、消防本部 3 課 1 室 9 係とする。さらに予防業務を強化するため各消防署に毎日勤務の予防係員（平 2、小名浜 2、勿来 1、常磐 1、内郷 1）を配置する。また、磐城消防署を小名浜消防署に、消防本部警防課警防係を警防救急係に改称する。
昭和 56 年 1 月 2 月 4 月 9 月 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内郷消防署に救助工作車を配置する。 ・ 勿来消防署に 32m はしご付消防ポンプ自動車を配置し、それに伴い、車庫の一部を増改築する。 ・ 消防職員憲章を制定する。 ・ 消防職員定数を 327 人とする。 ・ 消防本部・平消防署統合庁舎建設事業に着手する。 ・ 平消防署に救急隊を 1 隊増設する。
昭和 58 年 4 月 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤廣文が消防長に就任する。 ・ 消防本部・平消防署統合庁舎建設事業が完了し、平字正内町 22 に移転する。
昭和 59 年 3 月 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防職員定数を 322 人とする。 ・ 行政機構改革を実施し、小名浜消防署泉分遣所及び勿来消防署窪田分遣所をそれぞれ本署に統合する。また、好間地区及び三和地区を平消防署から内郷消防署に管轄変更する。
昭和 60 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平消防署四倉分遣所を四倉町字東四丁目 132 の 1 に新築移転する。

年 月	記 事
昭和 61 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・大谷光四郎が消防長に就任する。
昭和 63 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤長一が消防長に就任する。 ・平消防署四倉分遣所を四倉分署に改称し、また、消防署次長を副署長に職名変更する。
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本消防協会から寄贈された電源照明車を小名浜消防署に配置する。
平成元年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機構改革を実施し、消防本部指令室を指令課に改称するとともに消防本部総務課庶務係と企画教養係を統合して庶務企画係とする。また、平消防署四倉分署警防係から救急業務を独立させて救急係を新設する。
平成 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・倉嶋臣男が消防長に就任する。 ・消防次長が 2 人制となる。
平成 4 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・星康夫が消防長に就任する。
平成 5 年 2 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・平消防署に高規格救急自動車を配置する。 ・行政機構改革を実施し、警防課警防救急係を警防係と救急係に分離し、機械装備係を警防係に編入する。
平成 5 年 7 月 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士による救命処置の運用を開始する。 ・小名浜消防署に高規格救急自動車を配置する。
平成 6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・伊知川仁が消防長に就任する。
平成 7 年 4 月 6 月 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤至が消防長に就任する。 ・日本消防協会から寄贈された防火広報車を予防課に配置する。 ・緊急消防援助隊として救急部隊を 1 隊登録する。 ・日本消防協会から寄贈された 2B 型救急自動車を平消防署に配置する。

年 月	記 事
平成 8 年 3 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警防課に災害対応多目的車（26 人乗）を配置する。 ・ 常磐消防署に災害対応特殊救急自動車を配置する。 ・ 丹野務が消防長に就任する。 ・ 消防職員定数を 345 人とする。
平成 9 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 曾我市五郎が消防長に就任する。 ・ 常磐消防署遠野分遣所に警防救急係を新設、2B 型救急車を配置し救急業務を開始する。
平成 10 年 3 月 4 月 8 月 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防緊急情報システムの運用を開始する。 ・ 内郷消防署三和分遣所移転改築事業が完了し、三和町下市萱字堀ノ内 246 の 2 に移転する。 ・ 内郷消防署三和分遣所に警防救急係を新設、2B 型救急自動車を配置し救急業務を開始する。浜通り地区三消防本部を代表して、携帯電話等からの 119 番通報受付業務を開始する。 ・ 福島県消防防災航空隊が発足し、隊員として職員 1 名を派遣する。 ・ 大規模災害発生時における消防防災活動を支援するために、いわき市消防職員 O B で構成する「いわき市消防ボランティア隊」を設置する。 ・ 消防職員全員が応急手当指導員の資格を取得する。 ・ ファクシミリによる 119 番通報受付業務を開始する。 ・ 平消防署小川分遣所移転改築事業が完了し、小川町上小川字片石田 67 の 1 に移転する。
平成 11 年 4 月 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐々木敏文が消防長に就任する。 ・ 平消防署小川分遣所及び小名浜消防署江名分遣所に警防救急係を新設、2B 型救急車を配置し救急業務を開始する。 ・ 平成 11 年中の救急の出場件数が 1 万件を超える。（10,183 件）
平成 12 年 4 月 6 月 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部総務課の庶務企画係を総務係に改称する。 ・ 火災原因調査に係る相互応援協定（県内 12 消防本部）を締結する。 ・ 自治省消防庁へ実務研修員 1 名を派遣する。 ・ 平消防署四倉分署に高規格救急自動車を配置する。 ・ 常磐消防署遠野分遣所に軽査察広報車を配置する。

年 月	記 事
平成 13 年 1 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊の拡充に伴い、消火部隊（化学車、ポンプ車）及び特殊災害部隊（電源照明車）を追加登録する。 ・磯上四郎が消防長に就任する。 ・消防職員定数を 355 人とする。
平成 14 年 2 月 4 月 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・内郷消防署三和分遣所に軽査察広報車を配置する。 ・遠藤健一が消防長に就任する。 ・中央台飯野四丁目 9 の 1 に平消防署中央台分遣所を設置する。 ・平消防署小川分遣所に軽査察広報車を配置する。
平成 15 年 2 月 4 月 9 月 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・川前町の神楽山に消防無線中継所を大久町と小名浜消防署江名分遣所に前進基地局を開局する。 ・いわき市地域インターネットの運用開始に伴いいわき市ホームページに消防のサイトが設けられ各種情報提供を開始する。 ・ホームページによる火災等情報の提供を開始する。 ・「出光興産北海道製油所原油貯蔵タンク火災」（北海道苫小牧市）において、緊急消防援助隊として 3 点セット（大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車）が応援出動する。 ・常磐消防署庁舎改築事業が完了し、消防署の地番を「30 の 2」から「28 の 1」に改める。（地番変更は 11 月から施行）
平成 16 年 3 月 4 月 10 月 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊に 3 点セット（大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車）3 隊を新たに追加登録し、登録隊 7 隊とする。 ・木村清が消防長に就任する。 ・小名浜救助隊が潜水活動を伴う水難救助業務を開始する。 ・女性消防職員を 1 名採用する。 ・消防本部で再任用職員の採用を始める。 ・「平成 16 年新潟県中越地震」において、緊急消防援助隊として常磐消防署の救急車が応援出動する。 ・消防関係者の携帯電話へ電子メールによる火災情報の提供を開始する。
平成 17 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・市の文書管理システム運用開始に伴い、消防本部においても電子決裁事務を開始する。

年 月	記 事
平成 17 年 4 月 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊に、消火部隊（ポンプ隊）1 隊を追加し、登録隊 8 隊とする。 ・ I P 電話からの 119 番通報受付業務を開始する。
平成 18 年 2 月 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話からの 119 番通報受付が直接受信方式へ移行する。 ・平消防署川前分遣所に警防救急係を新設し、救急業務を開始する。
平成 19 年 3 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・支援情報管理システムを更新する。 ・上遠野洋一が消防長に就任する。 ・行政機構改革により、総務部消防防災課で行っていた消防団本部事務及び第 1 支団事務が消防本部総務課に移管され、消防団事務を担当する消防団係を新設、消防本部 4 課 9 係とする。 ・消防職員定数を 362 人とする。
平成 20 年 6 月 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 20 年岩手・宮城内陸地震」において、緊急消防援助隊として救助、後方支援、救急部隊（救助工作車、災害対応多目的車、救急車）が出動する。 ・「岩手県沿岸北部を震源とする地震」において、緊急消防援助隊として救助、後方支援、救急部隊（救助工作車、指揮車、救急車）が出動する。
平成 21 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・平消防署に高度救助隊を発隊する。
平成 22 年 3 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・統合型位置情報通知システムの運用を開始する。 ・渡邊徹矢が消防長に就任する。 ・高度救助隊員 6 名を国際消防救助隊員として登録する。
平成 23 年 1 月 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年の火災件数が、いわき市合併後最少の 67 件となる。 ・11 日午後 2 時 46 分、宮城県三陸沖（牡鹿半島の東南東約 13 k m）深さ約 24 k m を震源とする「東北地方太平洋沖地震」（マグニチュード 9.0、市内の最大震度 6 弱）が発生。四倉分署及び江名分遣所が津波により被災し、庁舎が使用不能となる。 ・12、13 及び 14 日、当市においては初となる、いわき市緊急消防援助隊受援計画に基づく、緊急消防援助隊・静岡県隊（延べ 324 名）の応援を受け、沿岸地域の要救助者の救助活動及び行方不明者の捜

年 月	記 事
平成 23 年 4 月 6 月	索活動を実施する。 ・4 月 11 日、福島県浜通りを震源地とする地震（マグニチュード 7.1、市内の最大震度 6 弱）が発生。土砂崩れ等が発生し、山間部に大きな被害を受ける。 ・4 月 12 日、福島県中通りを震源地とする地震（マグニチュード 6.3、市内の最大震度 6 弱）が発生。 ・4 月 18 日に四倉分署、21 日に江名分遣所がそれぞれ復旧し、庁舎の使用が可能となる。 ・阿部宏太郎が消防長に就任する。
平成 24 年 3 月 4 月	・東京電力福島第一原子力発電所事故対応で貸与した内郷消防署の消防ポンプ自動車を更新する。 ・小野善廣が消防長に就任する。 ・全国共済農業協同組合連合会福島県本部から寄贈された高規格救急車を常磐消防署に配置する。
平成 25 年 3 月 4 月	・大規模災害時の消防活動計画（震災消防活動編）を策定する。 ・吉田丈己が消防長に就任する。 ・消防緊急情報システム及び消防・救急無線のデジタル化改修事業が完了し運用を開始する。
平成 26 年 4 月	・消防事務一元化に伴い、消防団事務が消防本部に一元化される。 ・小名浜消防署江名分遣所を江名字南町 97 番地から江名字藪倉 156 番地の 1 に移転し、消防団第 2 支団 1 分団 1 班及び 2 班共用の消防団詰所（木造 2 階建）を併設する。
平成 27 年 1 月 4 月	・中古消防車両等 5 台について、一般社団法人日本外交協会を通して海外の開発途上国へ寄贈する。 ・草野正道が消防長に就任する。
平成 28 年 3 月 10 月	・小名浜消防署に水難救助車を配置する。 ・小型無人航空機を導入し、運用を開始する。

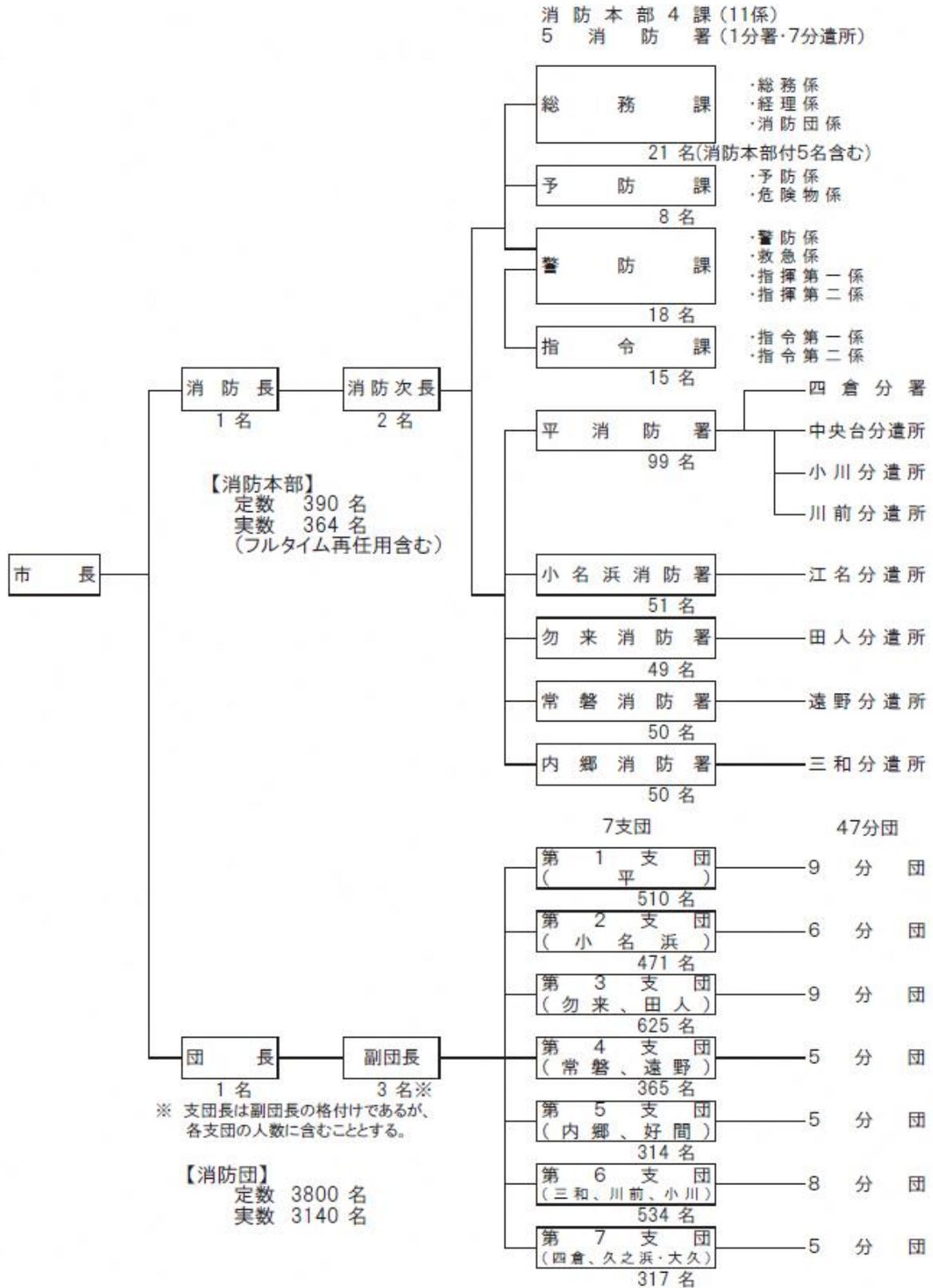
年 月	記 事
平成 29 年 1 月 2 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部に指揮隊車 1 台及び小名浜消防署に指揮隊車 1 台を配置する。 ・消防本部及び常磐消防署において、指揮隊の暫定運用を開始する。 （小名浜消防署の指揮隊車を常磐消防署において、暫定運用） ・猪狩達朗が消防長に就任する。
平成 30 年 2 月 4 月 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・平消防署において、指揮隊の暫定運用を開始する。 ・指揮隊の暫定運用を終了し、専従の指揮隊を発隊、警防課指揮第一係及び第二係を新設、本部 4 課 11 係とする。 ・本市初となる緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を開催する。
平成 31 年 2 月 3 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市医療センターにおいて、救急ワークステーションの運用を開始する。 ・小名浜消防署において、大型化学消防車及び大型高所放水車を廃止し、大型化学高所放水車を配置する。 ・猪狩浩二が消防長に就任する。
令和 2 年 3 月 4 月 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省消防庁から重機及び重機搬送車が無償貸与され、小名浜消防署へ配置する。 ・福島県の緊急消防援助隊に土砂・風水害機動支援部隊が発隊し、本市が支援部隊長を務める。 ・建物火災活動要領及び水難救助事故活動要領を制定し、運用を開始する。 ・N e t 119 緊急通報システムの運用を開始する。
令和 3 年 1 月 3 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年の火災件数が、いわき市合併後最少の 58 件となる。 ・総務省消防庁から水上オートバイが無償貸与され、平消防署へ配置する。 ・集団救急事故時の救急救護活動計画を廃止し、多数傷病者事故活動要領を制定する。（令和 3 年 4 月 1 日から運用） ・鈴木富康が消防長に就任する。 ・消防職員定数を 390 人とする。 ・多数傷病者事故活動要領を制定し、運用を開始する。

年 月	記 事
令和 4 年 2 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警防課に機動連絡車を配置する。 ・ 大嶺常貴が消防長に就任する。 ・ 特殊災害活動要領（道路トンネル事故及び鉄道事故）を制定し、運用を開始する。

(出所：「いわき市の消防」)

2 いわき市の消防組織図

令和4年4月1日現在



3 主な業務内容（事務分掌）

令和4年3月31日現在、以下の通りである。

【総務課】

- (1) 組織、総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- (3) 例規に関すること。
- (4) 職員の教養に関すること。
- (5) 他部局との連絡及び調整に関すること。
- (6) 消防団に関すること。
- (7) 消防賞じゆつ金等審査委員会に関すること。
- (8) 議案、決算、監査等の取りまとめに関すること。
- (9) 表彰に関すること。
- (10) 消防長会に関すること。
- (11) 職員の福利厚生及び公務災害補償に関すること。
- (12) 消防職員委員会に関すること。
- (13) 職員の安全衛生管理及び交通安全対策の統括に関すること。
- (14) 広報広聴及び統計に関すること。
- (15) 公印の管理に関すること。
- (16) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (17) 情報公開コーナーに関すること。
- (18) 消防音楽隊に関すること。
- (19) 職員の給与に関すること。
- (20) 予算及び経理に関すること。
- (21) 国庫補助金等の申請事務に関すること。
- (22) 物品の購入及び処分に関すること。
- (23) 貸与品に関すること。
- (24) 消防施設の整備及び営繕に関すること。
- (25) その他他の所管所掌に属さない事項に関すること。

【予防課】

- (1) 火災予防対策に関する事。
- (2) 防火思想の普及向上に関する事。
- (3) 予防査察に関する事。
- (4) 建築確認等の同意に関する事。
- (5) 防火管理者に関する事。
- (6) 消防用設備等に関する事。
- (7) 火災の調査に関する事。
- (8) 危険物製造所等の規制に関する事。
- (9) 危険物製造所等の保安に関する事。
- (10) いわき地区石油コンビナート等特別防災区域の防災対策に関する事。
- (11) 予防関係届出事項に関する事。
- (12) いわき市危険物安全協会に関する事。
- (13) いわき市消防設備士等協会に関する事。

【警防課】

- (1) 火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関する事。
- (2) 消防用水利に関する事。
- (3) 警防計画及び訓練に関する事。
- (4) 消防相互応援に関する事。
- (5) 救助業務に関する事。
- (6) 救急業務に関する事。
- (7) 指揮業務に関する事。
- (8) 技能指導に関する事。
- (9) 防災及び救急関係機関との連絡調整に関する事。
- (10) 福島県消防防災航空隊等との連絡事項に関する事。
- (11) 消防機械器具に関する事。
- (12) いわき市自主防災組織に対する訓練指導等に関する事。
- (13) いわき市消防ボランティア隊に関する事。

【指令課】

- (1) 火災、救急その他災害の出動指令に関する事。
- (2) 消防通信の運用に関する事。
- (3) 火災警報に関する事。
- (4) 消防情報に関する事。
- (5) 消防通信施設の整備及び管理に関する事。

【消防署（警防第一係・警防第二係）】

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の収受、発送及び保存に関する事。
- (3) 表彰に関する事。
- (4) 職員の配置及び服務に関する事。
- (5) 職員の教養訓練に関する事。
- (6) 職員の福利厚生及び公務災害に関する事。
- (7) 職員の安全衛生管理及び交通安全対策に関する事。
- (8) 給与の支給に関する事。
- (9) 予算の経理に関する事。
- (10) 物品の購入及び保管に関する事。
- (11) 消防団に関する事。
- (12) 火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関する事。
- (13) 救助業務の実施に関する事。
- (14) 地理調査及び消防用水利の維持管理に関する事。
- (15) 消防情報の収集及び伝達に関する事。
- (16) 消防通信の運用に関する事。
- (17) 消防通信施設の維持管理に関する事。
- (18) 消防機械器具の維持管理に関する事。
- (19) 消防庁舎の維持管理に関する事。
- (20) いわき市自主防災組織に対する訓練指導等に関する事。
- (21) その他、他の所管所掌に属さない事項に関する事。

【消防署（予防係）】

- (1) 火災予防対策に関する事。
- (2) 防火思想の普及向上に関する事。
- (3) 予防査察に関する事。
- (4) 防火管理者の育成指導に関する事。
- (5) 消防用設備等に関する事。
- (6) 火災の調査に関する事。
- (7) 危険物製造所等の規制に関する事。
- (8) 危険物製造所等の保安に関する事。
- (9) 液化石油ガスの保安に関する事。
- (10) 防火安全性意見書に関する事。
- (11) 防火基準適合表示に関する事。
- (12) 予防関係届出事項に関する事。
- (13) り災証明等に関する事。
- (14) 消防手数料の徴収に関する事。
- (15) いわき市危険物安全協会に関する事。

【消防署（救急第一係、救急第二係）】

- (1) 救急業務の実施に関する事。
- (2) 救急知識の普及向上に関する事。
- (3) 救急調査に関する事。
- (4) 救急技術の研究及び訓練に関する事。
- (5) 救急関係機関との連絡に関する事。
- (6) 救急用資器材の維持管理に関する事。
- (7) 救急搬送証明に関する事。

【分署にあつては警防第一係、警防第二係

分遣所（田人分遣所を除く）にあつては警防救急第一係、警防救急第二係】

- (1) 火災、その災害の警戒及び防ぎよに関する事。
- (2) 地理調査及び消防用水利の維持管理に関する事。
- (3) 消防情報の収集及び伝達に関する事。
- (4) 消防通信の運用に関する事。
- (5) 消防通信施設の維持管理に関する事。
- (6) 消防機械器具の維持管理に関する事。
- (7) 消防庁舎の維持管理に関する事。
- (8) 消防団に関する事。
- (9) 予防査察に関する事。
- (10) 火災の調査に関する事。
- (11) 各種届出事項に関する事。
- (12) いわき市自主防災組織に対する訓練指導等に関する事。

【救急第一係、救急第二係

分遣所（田人分遣所を除く）にあつては警防救急第一係、警防救急第二係】

- (1) 救急業務の実施に関する事。
- (2) 救急知識の普及向上に関する事。
- (3) 救急調査に関する事。
- (4) 救急技術の研究及び訓練に関する事。
- (5) 救急関係機関との連絡に関する事。
- (6) 救急用資器材の維持管理に関する事。

【分遺所（田人分遺所）】

- (1) 火災、その他災害の警戒及び防ぎよに関する事。
- (2) 地理調査及び消防用水利の維持管理に関する事。
- (3) 消防情報の収集及び伝達に関する事。
- (4) 消防通信施設の維持管理に関する事。
- (5) 消防通信の運用に関する事。
- (6) 消防機械器具の維持管理に関する事。
- (7) 消防庁舎の維持管理に関する事。
- (8) 消防団に関する事。
- (9) 予防査察に関する事。
- (10) 火災の調整に関する事。
- (11) 各種届出事項に関する事。
- (12) いわき市自主防災組織に対する訓練指導等に関する事。

4 決算の状況

(1) 消防費の状況

いわき市の消防費の内訳は以下の通りとなる。合計金額は減少傾向にあるが、「6 災害対策費」が減少傾向にあることが影響している。

【歳出 9 款 消防費】

(単位：千円)

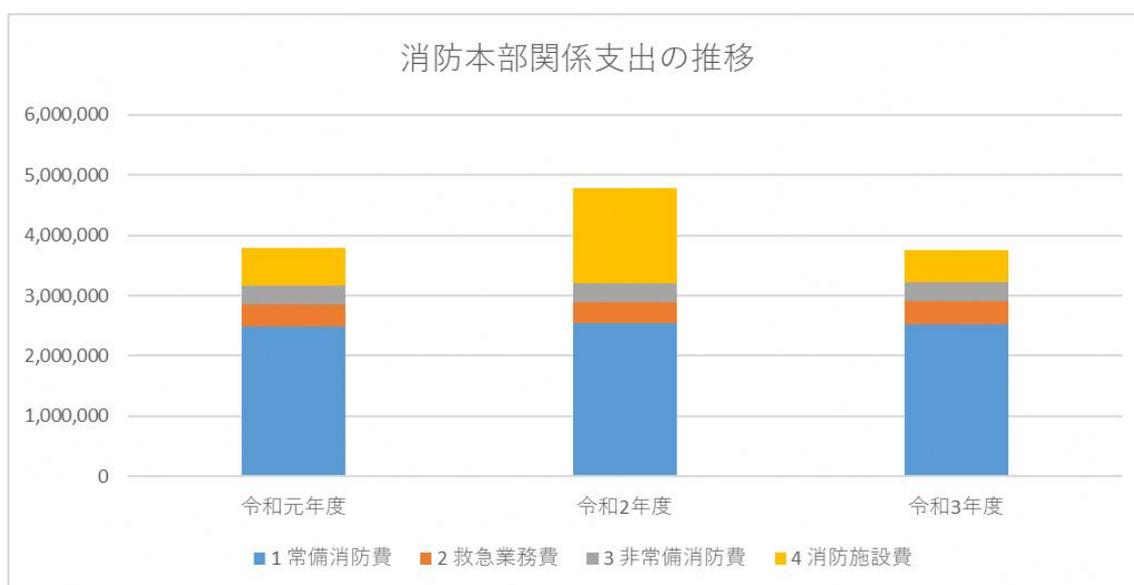
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 常備消防費	2,493,190	2,537,422	2,527,002
2 救急業務費	353,736	356,250	376,773
3 非常備消防費	322,687	304,638	310,325
4 消防施設費	612,564	1,586,304	538,121
5 水防費	7,389	51,021	35,575
6 災害対策費	2,468,544	1,038,570	668,441
合計	6,258,112	5,874,207	4,456,239

(2) 消防本部の支出状況

いわき市消防本部では(1)消防費のうち「1 常備消防費」「2 救急業務費」「3 非常備消防費」「4 消防施設費」が主な支出となる。

過去3年の推移は合計金額が37億円程度で推移しており、令和2年度は例年より10億円ほど合計金額が多い。令和2年度は消防施設費の常備消防施設整備事業費が令和3年度と比較して677百万円ほど増加しており、消防車両や救急車両の更新が多かったことに起因する。

(単位；千円)



(3) 主な事業の状況

消防本部の主な事業（人件費除く）は以下の通りとなる。原則として10,000千円以上の事業を監査対象としている。また、光熱水費や都度の細かい消耗品費等は他の項目と比較し、検討の重要度が低いものと判断されることから、10,000千円以上の事業であっても監査対象から除外している（※参照）。

（単位：千円）

監査対象	事業名称	令和3年度 決算額
1	消防庁舎浸水対策事業費	120,864
2	耐震性貯水槽整備事業費	103,224
3	消防団員報酬	99,335
4	消防車両整備事業費（単独）	87,059
5	縣市町村総合事務組合負担金	83,315
6	消火栓設置等工事負担金	72,629
7	消防機械整備事業費	61,552
※1	総務管理経費（消防本部）	49,068
※1	総務管理経費（消防署）	48,514
※1	消防団活動事務費	41,724
8	消防緊急情報システム等関連経費	36,322
9	費用弁償等	28,433
10	消防施設整備事業費	27,525
11	内郷消防署建設事業費	25,297
※2	指令業務経費	22,724
※3	消防団活動事務費 車両等関連経費	18,218
12	県消防協会いわき支部補助金	17,136
※4	警防業務経費	16,922
13	消防庁舎維持補修事業費 臨時経費分	16,368
14	消防団充実強化事業費	16,150
※1	総務管理経費（救急）	12,567
※5	救急活動経費	11,929
15	予防業務経費	11,645
16	消防庁舎維持補修事業費	10,516
17	消防人材育成強化事業費	9,184
	水利施設維持管理事業費	7,461
	消防団活動事務費 感染症対策分	6,011

監査対象	事業名称	令和3年度 決算額
	職員研修経費	5,938
	救急活動経費 感染症対策分	4,921
	防火服更新事業費	3,768
	警防業務経費	3,205
	救急救命強化事業費	2,741
	防火水槽整備事業費	2,280
	Net 119 緊急通報システム整備事業費	1,716
	消防施設維持管理費	1,625
	指令業務経費	1,353
	東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防警戒経費	1,211
	指令業務経費	191

合計：1,090,657 千円

※1：取引がすべて5百万円未満であり、電気代や燃料代が主となっている。

※2：取引がすべて5百万円未満であり、回線や無線の使用料などが主となっている。

※3：取引がすべて5百万円未満であり、車検費用などが主となっている。

※4：取引がすべて5百万円未満であり、車検費用などが主となっている。

※5：取引がすべて5百万円未満であり、救急消耗品などが主となっている。

5 総括的事項

(1) 職員人件費

① 概要

消防本部に関する職員人件費は大きく分けて「常備消防費」に属するものと「救急業務費」に属するものがある。「救急業務費」に属する職員人件費は主に救急専従係であり、それ以外の職員人件費が「常備消防費」に属している。過去5年間の職員人件費の金額と消防本部の人数（定数と実数）は以下の通りである。

(出所：消防本部総務課提供資料)

<職員人件費>集計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
常備消防費（千円）	2,173,607	2,259,531	2,306,871	2,297,765	2,317,143
救急業務費（千円）	310,539	326,522	319,576	324,008	344,421
定数（年度末）人数	362	362	362	362	390
実数（年度末）人数	353	359	361	360	360
うち救急専従係	42	42	42	42	42

※令和3年度に職員の定数を362人→390人に増やしている。退職者数を考慮しながら新規採用数を決めているため、以降は増加する傾向にある。

② 監査の手続

- ア 常備消防費や救急業務費の職員人件費に係る詳細な資料を入手して閲覧・比較・分析等を実施した。
- イ 消防本部総務課に質問を実施した。
- ウ 常備消防費や救急業務費の職員人件費の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- エ 超過勤務手当及び各種手当について、サンプルとして令和3年12月分を抽出し、「超過勤務及び特殊勤務命令簿」「諸手当実績報告書」「超過勤務手当等実績報告書」等を閲覧及び照合した。

③ 監査の結果

ア 給料表

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

消防白書(令和4年版)第2章第3節「消防職団員の活動」では、給料及び諸手当について次のように記載されている。

3. 勤務条件等

(1) 消防職員の勤務条件等

ア 給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つことが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度、勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和 26 年国家消防庁管理局長通知）。

なお、「昭和 26 年国家消防庁管理局長通知」では次のとおり定められている。

地方公務員法の施行に伴う消防職員に関する条例及び規則の取扱について(抄)

昭 26・3・16 国消管発第 58 号

各都道府県知事あて 国家消防庁管理局長通知

1 消防職員の給与について

消防職員の給料については、その職務の危険並びに勤務の態様の特殊性等に鑑み、一般職員と異なる特別給料表(別紙 1※現在の国の公安職俸給表(一)に相当)を適用すること。但し、同表によりがたい上級職員(同表 8 級 8 号に相当する者以上の上級職員)については、一般給料表によるものとする。

条例の制定に当っては、原則として先般地方自治庁から示された「職員の給与に関する条例案」に基づく市町村給与条例の中に織込まれたい。

なお、地方公務員法第 25 条第 3 項第 4 号(現行第 3 項第 5 号)に基づく手当については、別に特殊勤務手当に関する条例準則に示す予定であるから、それによられたい。

なお、従来給与品、貸与品と呼ばれていたものについては、従前のおおりの取扱をされたい。

2 消防職員の勤務時間について

条例の準則は消防職員の勤務の特殊性に鑑み、追って示す予定である。

(出所:地方公務員法実例判例集—第五次改訂—)

この通知は昭和 26 年のものであるが、消防職員の職務の危険度と勤務態様の特殊性等については現在でも変わることはない。また、令和 4 年版消防白書で引用されていることから、現在でも廃止されていないと考えられる。

これに対して、いわき市消防本部総務課によれば、いわき市の消防職員の給与について、次のように算定されている。

「いわき市職員の給与に関する条例」第3条(1)行政職給料表を採用し、「いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例」及び「いわき市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」に基づき手当を支給している。また、福島県の近隣都市である福島市や郡山市でも例規集による条例を査閲したところ、いわき市と同様に「行政職給料表」を採用しており消防職員用の特別給料表は作成していないことを確認した。

消防職員用の特別給料表の作成はいわき市の市議会でも過去に検討はされており、その結果として現行の取扱いとなっていること、また、消防職員の給与や手当は議会での審議や決議をもって定められた条例に基づき支給されていることを考えると特に問題となることはないと考えられる。

なお、いわき市総務部職員課からの回答は以下の通りとなる。

特別給料表の創設に係る検討については、具体的な資料を確認することはできなかったものの、本市発足当初より、課題として認識されていた経過があります（本市議会議事録より）。

一方で、消防職員に係る給料表の適用については、各自治体に応じて取扱いに相違が見られるところであり、本市においては、地方公務員法に定める均衡の原則に則り、他市の状況を十分に斟酌して、現行の取扱いとしているところです。

なお、地方公務員の給与等勤務条件については、各地方公共団体における条例で定めることとされており、このことは、当該消防白書中においても明記されているところです。

また、消防白書において「特別給料表を適用することが望ましい」とされる理由として、「明確性及び透明性の観点から問題がある」ことが挙げられているが、議会における審議と議決をもって定められる条例に基づき支給される給与は、十分に明確性と透明性を有しているものと思料します。

また、消防職員は他の一般職員と比較するとその職務の危険性や特殊性があるのも事実であり、手当だけでは調整しきれない部分もある。これに対していわき市では、消防職員の初任給を他の一般の職員より4号給引き上げることにより他の一般職員より待遇を上げて対応している。

「いわき市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」

(初任給基準表)

第 11 条 条例第 5 条第 1 項に規定する初任給の基準は、次の各号に掲げる初任給基準表によるものとし、それぞれの初任給基準表は、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

(1) 行政職給料表初任給基準表 (別表第 12)

別表第 12 は以下の通りとなっている。

行政職給料表初任給基準表

職員の区分	試験	学歴免許	初任給
一般職員	正規の試験	大学卒	1 級 29 号給
		短大卒	1 級 19 号給
		高校卒	1 級 9 号給
	その他	大学卒	1 級 25 号給
		短大卒	1 級 15 号給
		高校卒	1 級 5 号給
消防職員	正規の試験	大学卒	1 級 33 号給
		短大卒	1 級 23 号給
		高校卒	1 級 13 号給
	その他	大学卒	1 級 29 号給
		短大卒	1 級 19 号給
		高校卒	1 級 9 号給

※消防職員とは消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 11 条に規定する消防吏員をいい、一般職員とは消防職員以外の職員をいう。

イ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当である。

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

地方公務員の給与に関しては、地方自治法、地方公務員法に定められており、給与、特殊勤務手当についての定めは以下のとおりである。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

施行日：令和四年十二月十九日

（令和四年法律第九十六号による改正）

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

施行日：令和四年六月十七日

（令和四年法律第六十八号による改正）

第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

（給与に関する条例及び給与の支給）

第二十五条 職員の給与は、前条第五項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 給料表

二 等級別基準職務表

三 昇給の基準に関する事項

四 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項

五 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四条第二項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項

六 非常勤の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項

七 前各号に規定するものを除くほか、給与の支給方法及び支給条件に関する事項

4 前項第一号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5 第三項第二号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

消防職員に係る特殊勤務手当は、「いわき市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則」で定められている。火災出動手当、救急業務手当、救助業務手当、危険物検査手当、高所作業手当、夜間勤務手当、機関員手当、潜水作業手当の8つあり、その内容は次の通りである。

名称		支給額（円）	支給基準	支給を受ける者の範囲
火災出動		300	1回	消防職員が火災のため出動し、消火の作業に従事したとき
救急業務	標準課程	250	1回	消防職員が消防法（昭和23年法律第186号。以下この条において「法」という。）第2条第9項に規定する業務に従事したとき
	救命士	400		
	特定行為	510		
救急業務		250	1回	消防職員が災害又は事故現場に出動し、人命救助の作業に従事したとき （消防隊が救急活動支援業務（PA連携）を行ったときを含む）
危険物検査		300	1日	消防隊員が法第11条又は第16条の5の規定により危険物の検査に従事したとき
高所作業		300	1回	消防隊員がおおむね10メートル以上の高所において救助、消火の作業又は危険物の検査に従事したとき
夜間勤務		130	1回	消防隊員が正規の勤務時間による勤務が深夜の場合
機関員	準中型・普通	100	1勤務	機関員が消防自動車等を緊急用務のために運転する業務に従事したとき
	大型・中型	200		
潜水作業		310	1回	消防隊員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき

（出所：消防本部総務課提供資料）

上記以外に新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員に対する手当として、防疫作業手当がある。これは新型コロナウイルス感染症の患者（感染が疑われる者を含む）の移送、消毒その他措置のかかる作業をした場合に1日3,000円、

感染症の患者の身体に接触して行う作業、感染症の患者に長時間にわたり接して行う作業等をした場合に1日4,000円を支給することとしている（令和2年1月27日から適用）。消防隊員は救急搬送時等に患者の身体に接触する機会が多いことから、1日4,000円の支給を受ける場合が多い。

救急専従係が毎年42人と変動していないにもかかわらず、救急業務費が年々増加傾向にある理由は、新型コロナウイルス感染症の影響で救急出動回数が増加し、防疫作業手当が増加したことがいえる。

	令和2年度	令和3年度
救急件数（暦年）	12,533件	12,676件
特殊勤務手当総額	25,734千円	55,977千円
防疫作業手当件数（支給人数）	715件（1,952人）	4,330件（9,476人）
防疫作業手当支給額（@4,000円）	7,808千円	37,904千円

（出所：消防本部総務課提供資料）

ウ 超過勤務手当

超過勤務手当とは、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合に支給される手当をいう。

毎日勤務者と隔日勤務者に分かれるが、消防職員のほとんどは隔日勤務者に該当する。隔日勤務者の正規の勤務時間は下記の通りである。

- ・勤務時間：8時30分～翌8時30分（休憩・仮眠時間を除く15時間30分）
- ・休憩時間：12時00分～13時00分
17時15分～18時45分
- ・仮眠時間：21時00分～翌7時00分までに割り振られた6時間

<いわき市職員の給与に関する条例>

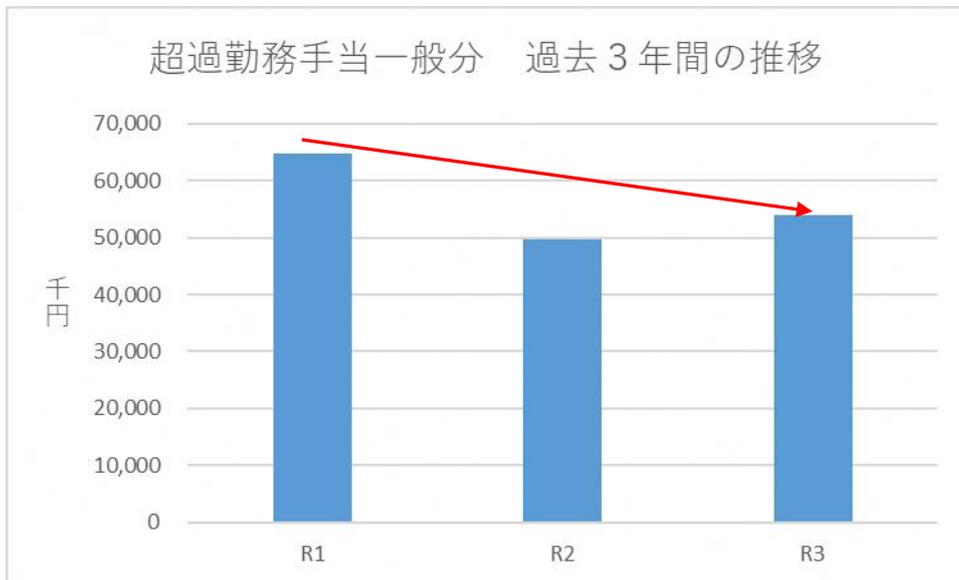
(超過勤務手当)

第 14 条

正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

超過勤務手当の過去 3 年間の推移は以下の通りとなっている。

超過勤務手当 一般分執行金額		(単位：千円)		
年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
超過勤務手当	64,755	49,617	53,883	



(出所：消防本部総務課提供資料)

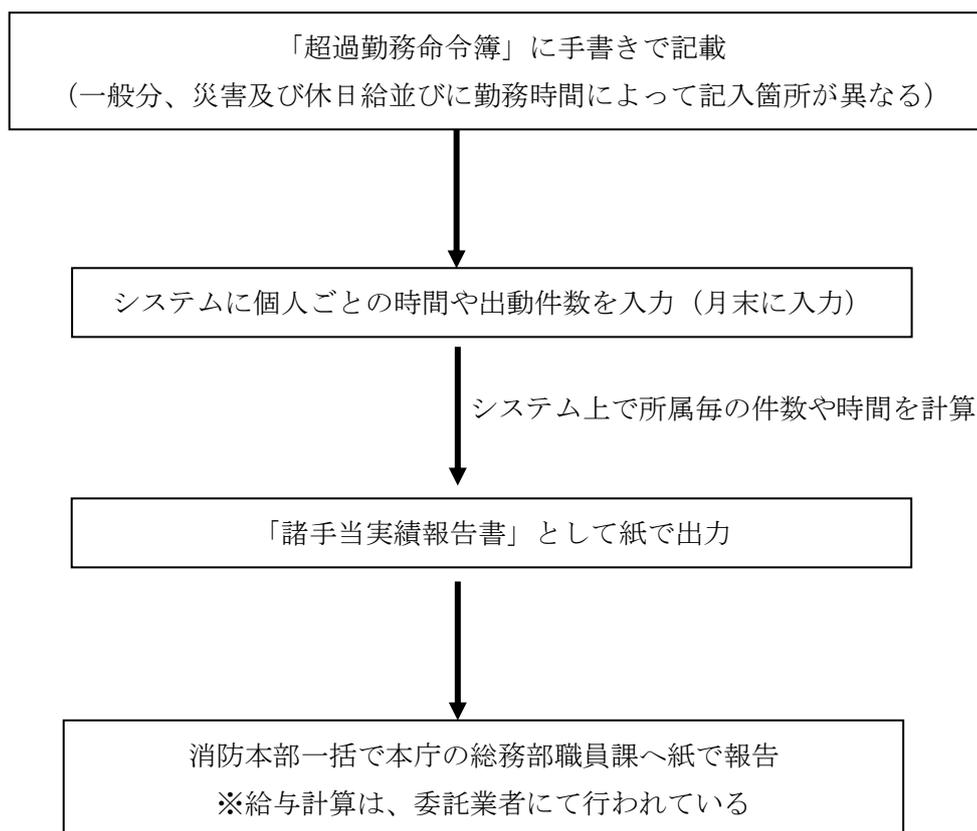
超過勤務手当は減少傾向にある。これは働き方改革を進めている結果であり、具体的には以下の要因による。

- ・隔日勤務者に日勤での仕事を充て、今まで超過勤務で行っていた業務を日勤で行う。
- ・各課の事務作業の見直しを行い、簡素化した。
- ・間違いやすい超過勤務手当等のマニュアルを作成。

ただ、業務で使用している勤務報告については依然として紙面で管理をしている。消防職員は各自、「超過勤務及び特殊勤務命令簿」（紙面）に手書きで超過勤務等を記載し、消防署長の承認をもらい、月末締めで消防本部総務課へ提出されシステムへ一括入力している。

具体的な業務フローは以下の通りとなっている。

<超過勤務命令簿の記載からシステム入力までの流れ>（出所：消防本部総務課作成）



今回はサンプルで2022年12月分の「超過勤務及び特殊勤務命令簿」「諸手当実績報告書」「超過勤務手当等実績報告書」等を開覧及び照合した結果、特に問題は検出されなかった。しかし、消防職員の各種手当は種類が多く複雑であり、それを各自紙面に手書きで記入し集計・システムへの入力をするには業務量が多く、また人為的なミスも生じやすい環境といえる。今回は特にミスはなかったが過去の監査委員の監査でミスが発見され指摘に上がっていることを確認している。

現在、いわき市役所内では構造改革が進められており消防向け勤怠管理システムの導入が検討されているが、業務の効率化の観点からも各自直接システムに入力する方式にするなど、早急にシステム化を検討することが望ましい。

【意見】

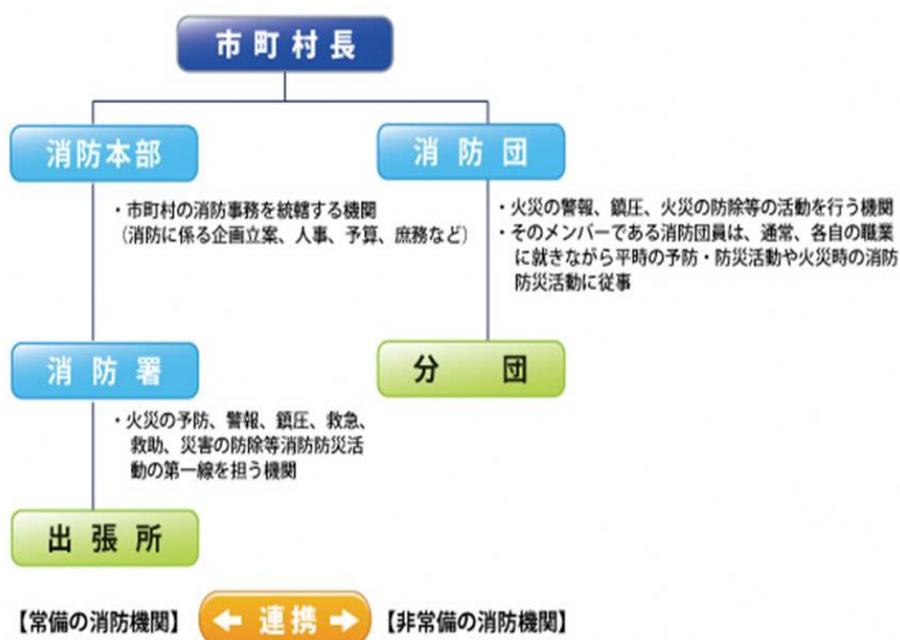
業務報告については業務の効率化の観点からも各自直接システムに入力する方式にするなど、早急にシステム化を検討することが望ましい。

(2) いわき市の消防団

① 概要

ア 消防団について

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関である（消防組織法第9条）。構成員である団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も有している。消防団は非常備消防機関であるが、常備消防機関である消防本部や消防署との関係は以下のとおりである。



(出所：消防庁ウェブサイト)

いわき市においても、消防団が設置され、消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員については、団長が市長の承認を得て任命している（消防組織法第18条第1項及び第19条第2項、いわき市消防団の設置等に関する条例第1条及び第2条、いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例第2条）。全国の消防団の状況は、令和2年4月1日現在、以下のようになっている。



消防は消火、救急など国民を災害から守ることを任務とし、市町村が責任を持って実施することになっています。



(出所：消防庁ウェブサイト)

消防という言葉から消火活動を主にイメージするが、近年では、大規模な自然災害の発生、社会状況の変化等により消防本部や消防署の業務範囲も拡大し、それに応じて、消防団の役割も拡大している。

消防団を構成する団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動のみならず、地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために活躍している。また、平常時においても、訓練の他、応急手当の普及指導、高齢者宅への防火訪問を含む住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などに従事し、地域における消防力・防災力の向上において重要な役割を担っている。そのため、平成25年議員立法で制定された「消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律」でも、消防団は「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であること」が明記されている。

消防団は、次のような特性を有する。

- (ア) 構成員である団員は、地域の住民であることが多く、地元の事情等に通じ地域に密着した存在（地域密着性）。
- (イ) 団員数は、かつてより減少しているものの、なお、全国で約81万人（令和2年4月1日現在）と、常備職員の約5倍の人員（要員動員力）。
- (ウ) 団員は、日頃から教育訓練を受けており、災害発生時には即時に対応できる能

力を保有（即時対応力）。

いわき市においても、東日本大震災時における、警戒広報をはじめ、避難誘導、行方不明者の搜索活動及び避難所への給食・給水活動、東日本台風時における水害ゴミの撤去活動等においてその貢献は大なるものであった。

イ 現状と課題について

高度成長期以降の地域社会、就業構造、国民意識の大きな変化に伴い、過疎地域などにおいては、新たに団員として参加する若年層が年々減少する一方、都市部を中心に地域社会への帰属意識の希薄化が生じ、既存の地域組織活動になじみが薄い住民が増加している。このような背景のもと、団員の年齢構成は、40代や50代以上の割合が増加するなど高齢化が進行し、また、団員の職業構成は、かつては自営業者などが中心を占めていたが、被雇用者である団員の割合が増加している。被雇用者率は全国平均で、昭和43年では26.5%であったのに対し、令和2年には73.9%に達している。いわき市においても、直近で、団員の平均年齢は44.4歳、被雇用者率は75%程度となっている。

このような団員数の減少と団員構成の変化が、消防団の運営に影響を及ぼしており、適正な規模の活力ある消防団の確保をいかに図って行くかが、各地域・市町村の切実な課題となっている。

② いわき市消防団の状況について

ア 組織の状況について

いわき市消防団は、1団となっており、令和4年4月1日現在、消防団長1名、消防副団長3名の下に、7支団、47分団、325班、消防団長・消防副団長4名を含み実数は3,140名（定員3,800名）の構成となっている。

支団	担当地区	分団数	班数	令和3年4月1日	令和4年4月1日
団本部				4	4
第1支団	平	9	57	510	510
第2支団	小名浜	6	55	478	471
第3支団	勿来、田人	9	51	633	625
第4支団	常磐、遠野	5	34	371	365
第5支団	内郷、好間	5	29	316	314
第6支団	三和、川前、小川	8	60	548	534
第7支団	四倉、久之浜・大久	5	39	322	317
		47	325	3,182	3,140

（出所：いわき市の消防より監査人加工）

イ 消防団施設と消防機械の状況について

R4.4.1現在

施設別	支団別		第1支団	第2支団	第3支団	第4支団	第5支団	第6支団	第7支団	
	合計	団本部								
詰所・機械置場	329	1	56	49	52	34	33	66	38	
火の見・ホース乾燥塔	282		48	46	46	28	28	52	34	
サイレン	175		30	25	35	24	19	22	20	
車両等計	595	1	103	95	91	62	54	118	71	
消防ポンプ自動車	46		7	9	11	6	4	4	5	
小型動力ポンプ	274		48	43	40	28	25	57	33	
小型動力ポンプ積載車	274		48	43	40	28	25	57	33	
その他の車	1	1								
車載無線	車両用無線機	48	1	9	6	9	5	5	8	5
	車両用受令機	273		46	46	42	29	24	53	33

(出所：いわき市の消防)

ウ 消防団員訓練等の状況について

消防団員の訓練等の種類は以下のとおりである。

- (ア) 教養訓練 班長科研修(隔年実施)、初任者教養訓練、消防団幹部研修、消防人意見発表大会(隔年実施)、福島県消防学校派遣研修
- (イ) 演習関係 福島県いわき地方総合防災訓練、福島県石油コンビナート総合防災訓練、規律訓練、消防操法、火災予防運動(訓練・啓発パレード・夜間警戒広報等)
- (ウ) 行事等 消防出初式、消防団春季検閲式、消防幹部大会、消防操法大会(隔年)

なお、消防団員の資質向上を目的に、令和3年度は県消防学校教育課程へ、ポンプ操法指導員科に7名、指揮幹部科に14名を派遣、消防団活動の充実、強化及び消防団活性化に必要な知識及び技術を取得するため、消防大学校「消防団活性化推進コース」に4名を派遣している。

エ 消防団員の身分・福利厚生について

消防団員の身分・福利厚生は以下のとおりである。

- (ア) 消防団員の身分は、特別職の地方公務員となる。
- (イ) 活動に必要な被服が貸与される。
- (ウ) 消防団活動中に死亡、負傷または病気にかかった場合、公務災害補償制度に基づいて補償を受けることができる。
- (エ) 消防団員として、5年以上勤務した退職者には、階級及び勤務年数に応じた退職報償金が支給される。
- (オ) 消防団活動の対価として、階級に応じた年額の「団員報酬」が支給され、また、水火災または、地震等の災害出動の回数や内容に応じた「出動手当」が団員報酬とは別に支給される。なお、報酬額等は、以下「キ 条例改正の状況について」を参照されたい。

オ 消防団の出動状況について

直近の状況は以下のとおりである。

出動区分	令和2年1月1日から12月31日		令和3年1月1日から12月31日	
	件数	人員数	件数	人員数
火災	84	2,447	111	3,646
水害	10	356	6	299
その他	373	26,819	507	27,187
合計	467	29,622	624	31,132

(出所:いわき市の消防より監査人加工)

カ 「いわき市消防団のあり方」に関する上申書の内容について

いわき市消防団は、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震を契機に組織の見直しを行い、平成16年4月から団員定数を3,800人とする新体制となり現在に至っている。この間、社会環境や就業構造の変化等により団員数は年々減少している。また、少子高齢化が顕著である今日において、当該定数を維持することは困難なことから、今後とも持続可能な消防団運営となるよう、消防団の「人員」、「行事」、「施設」について消防団内で検討を行い、その内容をまとめた「いわき市消防団のあり方」に関する上申書を令和4年4月に市長に提出している。内容は以下のとおりである。

- (ア) 人員について 消防団員の定数を3,200人とする。
- (イ) 行事について 団員の負担軽減を図るため、主要行事の「春季検閲式」及び「消防操法大会」の開催規模を縮小する。また、団員増員を図るため、雇用者等に対し消防団活動の理解を求め、ITツール等の活用により、組織内の連携を強化する。
- (ウ) 施設について 災害時に団員が集まらず、即応できないなどの状況があること

から、出動しやすい環境となるよう、各支団の地域環境と活動状況を鑑み、施設数とその配置の最適化に係る検討を継続する。

キ 条例改正の状況について

いわき市は、令和4年9月に、「いわき市消防団の設置等に関する条例」の一部改正を行い、定員数を従来の3,800人から、3,200人に改めている。また、令和3年4月の消防庁長官通知「消防団員の報酬等基準の策定等について」等により、「いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例」についても一部改正を行っている。主たる内容は、従来の出動手当については、費用弁償（第14条）として扱ってきたが、その性格は、消防団活動の職務の対価であり年額報酬と同様なため、出動報酬とし報酬（第12条）に含めたこと、また、年額報酬や出動報酬を引き上げ、団員の処遇改善を図ったことである。

以下は、主たる新旧の内容を比較してまとめたものである。

新	旧
<p>第12条（報酬）</p> <p>団員には、別表第1に定める年額報酬及び別表第2に定める出動報酬を支給する。</p>	<p>第12条（報酬）</p> <p>団員には、別表第1に定める報酬を支給する。</p>
<p>第14条（費用弁償）</p> <p>団員が、職務に従事した場合は、第12条の規定により出動報酬を支給する場合を除き、その職務に要する費用として1回につき1,000円を弁償する。</p> <p>2 第12条の規定により出動報酬を支給する場合又は第1項の規定により費用を弁償する場合を除き団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p>	<p>第14条（費用弁償）</p> <p>団員が、水火災その他の災害、警戒及び訓練のため出動し、又は職務に従事した場合においては、その費用を弁償する。</p> <p>2 前項の費用弁償の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 水火災その他の災害のため現場に出動した場合1回につき1,000円。ただし、水害及び山林火災の防除のため現場活動に3時間以上従事した場合1回につき2,000円</p> <p>(2) 現場出動のため、消防団員詰所等において待機した場合1回につき1,000円</p> <p>(3) 警戒若しくは訓練に出動した場合又は職務に従事した場合1回につき1,000円</p> <p>3 第1項の場合を除き団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p>

別表第 1 (第 12 条関係)

区分	報酬年額 新	報酬年額 旧
団長	201,000	201,000
副団長	138,000	138,000
支団長	138,000	138,000
副支団長	94,000	94,000
分団長	76,000	76,000
副分団長	57,000	57,000
部長	43,000	43,000
班長	39,000	34,000
団員	36,500	27,000

別表第 2 (第 12 条関係)・・・新設

区分		報酬額 (1 回につき) 新	報酬額 (1 回につき) 旧 第 14 条第 2 項 で定めていた
災害の出動	2 時間未満	2,000 円	1,000 円
	2 時間以上 4 時間未満	4,000 円	2,000 円
	4 時間以上	8,000 円	2,000 円
災害以外の出動		1,000 円	1,000 円

備考

- この表において「災害以外の出動」とは、訓練又は捜索の出動をいう。
- 災害の出動に係る報酬額は、1 日 8,000 円を限度とする。

③ 監査の結果

関係者へのヒアリングや関係資料の閲覧を行った結果、以下の意見を記載する。

ア 適切な消防団員定数の設定について

いわき市は条例改正により団員定数を、従来の 3,800 人から 3,200 人に改正した。これは、少子高齢化が顕著であり、従来の定員数を維持できないため現状の実数に合わせたということが主たる理由である。しかし、今後予想される大規模な自然災

害等に必要な消防力を想定して、積み上げた適切な定数とは必ずしもいえないもの
と考える。

したがって、今後、地域住民等、各自主防災組織等とのアンケートや協議により、
その地域ごとの特性と災害発生リスク、それらに対する対応策を勘案した上で、適
切な団員定数の積み上げ、割出しを行うことが必要であり、また、そのことが、団
員勧誘の際の合理的な説明や、適切な装備品や施設整備の議論にも繋がるものと考
える。

【意見】

地域住民等、各自主防災組織等とのアンケートや協議により、その地域ごとの特性
と災害発生リスク、それらに対する対応策を勘案した上で、適切な団員定数の積み上
げ、割出しを行うことが必要であり、また、そのことが、団員勧誘の際の合理的な説明
や、適切な装備品や施設整備の議論にも繋がるものと考えられる。

イ 消防団員の加入促進について

いわき市は消防本部のホームページにより、また、消防団側では、団員による直
接の呼びかけにより勧誘を行っている。また、被用者の入団促進のためには、事業
者の協力が前提となるため、消防団協力事業者表示制度の活用を図っている。入団
後は、いわき市消防団サポート事業の実施、また、前述の上申書のように、今後、
団員の負担軽減や組織内の連携に努めて行くこととしている。しかし、団員数の減
少傾向に歯止めがかからず、令和4年4月1日現在では、年度替わりの異動もあつ
たため、前年同日と比較して42名もの減少が見られる。一方、令和3年8月消防
庁から出た「消防団員の処遇等に関する検討会最終報告」（以下、「検討会報告」と
いう）によれば、加入促進に向け、改善の余地が残されているものと考えられる。

「検討会報告」では、地域住民へ向け消防団の認識・理解、消防団の存在意義、
役割と活動状況、団員のやりがい等をわかりやすく伝達して行き、そのことが、消
防団のイメージアップ、加入促進に繋がるとの提言がなされている。現状の市消防
本部のホームページの中でも、「消防団員の募集について」というページがあり、消
防庁の消防団サイトへのリンクもあるが、いわき市独自のPR動画等による、より
積極的な広報があっても良いようにも感じられる。

また、団員数が年々減少する中で団員を確保し、大規模な自然災害等の発生時の
マンパワー確保に対処して行くために、被用者、女性、学生等を含めた幅広い住民
の参画、また、得意分野を生かしつつ負担軽減のため、基本団員の充実を前提とし
ながらも、補完する役割として機能別団員や機能別分団の創設、さらには、将来の
担い手育成のための少年クラブ等の重要性についても触れられている。この中で、
いわき市内には複数の大学や専門学校があるが、現状では、学生消防団活動認証制

度の取組はなく導入の検討が求められる。また、令和4年4月1日現在、幼年消防クラブは84カ所、5,763人が参加しているが、少年消防クラブは小学校・中学校合わせ4カ所、254人の参加しかなく、今後、高校生へのアプローチも含め、消防本部や消防団のより積極的な広報等によりその拡充が求められる。

なお、PR動画での広報や機能別団員や機能別分団に関しては、県内他市で先行している事例もあり、それらを参考に積極的に取り組んで行くことが望まれる。

【意見】

いわき市内には複数の大学や専門学校があるが、現状では、学生消防団活動認証制度の取組はなく導入の検討が求められる。また、令和4年4月1日現在、幼年消防クラブは84カ所、5,763人が参加しているが、少年消防クラブは小学校・中学校合わせ4カ所、254人の参加しかなく、今後、高校生へのアプローチも含め、消防本部や消防団のより積極的な広報等によりその拡充が求められる。

なお、PR動画での広報や機能別団員や機能別分団に関しては、県内他市で先行している事例もあり、それらを参考に積極的に取り組んで行くことが望まれる。

ウ 今後の消防団のあり方について

令和4年4月、いわき市消防団は、市長に「いわき市消防団のあり方」を上申しているが、これは、あくまで市消防団内部でまとめ、消防本部と協議の上、提出したものである。従来、消防団も危機対応に備えて、地域住民等、常備消防の消防本部、本庁の危機管理部及び各支所、各自主防災組織、その他外部関係者と協議をしてきたところではあるが、今後に向け、前述した「ア 適正な団員定数の設定」や「イ 団員の加入促進」の他、消防団の位置づけ、求められる組織形態や指揮命令系統、各機関との棲み分けも勘案した平時及び災害時の活動のあり方等について、前述した各関係者を交えてさらに積極的に議論して、地域防災力の中核としてより望まれる姿になって頂きたい。

【意見】

従来、消防団も危機対応に備えて、地域住民等、常備消防の消防本部、本庁の危機管理部及び各支所、各自主防災組織、その他外部関係者と協議をしてきたところではあるが、今後に向け、前述した「ア 適正な団員定数の設定」や「イ 団員の加入促進」の他、消防団の位置づけ、求められる組織形態や指揮命令系統、各機関との棲み分けも勘案した平時及び災害時の活動のあり方等について、前述した各関係者を交えてさらに積極的に議論して、地域防災力の中核としてより望まれる姿になって頂きたい。

(3) 立入検査

① 概要

火災予防活動で行われる立入検査は「査察」と呼ばれている。査察とは、消防対象物の火災を予防するため、消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき立入検査等を行い火災予防上の不備欠陥事項について必要な措置を講じ、火災危険の排除を促すことをいう。消防法第4条、第16条の5の規定は次のとおりである。

分類	消防法第4条 (防火対象物の立入検査)	消防法第16条の5 (危険物製造所等の立入検査)
消防法上の規定	消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれ著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。	市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。
査察対象物	あらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他関係ある場所	指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていると認められるすべての場所（貯蔵所等）

(出所:消防法より監査人作成)

いわき市消防本部では、国が示したマニュアル「立入検査標準マニュアル(平成26年3月4日現在)」「危険物施設立入検査標準マニュアル(令和3年3月現在)」に沿って立入査察を実施している。さらに危険物施設は各々施設に沿ったチェックリストがある。なお、市の施設も他施設と同様に立入検査対象となっている。

② 監査の手続

- ア 予防課、消防署（施設往査対象）に質問を実施した。
- イ 令和3年度の査察年間目標、重点項目を査閲した。
- ウ 令和3年度の年間査察計画表および令和3年4月から令和4年3月までの査察月報を査閲した。

③ 監査の結果

ア 防火対象物について

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等（消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等））の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

・いわき市内の防火対象物は、令和4年3月31日現在で9,706件ある。

区分			合計	平	小名浜	勿来	常磐	内郷
総数			9,706	2,792	3,147	1,543	1,087	1,137
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	24	9	5	3	4	3
	ロ	公会堂又は集会場	152	61	41	26	11	13
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	3	1	1	1		
	ロ	遊技場又はダンスホール	49	13	22	4	8	2
	ハ	性風俗関連特殊営業等						
	ニ	カラオケボックス等	8	4	2	1	1	
3	イ	待合、料理店等	8	6		2		
	ロ	飲食店	217	67	83	34	22	11
4		百貨店、マーケット等	597	183	208	103	51	52
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	228	66	48	45	55	14
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	1,323	463	316	198	148	198
6	イ	病院、診療所又は助産所	292	114	79	39	34	26
	ロ	老人短期入所施設等	187	69	44	29	25	20
	ハ	老人デイサービスセンター等	322	117	68	58	34	45
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	59	19	13	12	7	8
7		小学校、中学校、高等学校、大学等	395	181	77	54	42	41

区分		合計	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	
8		図書館、博物館、美術館等	8	5		1	2	
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	13		13			
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	12		7	2	3	
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	7	3	1	2	1	
11		神社、寺院、教会等	46	21	14	3	2	6
12	イ	工場又は作業場	1,766	303	701	292	195	275
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ						
13	イ	自動車車庫又は駐車場	178	43	45	10	70	10
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫						
14		倉庫	1,420	196	693	248	147	136
15		前各項に該当しない事業場	1,281	345	404	229	137	166
16	イ	複合用途防火対象物（特定）	641	332	135	66	50	58
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	444	153	124	79	36	52
16の2		地下街						
16の3		準地下街						
17		重要文化財等の建造物	26	18	3	2	2	1
18		延長 50メートル以上のアーケード						
19		市町村長の指定する山林						
20		総務省令で定める舟車						

(出典：いわき市の消防)

・防火対象物数に対する査察の実施件数を全国、福島県、近隣市で比較すると次のようになる。

	全国	福島県	いわき市	郡山地方※	福島市
年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	令和3年度
防火対象物数 (A) 件	4,247,828	66,638	9,706	16,119	8,680
立入検査数 (B) 件	684,027	11,379	949	1,678	2,387
(B) / (A) × 100	16%	17%	9%	10%	27%
出所	消防白書 (令和4年)	消防年報 (令和3年)	消防年報 (令和4年)	消防年報 (令和3年)	消防年報 (令和4年)

※郡山地方広域消防：郡山市、田村市、三春町、小野町

査察の実施率（防火対象物総数に対する立入検査数の割合）には消防庁などが示す統一された算定方法はないため、各市によって算定方法に若干の違いがあることが想定される。そのため傾向を見るための参考とする。

全国では16%、福島県では17%、郡山地方（郡山市、田村市、三春町、小野町の合算）が10%、福島市が27%である。いわき市は9%であり、全国や福島県、近隣市の中では低い値となっている。これは、いわき市では令和3年度について、まん延防止等重点措置期間等により立入検査の一部を中止していたが、実施計画数は2,632件と例年通り計画をしていた。仮に計画通り実施していたとすれば27%となり、全国や福島県を上回っていたことになる。また、いわき市の前年度である令和2年度の立入検査数は1,607件であり、同年度の防火対象物9,705件に対して16%の実施率となり全国や福島県と同水準となる。このことから令和3年度は外部環境により一時的に実施率が低下したものと判断できる。

イ 危険物施設について

消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分される。

区分		内容
製造所		危険物を製造する施設
貯蔵所	屋内貯蔵所	危険物を建築物内で貯蔵
	屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクで危険物を貯蔵
	屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵
	地下タンク貯蔵所	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵
	簡易タンク貯蔵所	600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵
	移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵
	屋外貯蔵所	屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵
取扱所	給油取扱所	自動車等に給油する取扱所
	販売取扱所	容器に入ったまま危険物を売る販売店
	移送取扱所	配管で危険物を移送する取扱所
	一般取扱所	上記3つの取扱所以外の取扱所

（出所：令和4年度 消防白書）

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

・いわき市内の危険物施設は、令和4年3月31日現在で1,987件ある。

区分		合計	平	小名浜	勿来	常磐	内郷
総数		1,987	273	862	354	336	162
製造所		65	1	32	12	16	4
貯蔵所	小計	1,384	172	630	247	237	98
	屋内貯蔵所	253	20	96	52	49	36
	屋外タンク貯蔵所	510	28	236	103	118	25
	屋内タンク貯蔵所	9	5	2	2		
	地下タンク貯蔵所	201	59	63	27	26	26
	簡易タンク貯蔵所	3		1	1	1	
	移動タンク貯蔵所	338	59	206	40	26	7
	屋外貯蔵所	70	1	26	22	17	4
取扱所	小計	538	100	200	95	83	60
	給油取扱所	219	55	77	32	28	27
	販売取扱所	4		2	2		
	移送取扱所	10		10			
	一般取扱所	305	45	111	61	55	33

(出典：いわき市の消防)

・危険物施設数に対する査察の実施件数を全国、近隣市で比較すると次のようになる。

	全国	いわき市	郡山地方※	福島市
年度	令和3年度	令和3年度	令和3年度	令和3年度
危険物施設数 (A) 件	388,576	1,987	1,714	925
立入検査数 (B) 件	144,116	777	384	225
(B) / (A) ×100	37%	39%	22%	24%
出所	消防白書 (令和4年)	消防年報 (令和4年)	消防年報 (令和3年)	消防年報 (令和4年)

※郡山地方広域消防：郡山市、田村市、三春町、小野町

査察の実施率（危険物施設総数に対する立入検査数の割合）には消防庁などが示す統一された算定方法はないため、各市によって算定方法に若干の違いがあること

が想定される。そのため傾向を見るための参考とする。

全国では 37%、郡山地方（郡山市、田村市、三春町、小野町の合算）が 22%、福島市が 24%である。いわき市は 39%であり、全国や近隣市を上回っている。

ウ 査察年間目標や重点項目について

いわき市では人命危険性、悪質性の高い違反对象物に対する違反是正措置及び法改正を踏まえた適切な指導を効果的に推進するために、年間査察計画策定時において査察年間目標及び重点項目を設定している。

令和 3 年度の査察年間目標及び重点項目は以下の通りとなっている。

(ア) 令和 3 年度査察年間目標

- a 特定防火対象物の重大違反件数ゼロ
- b 法令改正に伴い発生した違反件数ゼロ
- c 非特定防火対象物の重大違反に対する、違反処理の進展

(イ) 令和 3 年度年間査察計画策定に係る重点事項

- a 重大違反对象物への警告以降の違反是正措置
- b 法令改正（平成 26 年 10 月 16 日公布）に伴う経過措置中の防火対象物への指導の徹底
- c 5 年以上未実施となっている防火対象物（危険物施設を含む）への立入検査の実施

令和 3 年度の査察年間目標及び重点事項について、関連資料の査閲及び担当者への質問を実施した結果、以下の通りとなる。監査の結果、問題となる点は認められなかった。

(ア) 令和 3 年度査察年間目標

- a 特定防火対象物の重大違反件数ゼロ
特定防火対象物について、令和 3 年度の重大違反件数はゼロであることを確認した。
- b 法令改正に伴い発生した違反件数ゼロ
既存病院でスプリンクラー設備の設置を要する建物が 5 棟あることを確認した。しかし、経過措置期間が令和 7 年 6 月 30 日までであるため、経過措置期間内は違反として扱わないとしており、設置指導を継続していることを確認した。

- c 非特定防火対象物の重大違反に対する、違反処理の進展
非特定防火対象物について、令和3年度に立入検査を実施した結果、特に重大違反に対する違反処理の進展がないことを確認した。

(イ) 令和3年度年間査察計画策定に係る重点事項

a 重大違反対象物への警告以降の違反是正措置

特定防火対象物の重大違反について、覚知後、時機を逸することなく、警告以降の違反是正措置を実施することとしている。

また、非特定防火対象物の重大違反についても、火災が起きた際の危険性や周囲への影響は変わらないことから、必ず立入検査を実施し、違反是正のための指導を継続するとともに、積極的に警告以降の違反是正措置を実施することとしている。

これについて、令和3年度では特に警告を行った案件はなかったことを確認した。

b 法令改正（平成26年10月16日公布）に伴う経過措置中の防火対象物への指導の徹底

下記※に示す防火対象物については、法令改正（平成26年10月16日公布）に伴う経過措置中のものであり、経過措置中にすべての改修が完了するよう、必ず立入検査を実施し指導を徹底することとしている。

これについて、該当する既存病院でのスプリンクラー設備の設置を要する建物が5棟あることを確認した。5棟のうち、2棟については令和3年4月、8月にそれぞれ立入検査を実施していることを確認した。また、1棟は電話による指導を令和3年8月実施したことを確認した。残り2棟は最終立入検査が令和2年8月～9月と前年度対象としており、令和3年度は立入検査を実施していない。

※平成28年4月1日の法令施行時に既存であったもので、下記消防用設備等の設置等がなされていないもの。

No.	令別表用途	該当範囲概要	消防用設備等	経過措置期間
1	6項イ(1)	すべて	スプリンクラー設備	令和7年6月30日まで
	6項イ(2)	700㎡以上	屋内消火栓設備	令和7年6月30日まで
2	6項イ(3)	3,000㎡以上	スプリンクラー設備	令和7年6月30日まで

c 5年以上未実施となっている防火対象物（危険物施設を含む）への立入検査の実施

各署において、長期間立入検査が行われていない施設が見受けられ、法令違反の放置や関係者の維持管理意識の低下が懸念されることから、5年以上立入検査未実施の場合は、優先的に立入検査を実施することとしている。

また、以後は計画的に立入検査を実施できるよう、適切な実施計画の作成に努めることとしている。

5年以上立入検査未実施となっている対象施設は、令和3年度年間査察計画策定時で防火対象物4,054施設、危険物施設445施設となっている。令和3年度はまん延防止等重点措置期間等の影響もあって、109施設しか実施できなかったことを確認した。5年以上立入検査未実施となっている対象施設の立入検査実績は対象施設の2%程度にとどまっているが、「ア 防火対象物」で記載した通り、仮に計画通り実施していたとすれば全施設に対して立入検査実施率が27%となり、5年以内の一巡する計画であったことから年間査察計画に問題はなかったと考えられる。

6 監査の結果及び意見

(1) 消防庁舎浸水対策事業費

① 事業の内容

消防本部・平消防署統合庁舎においては、庁舎の地下駐車場に「119番通報に係る消防緊急情報システムの非常用電源設備」及び「統合庁舎に係る非常用電源設備」の2系統の電源設備と、予備救急車などの緊急車両を駐車していた。令和2年7月、いわき市の「河川洪水ハザードマップ」の改訂により、庁舎が浸水想定区域内にあるとされたことから、非常用電源設備を速やかに地上へ移設するとともに、地下駐車場入口に防水板を設置し、浸水対策を図る。令和2年度12月補正予算にて予算措置し、令和2年度～令和3年度にて事業を実施した。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	—	266,953	(繰越明許) 121,645
支出負担行為額	—	71,240	120,864
未執行予算額	—	195,713	781
うち繰越額	—	121,645	—

※ 本事業については、予算額266,953千円に対して執行額計192,104千円であり、未執行額が74,849千円生じている。これは、設計当初、配線ルートや非常用発電装置の機器の選定に不確定な要素が多く、正確な設計が見込めなかったため、設計時に各々の掛率に余裕分を見込んだことから、生じたものである。

なお、事業費内訳は以下の通りである。

(単位：千円)

事業内容		事業費				
		予算額 (A)	決算額			増減 (A-B)
			R2年度	R3年度	計(B)	
委託	無停電電源装置・直流電源装置設置業務委託	50,402	—	50,402	50,402	—
工事	非常用電源設備移設等工事	167,860	53,090	53,093	106,183	61,677
工事	電源設備移設基礎等工事	39,512	18,150	17,369	35,519	11,572
工事	防水板設置工事	7,579				
負担金	電力柱設置負担金	1,600	—	—	—	1,600
合計		266,953	71,240	120,864	192,104	74,849

- ※ 本事業とは別に令和2年度において、非常用電源設備移設基礎工事等設計委託費 616 千円を支出している。
- ※ 本事業に係る財源は、地方債 255,000 千円、一般財源 11,953 千円である。
- ※ 電力柱設置負担金については、当初予算で予算措置していたが、電力柱の設置業務が移設工事費の中に含まれており、事業者間でのやり取りとなったことから、当該負担金からの支出が不用となった。

③ 監査の結果

ア 本事業の必要性について

本事業の必要性については、以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 河川洪水ハザードマップにおいて、夏井川水系での想定最大規模の洪水により 3～5 mの浸水が想定されている。



- ・ 各工事の目的は以下の通りである。

(ア) 無停電電源装置・直流電源装置設置業務委託

いわき市消防本部・平消防署統合庁舎地下に設置されている消防緊急情報システム用の無停電電源装置及び直流電源装置を地上階に移設し、浸水等による電源喪失を防ぎ、消防緊急情報システムの正常な機能を維持し、指令業務の円滑的な運営を図るために実施するもの。なお、無停電電源装置及び直流電源装置については機器の老朽化に伴い、移設時に機器の更新を行っている。

(イ) 非常用電源設備移設等工事

現在の非常用発電設備は、統合庁舎用として昭和 58 年に整備、消防緊急情報システム用として平成 9 年に設置している。近年の降雨災害等による浸水被害が想定されるため、地下に設置されている受変電設備等を地上階へ移設する工事を実施するもの。

(ウ) 電源設備移設基礎等工事・防水板設置工事

地下に設置されている受変電設備等を地上階へ移設するための基礎（架台等）設置工事を実施するもの。また、近年の降雨災害等による浸水被害が想定されるため、地下駐車場に駐車している緊急車両や各種付随設備を水害から防御するために地下階出入口等に防水板を設置し浸水対策を図るために実施するもの。

イ 各契約について

本事業に係る各契約について、関連資料の閲覧、担当者への質問を行った。

(監査要点)

- a 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- b 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- c 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- d 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(ア) 無停電電源装置・直流電源装置設置業務委託

(契約概要)

業務名	消防緊急情報システム用無停電電源装置及び直流電源装置設置業務委託
契約先	日本電気株式会社 郡山支店
契約金額 (税込)	50,402,000 円
契約方法	随意契約
契約年月日	令和3年3月4日
委託期間	令和3年3月4日～令和4年2月28日

a 契約の方式決定及び相手方の選定について

監査の結果は以下の通りであり、意見を除き、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本委託の実施に際して、起工兼見積執行荷が作成され、いわき市職務権限規程に基づき市長により令和3年2月1日付で決裁されている。
- ・ 本委託契約については随意契約となっている。随意契約とした理由は以下の通りとされている。直流電源装置は、システム、ネットワーク及び映像等に電源供給している重要装置であり、無停電電源装置は、停電した際、非常用発電設備が稼働し電源供給体制が復旧するまでの間(数十秒程度)、システム等に電源を供給する装置であるため、本システムの開発、製造及び保守業者である日本電気株式会社以外には、技術的には難しいとのことから、本システムベンダーである日本電気株式会社との随意契約とせざるを得ないとした判断はやむを得ないものと判断した。

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号</p>	<p>(第 2 号) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>
<p>随意契約を実施する具体的な理由及び業者選定の理由</p>	<p>現在の消防緊急情報システムは、消防救急無線デジタル化に伴い、平成 23, 24 年で整備されたものである。本業務は、24 時間、365 日停止することなく稼働しているシステムの無停電電源装置及び直流電源装置が地階に設置されていることから、地上階に移設し、浸水等に電源喪失を防ぎ、システムの正常な機能を維持し、指令業務の円滑な運営を図るものである。なお、既設システムの一部となることから、製品納入業者である日本電気株式会社郡山支店以外では技術面での施工が不可能であり、システムの保守についても、既設ベンダーでシステムを熟知しており、製品を確保できる同社以外では保守ができないことから、日本電気株式会社郡山支店との随意契約とする。</p>

- ・ 見積結果については以下の通りであり、予定価格はいわき市財務規則第 128 条の 3 に基づき設計金額に基づき決定されている。設計書の作成に際して、契約先である日本電気株式会社から参考見積書を入手している。

<p>予定価格 (税込) (A)</p>	<p>50,402,000 円</p>
<p>見積入手者数</p>	<p>1 者</p>
<p>見積金額 (税込) (B)</p>	<p>50,402,000 円</p>
<p>契約率 (B÷A)</p>	<p>100%</p>

分割発注の可否の検討について

日本電気株式会社の参考見積書によると、機器費（無停電電源装置及び直流電源装置）は 16,616 千円であり、見積額全体の 36%を占めている。また、日本電気株式会社より採用する機器についてシステムとの互換性から株式会社GSユアサ製の機器の提案を受けたとのことである。

しかし、機器について株式会社GSユアサと直接購入契約を行い、据付等について日本電気株式会社と委託契約を行う分割発注と、日本電気株式会社との一括発注とのいずれが割安になるのかについて検討が行われていない。

本契約については随意契約となっていることから、分割発注の可否の検討を行った上で最も経済性の高い契約単位を決定することが望ましい。

【意見】

機器について株式会社GSユアサと直接購入契約を行い、据付等について日本電気株式会社と委託契約を行う分割発注と、日本電気株式会社との一括発注とのいずれが割安になるのかについて検討が行われていない。

本契約については随意契約となっていることから、分割発注の可否の検討を行った上で最も経済性の高い契約単位を決定することが望ましい。

b 契約の締結について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本契約の締結に際して、見積結果報告兼契約締結伺が作成され、いわき市職務権限規程に基づき市長により令和3年3月4日付で決裁されている。
- ・ 上記見積結果に基づき令和3年3月4日付で委託契約が締結されている。
- ・ 契約締結に際して、本契約の規定に基づき、契約先より主任担当者の選任届の提出を受けている。
- ・ 本契約について、契約の変更は行われていない。

c 契約の履行について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本契約の規定に基づき、契約先より令和4年2月9日付で業務完了報告書の提出及び契約仕様書に定める納入時の提出書類（工程表、設計承認図、試験成績表、申請用図面、取扱説明書等）の提出を受けている。
- ・ 令和4年2月9日に検査が行われ、同日付で検査結果は合格として検査調書が作成され、消防長により決裁されている。

(イ) 非常用電源設備移設等工事

(契約概要)

業務名	消防本部・平消防署統合庁舎電気設備移設工事
契約先	大和電設工業株式会社
契約金額(税込)	106,183,000円
契約方法	一般競争入札
契約年月日	令和3年3月1日
契約工期	令和3年3月3日～令和4年1月31日

a 契約の方式決定及び相手方の選定について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本工事の実施に際して、起工兼入札執行向が作成され、いわき市職務権限規程に基づき副市長により令和3年1月12日付で決裁されている。
- ・ 本工事契約については事後審査方式一般競争入札によっている。いわき市財務規則第110条の規定により入札参加資格を設けており、その概要(抜粋)は以下の通りである。入札参加資格の設定に際して上記を満たす単体企業は17者存在することが確認されており、上記の入札参加資格の設定は過度に入札参加を制限するものではないものと考えられる。

入札参加形態		単体企業又は共同企業体			
単体企業 の場合	地域要件	いわき市内に本店を有する者であること			
	登録工種等級別 格付建設業許可 総合評定値	工事種類	等級別格付	建設業許可	総合評定値
		電気工事	A	特定又は一般	要件無し
技術者要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 主任技術者又は監理技術者については、開札日を基準とし、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を設置すること ・ 監理技術者等を専任で配置する必要がある場合には、開札日を基準とし、それ以前に3箇月以上継続して雇用している者を配置すること 			

- ・ 入札手続に係るスケジュールはいわき市財務規則第 112 条の規定に基づき以下の通りとされている。

公告	令和 3 年 1 月 26 日～令和 3 年 2 月 24 日
設計図書の販売・貸出	令和 3 年 1 月 26 日～令和 3 年 2 月 19 日
設計図書に対する質問	令和 3 年 1 月 26 日～令和 3 年 2 月 5 日
設計図書に対する質問回答期日	令和 3 年 2 月 9 日
入札郵送到着期限	令和 3 年 2 月 23 日
開札日	令和 3 年 2 月 24 日

- ・ 入札結果については以下の通りであり、予定価格はいわき市財務規則第 117 条に基づき設計金額に基づき決定されている。また、同規則第 118 条に基づき最低制限価格が設けられている。さらに、入札参加資格確認資料により入札参加者の参加資格を確認している。

予定価格（税込）(A)	115,500,000 円
最低制限価格（税込）	106,117,000 円
入札参加者数	12 者（うち 1 者は最低制限価格未満）
落札金額（税込）(B)	106,183,000 円
落札率 (B÷A)	91.9%

b 契約の締結について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本契約の締結に際して、入札結果報告兼契約締結伺が作成され、いわき市職務権限規程に基づき副市長により令和 3 年 2 月 26 日付で決裁されている。
- ・ 上記入札結果に基づき令和 3 年 3 月 1 日付で工事請負契約が締結されており、特約条項は付されておらず、いわき市財務規則及びいわき市工事請負契約約款の各条項を遵守することとされている。
- ・ 契約締結に際して、いわき市財務規則第 142 条及びいわき市工事請負契約約款第 10 条に基づき、契約先より現場代理人及び主任技術者等通知書、資格等証明資料の提出を受け、入札資格の技術者要件を満たしていることを確認している。
- ・ 契約締結に際して、いわき市工事請負契約約款第 4 条に基づき、契約先より請負金額の 10%（10,618,300 円）の契約保証に係る保証証書の提出を受けている。また、契約先からの請求に基づく前金払（請負金額の 50%相当（53,090,000 円）に際して、同約款第 35 条に基づき前払金保証に係る保証証書の提出を受けている。
- ・ 本契約について、契約の変更は行われていない。

c 契約の履行について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ いわき市財務規則第 138 条及び第 139 条に基づき、契約先より令和 3 年 3 月 1 日付で工事工程表及び令和 3 年 3 月 3 日に着工する旨の着工届の提出を受け、監督員が確認している。
- ・ いわき市財務規則第 145 条及びいわき市工事請負契約約款第 6 条において、一括下請を禁止しているが、本契約において一括下請は行われていない。また、いわき市工事請負契約約款第 7 条に基づき、契約先から下請通知書の提出を受けており、その内容（一次下請のみ記載）は以下の通りである。

業者	契約日	金額（税込・千円）	工種	完成日	社保加入
A	R3/5/12	961.4	コア抜き・X線探査	R3/6/9	○
B	R3/5/12	489.5	内装工事	R3/5/14	○
C	R3/5/31	1,100	電気工事	R3/9/14	○
D	R3/7/1	2,992	土木工事	R4/1/25	○
E	R3/6/22	803	足場工事	R3/10/4	○
F	R3/8/27	638	建柱・装柱高压配管	R3/11/26	○
G	R3/9/30	1,650	キュービクル搬入・撤去	R4/1/13	○
H	R3/10/30	5,500	燃料配管工事	R3/12/15	○
合計		14,133.9			

- ・ いわき市財務規則第 160 条の規定に基づき、契約先より令和 4 年 1 月 31 日付でしゅん工届及び工事写真の提出を受け、監督員が確認の上、部長が決裁している。

d 監督及び検査について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 令和 3 年 3 月 1 日付でいわき市工事請負契約約款第 9 条に基づき契約先に対して監督員通知書が送付されている。
- ・ いわき市財務規則第 140 条の規定に基づき、令和 3 年 3 月～令和 3 年 12 月の間、契約先より毎月工事現況報告書の提出を受け、監督員が確認を行っている。
- ・ いわき市財務規則第 160 条の規定に基づき、令和 4 年 1 月 31 日付で契約先から提出を受けたしゅん工届にて、検査員の指定が行われている。令和 4 年 2 月 10 日に検査が行われ、同日付で検査結果は合格として検査調書が作成され、部長により決裁されている。また、令和 4 年 2 月 14 日付で契約先より完成工事物引渡書の提出を受け、同日完成工事物受領書を発行している。

(ウ) 電源設備移設基礎等工事

(契約概要)

業務名	消防本部・平消防署統合庁舎電気設備架台設置等工事
契約先	堀江工業株式会社
契約金額 (税込)	(当初) 36,300,000 円 (変更後) <u>35,519,000 円</u> (△781,000 円)
契約方法	指名競争入札
契約年月日	令和3年3月3日
契約工期	(当初) 令和3年3月5日～令和3年7月12日 (変更後) 令和3年3月5日～令和3年8月12日

a 契約の方式決定及び相手方の選定について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本工事の実施に際して、起工兼入札執行荷が作成され、いわき市職務権限規程に基づき部長により令和3年1月28日付で決裁されている。
- ・ 本工事契約については指名競争入札によっている。市では、「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」において、一般競争入札の対象について、1件あたりの設計金額が建築一式工事は5,000万円以上と定めており、当該基準額未満のため、指名競争入札としたものである。
- ・ 指名業者について、等級格付基準及び施工場所の地理的要件によるものとして、平地区の格付A全4者及び近接する内郷地区の格付A全2者並びに平地区の格付特A全4者の計10業者を選定している。市では、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」において、等級の発注標準について定めており、建築一式工事2,500万円以上5,000万円未満であれば、格付Aの業者を参加資格としている。また、その格付けの1つ上、または1つ下の等級を指名業者数の4割まで指名することができるとされている。本件についての指名業者は、当該要綱の規定に基づくものとなっている。
- ・ 本工事については、消防庁舎の地階に設置されている電気設備の移設及び地下駐車場にある緊急車両等を水害から守るための工事であり、防災拠点として早期に浸水対策を実施する必要があるため、指名変え不可としている。

- ・ 指名競争入札参加者への通知はいわき市財務規則第 126 条の規定に基づき以下の通り行われている。

指名通知	令和 3 年 2 月 2 日
説明資料の配布	令和 3 年 2 月 4 日まで
設計図書に対する質問	令和 3 年 2 月 24 日まで
入札日	令和 3 年 2 月 26 日

- ・ 入札結果については以下の通りであり、予定価格はいわき市財務規則第 117 条に基づき設計金額に基づき決定されている。また、同規則第 118 条に基づき最低制限価格が設けられている。

予定価格（税込）(A)	38,742,000 円
最低制限価格（税込）	35,365,000 円
入札参加者数	4 者（うち 1 者は最低制限価格未満）
落札金額（税込）(B)	36,300,000 円
落札率（B÷A）	93.7%

b 契約の締結について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本契約の締結に際して、入札結果報告兼契約締結伺が作成され、いわき市職務権限規程に基づき部長により令和 3 年 3 月 3 日付で決裁されている。
- ・ 上記入札結果に基づき令和 3 年 3 月 3 日付で工事請負契約が締結されており、特約条項は付されておらず、いわき市財務規則及びいわき市工事請負契約約款の各条項を遵守することとされている。
- ・ 契約締結に際して、いわき市財務規則第 142 条及びいわき市工事請負契約約款第 10 条に基づき、契約先より現場代理人及び主任技術者等通知書、資格等証明資料の提出を受け、入札資格の技術者要件を満たしていることを確認している。
- ・ 契約締結に際して、いわき市工事請負契約約款第 4 条に基づき、契約先より請負金額の 10%（3,630,000 円）の契約保証に係る保証証書の提出を受けている。また、令和 3 年 3 月 9 日付の契約先からの請求に基づく前金払（請負金額の 50%相当（18,150,000 円））に際して、同約款第 35 条に基づき前払金保証に係る保証証書の提出を受けている。
- ・ 本契約について、以下のように契約の変更が行われている。変更契約の締結に際して、設計変更兼変更契約締結伺が作成され、いわき市職務権限規程に基づき部長により令和 3 年 7 月 9 日付で決裁されている。当該変更は当初設計時に想定されない事項と考えられ、変更契約はやむを得ないものと判断した。また、当該仕様の変更

に基づく設計金額を再度積算し、変更後設計金額に基づき変更契約額が計算されており、変更金額に妥当性はあるものと判断した。

変更契約締結日	令和3年7月12日
工事請負代金の変更	△781,000円(税込)
工期完成期日の変更	令和3年7月12日⇒令和3年8月12日
変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事で実施した標準貫入試験において、当初想定していた支持力よりも低い数値の結果となったため、その支持力に基づく構造設計の再検討を行い、支持体本数増に対して工事費が最も安くなる柱状改良へ工法を変更する。これに係る所要の工期を31日間延長する。 ・ 令和3年2月に発生した地震により、防水板設置予定位置付近に地盤の変動が認められたことから、改めて検討を行い、設置位置及び仕様を変更する。

c 契約の履行について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ いわき市財務規則第138条及び第139条に基づき、契約先より令和3年3月3日付で工事工程表及び令和3年3月5日に着工する旨の着工届の提出を受け、監督員が確認している。
- ・ いわき市財務規則第145条及びいわき市工事請負契約約款第6条において、一括下請を禁止しているが、本契約において一括下請は行われていない。また、いわき市工事請負契約約款第7条に基づき、契約先から下請通知書の提出を受けており、その内容（一次下請のみ記載）は以下の通りである。

業者	契約日	金額（税込・千円）	工種	完成日	社保加入
A	R3/5/7	330	仮設工事	R3/8/8	○
B	R3/5/10	2,310	土・コン型枠・左官・解体工事	R3/8/8	○
C	R3/5/10	3,520	杭地業	R3/5/18	○
D	R3/5/25	495	鉄筋工	R3/6/29	○
E	R3/5/6	6,600	鉄骨工事	R3/6/28	○
F	R3/7/1	93	屋根及び樋工事	R3/6/29	○
G	R3/6/25	726	外構工事	R3/8/6	○
H	R3/7/25	605	外構工事	R3/8/7	○
I	R3/7/25	6,710	鉄骨・防水板設置工事	R3/8/8	○
合計		21,389			

- ・ いわき市財務規則第 160 条の規定に基づき、契約先より令和 3 年 8 月 12 日付でしゅん工届及び工事写真の提出を受け、監督員が確認の上、部長が決裁している。

d 監督及び検査について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 令和 3 年 3 月 3 日付でいわき市工事請負契約約款第 9 条に基づき契約先に対して監督員通知書が送付されている。
- ・ いわき市財務規則第 140 条の規定に基づき、令和 3 年 3 月～令和 3 年 7 月の間、契約先より毎月工事現況報告書の提出を受け、監督員が確認を行っている。
- ・ いわき市財務規則第 160 条の規定に基づき、令和 3 年 8 月 12 日付で契約先から提出を受けたしゅん工届にて、検査員の指定が行われている。令和 3 年 8 月 24 日に検査が行われ、同日付で検査結果は合格として検査調書が作成され、部長により決裁されている。また、令和 3 年 8 月 25 日付で契約先より完成工事物引渡書の提出を受け、同日完成工事物受領書を発行している。

(2) 耐震性貯水槽整備事業費

① 事業の内容

市民の安全・安心のため、消火活動に必要となる消防水利のうち、耐震性貯水槽を整備する事業である。東日本大震災の教訓から、震災等による断水を考慮して耐震性貯水槽の設置による水利の多元化を図るほか、消火栓未設置地区（水道管未整備地区）に設置するものである。（消防法第 20 条、消防水利の基準）

② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算現額	45,496	85,214	109,514
支出負担行為額	27,940	83,595	103,224
未執行予算額	17,555	1,618	6,289

なお、令和 3 年度の支出内訳は以下の通りである。

（単位：千円）

負担行為・摘要	負担行為額
耐震性貯水槽（東田大町公園）新設工事	42,120
耐震性貯水槽（常磐上湯長谷町）新設工事	22,022
耐震性貯水槽（遠野町入遠野）新設工事	15,576
耐震性貯水槽（前川田公園）新設工事	22,355
防火水槽敷地寄付受納に係る調査測量業務（遠野町入遠野）	1,151
合計	103,224

③ 監査の結果

ア 本事業の必要性について

本事業の必要性については、以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

消防水利は、消防車両等とともに火災防ぎよのために不可欠な消防力であり、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と、河川、池、沼、海等の自然水利があり、消防水利は、「消防水利の基準」に基づき、計画的に整備を図っている。

上記のうち防火水槽は、水道管から水を引く消火栓と違い、常時貯水していることから、震災時に水道管が破損しても消火活動に使用できるもので、有蓋と無蓋の 2 種類がある。現在は、大規模な地震にも耐え得る強度をもった耐震性貯水槽として整備を進めている。

いわき市では、平成 16 年 10 月に作成した「新たな消防水利の整備計画」に基づき

整備を進めてきたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災状況を踏まえ耐震性等の整備の見直しを行っており、「いわき市消防水利の整備計画」（平成 25 年度策定）が現行計画となっている。

いわき市では防火水槽に関する事業を以下の通り区分しており、新設はすべて「耐震性貯水槽整備事業」となっている。

- ・ 新設：耐震性貯水槽整備事業
- ・ 既存の修繕：水利施設維持管理事業
- ・ 既存の撤去：防火水槽整備事業

なお、既存の防火水槽の耐震性チェック及び耐震化は行っていない。理由としては、耐震化工事の実施は技術上可能だが、新設と同等の費用がかかることから、まずは防火水槽のない地域の解消を優先しているからである。

ただ、今後の計画見直しにより、整備計画の終期を設ける予定であり、整備事業完了後は、耐震化を含めた維持補修に着手する予定としている。

イ 各契約について

本事業に係る各契約について、関連資料の閲覧、担当者への質問を行った。特に問題となる点は認められなかった。

(監査要点)

(ア) 合規性

(イ) 経済性・効率性・有効性

(ウ) 公平性

(エ) 適切な事業評価

(ア) 合規性

本事業のサービス向上、経費削減努力は十分かどうか、及び本事業の支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか、について検討した。本事業の主となる 4 件の耐震性貯水槽新設工事はすべて一般競争入札となっており、いわき市の規定に従って実施されていることを確認した。

(イ) 経済性・効率性・有効性

本事業のサービス向上、経費削減努力は十分であるか、本事業の支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか、について検討した。それぞれの工事につき、いわき市の設計書が適切に作成されていることを確認した。また、一般競

争入札により落札率が87%~97%となっており、削減効果があることを確認した。

(ウ) 公平性

本事業に係る事務の執行は、公平に実施されているか、について検討した。本事業の主となる4件の耐震性貯水槽新設工事はすべて一般競争入札となっており、いわき市の規定に従って実施されていることを確認した。

(エ) 適切な事業評

本事業に対する的確な評価を行っているか、について検討した。本事業の主となる4件の耐震性貯水槽新設工事について、工事完成後に「工事成績評定表」を作成し、3名による評定を実施していることを確認した。

ウ 耐震性貯水槽の設置状況について

令和3年度では現行計画である「いわき市消防水利の整備計画」(平成25年度策定)に基づき耐震性貯水槽の整備を進めている。現行計画は平成26年度以降の計画となっており、以下の通りである。

水利種別	年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
耐震性貯水槽	市街地・準市街地			設計 3基	設置 3基	設計 3基	設置 3基	設計 3基	設置 3基	設計 3基	設置 3基
	中山間地域			設計 1基	設置 1基	設計 1基	設置 1基	設計 1基	設置 1基	設計 1基	設置 1基
	沿岸津波被災地域	設計・設置 17基(予定)									

(「いわき市消防水利の整備計画」(平成25年度策定)より抜粋)

平成26年度以降の設置実績は31基となっており計画を下回っている。計画通りの基数にならなかった要因は平成26年度から平成29年度は復興事業が重なったためであり、令和元年度(平成31年)から令和2年度(平成32年)については軟弱地盤への対応により事業費が増大したためである。

なお、上記設置実績31基を含む、いわき市の設置状況は以下の通りである。

年度別 100 m²・40 m²耐震性貯水槽の整備状況（平成 26 年～令和 3 年）（消防本部作成）

設置年度	容量	署	設置場所
昭和 54 年度	100	平	平字堂ノ前 1 堂ノ前公園
昭和 55 年度	100	浜	小名浜字蛭川新川間 35 横町公園
	100	勿	植田町中央三丁目 9-1 植田第二公園
昭和 56 年度	100	常	常磐湯本町三函 36-1 三函公園
	100	内	内郷綴町金谷 15-1 金谷公園
平成 5 年度	100	平	平字正内町 101 正内町公園
	100	浜	泉町玉露四丁目 9 玉露中央公園
平成 6 年度	100	常	常磐上湯長谷町釜ノ前 147-65 釜ノ前第一公園
	100	勿	勿来町関田西一丁目 5-1 勿来関田公園
平成 7 年度	100	平	郷ヶ丘二丁目 99-4 郷ヶ丘二丁目第三公園
	100	浜	小名浜玉川町南 22 玉川中央公園
	100	勿	金山町朝日台 1 金山公園
	100	常	桜ヶ丘二丁目 23 桜ヶ丘二丁目公園
	100	内	内郷綴町川原田 59 馬場児童公園
平成 8 年度	100	浜	小名浜花畑町 高田公園
	100	内	内郷御厩町 59 天上田公園
平成 9 年度	100	平	平城東二丁目 祢宜町公園
平成 10 年度	100	四倉	四倉町東二丁目 132-1 四倉分署前
平成 11 年度	100	勿	佐糠町東二丁目 9-1 ひがし公園
平成 12 年度	100	常	若葉台二丁目 7-19 若葉台中央公園
平成 13 年度	100	平	平字一丁目 20 一丁目公園(飲料水兼用)
平成 14 年度	100	内	内郷御厩町四丁目 64 長町公園
	100	勿	錦町中央三丁目 13-1 錦町中央三丁目公園
平成 15 年度	100	常	草木台四丁目 6-7 草木台四丁目公園
平成 16 年度	100	浜	小名浜吹松 16-19 吹松公園
平成 18 年度	40	内	好間町上好間字忽滑地内 市営住宅前
平成 20 年度	40	浜	泉玉露七丁目地内 沖公園
	40	平	平字月見町地内 (道路拡張工事に伴う移設)
平成 21 年度	40	常	常磐下船尾町古内 古内公園
平成 22 年度	40	常	常磐湯本町代山地内 (道路拡張工事に伴う移設)
平成 25 年度	40	内	内郷白水町桜田地内 桜田公園
	40	勿	勿来町白米字林ノ中地内 白米第一公園

設置年度	容量	署	設置場所	
平成 26 年度	40	浜	鹿島町御代字柿境地内 御代団地公園	2 基
	40	平	平字下川原地内 下川原公園	
平成 27 年度	40	平	久之浜町末続地内 宮田公園	6 基
	40	平	久之浜町久之浜地内 1 号公園	
	40	平	久之浜町久之浜地内 2 号公園	
	40	平	久之浜町久之浜地内 県防災緑地 5 号	
	40	浜	小名浜辰巳町地内 小名浜港背後地整備事業用地	
	40	勿	岩間町小原地内 1 号公園	
平成 28 年度	40	勿	岩間町岩下地内 岩間公園	5 基
	40	勿	岩間町小原地内 岩間集会所東側公園	
	40	勿	小浜町渚地内 路肩	
	40	勿	小浜町渚地内 小浜漁港北側公園	
	40	平	小川町柴原地内	
平成 29 年度	40	平	平豊間字塩屋台地内 豊間公園	10 基
	40	平	平豊間字原町地内 豊間はまなす公園	
	40	平	平豊間字兎渡路地内 兎渡路北公園	
	40	平	平豊間字二見台地内 公園	
	40	平	薄磯一丁目地内 中街つつじ公園	
	40	平	薄磯二丁目地内 根本公園	
	40	平	薄磯三丁目地内 うすいそ公園	
	40	平	久之浜町久之浜地内 緑地帯	
	40	平	四倉中核工業団地	
	40	平	四倉中核工業団地	
令和 1 年度	40	勿	錦町江栗一丁目地内 江栗第 2 公園	2 基
	40	勿	田人町荷路夫字新田地内 宗田宅付近	
令和 2 年度	40	勿	平中山字矢ノ倉地内 久世原公園	2 基
	40	勿	錦町中迎 4 丁目地内 中迎 4 丁目公園	
令和 3 年度	40	平	平南白土 2 丁目地内 前川田公園	4 基
	40	勿	東田町 2 丁目地内 東田大町公園	
	40	常	常磐上湯長谷町釜ノ前地内 常磐給食センター敷地	
	40	常	市遠野町入遠野字中野地内 蛭田宅付近	

合計 31 基

また、3年に1回、全国一斉に「消防施設整備計画実態調査」を実施している。令和3年度までの消防水利に関するいわき市の調査結果の変遷は以下の通りである。なお、平成24年度実施予定であった当該調査は、総務省消防庁から調査対象外（東日本大震災により沿岸地域の多くが被災し市街地等が壊滅状態にある地域は調査困難と判断）としたため、いわき市においては調査が実施されていない。

基準数	現有箇所（令和元年度）		不足数	充足率（％）
4,657	消火栓	3,405	225	94.5
	防火水槽 （耐震性貯水槽含む）	911 (55)		
	その他の水利	86		
	合 計	4,402		
基準数	現有箇所（平成27年度）		不足数	充足率（％）
4,633	消火栓	3,303	365	92.1
	防火水槽 （耐震性貯水槽含む）	864 (34)		
	その他の水利	101		
	合 計	4,268		
基準数	現有箇所（平成21年度）		不足数	充足率（％）
4,902	消火栓	3,369	464	90.5
	防火水槽 （耐震性貯水槽含む）	945 (28)		
	その他の水利	124		
	合 計	4,438		
基準数	現有箇所（平成15年度）		不足数	充足率（％）
4,887	消火栓	3,284	570	88.3
	防火水槽 （耐震性貯水槽含む）	911 (23)		
	その他の水利	122		
	合 計	4,317		

(3) 消防団員報酬

① 事業の内容

いわき市の消防団員報酬に関しては、「いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例」第12条で規定されているが、下記の数値は、毎年4月1日から9月末日まで及び10月1日から3月末日までの2期に区分して支給される報酬である。この報酬は、災害発生時に直ちに出勤する即応体制をとることや、消防団員とし身分を保つ様々な活動を行うための対価としてのものである。

なお、令和4年9月に、「いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例」の一部改正が行われたことに伴い、令和5年度より前述の報酬は年額報酬となり、各種災害、警戒及び訓練のため出勤、または職務に従事した場合に支払われる出勤手当は、従来の条例では第14条で費用弁償として規定されていたものが、令和5年度より出勤報酬として、年額報酬と同じ枠内の報酬として扱われることになる。なお、条例改正の詳細や、団員階級ごとの支給額に関しては、『56 ページ「(2) いわき市の消防団」』を参照されたい。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	103,387,000	100,367,000	99,659,000
支出負担行為額	102,880,914	99,926,325	99,335,250
未執行予算額	506,086	440,675	323,750

③ 監査の結果

関係者へのヒアリング、関係資料の閲覧、一部サンプルによる資料突合等をした結果、以下の指摘・意見を記載する。

ア 起案書等間の数値の整合性について

各副団長、支団長への「令和3年度消防団員報酬(後期分)について(通知)」中の資料の報酬額合計は49,673,250円となっているのに対し、消防団長への「令和3年度消防団員報酬(後期分)について(伺)」の起案書中の「階級別報酬額内訳表(令和3年後期)」の報酬額合計が49,666,500円となっており、差額6,750円が生じていた。

これは、消防団長への(伺)の作成中、第7支団の団員中の1名が12月末退団したため減額の必要に気づき修正したものであり、したがって、後者の方が正しい数値である。報酬額合計金額は重要な数値であるので、数値の妥当性及び資料間の整合性に関しては十分にチェックする必要がある。

内容	金額
各副団長、支団長への（通知）中の資料	49,673,250
消防団長への（伺）の起案書	49,666,500
差異（①-②）	6,750

【指摘】

各副団長、支団長への「令和3年度消防団員報酬（後期分）について（通知）」中の資料の報酬額合計と、消防団長への「令和3年度消防団員報酬（後期分）について（伺）」の起案書中の「階級別報酬額内訳表（令和3年後期）」の報酬額合計に差額が生じていた。報酬額合計金額は重要な数値であるので、数値の妥当性及び資料間の整合性に関しては十分にチェックする必要がある。

イ 出勤実績のない消防団員の扱いについて

第1支団（平地区）の令和3年度の団員の出勤記録を「消防団員出勤報告書」にて確認したところ、年間一度の活動実績もない団員が20名程度確認されたが、年額報酬は支給されていた。他の支団においても同様の状況があるものと推察されるが、消防本部及び往査した消防署で質問したところ、いずれにおいても把握していないとのことであった。しかし、消防団で把握することは当然として、報酬は市の公金の支出である以上、消防本部側でも活動実績のない団員を積極的に把握した上で、当該団員と話し合い実態把握に努め、それでも継続して実績のない団員については、休団や退団を促して行く必要があると考える。

【意見】

消防団で把握することは当然として、報酬は市の公金の支出である以上、消防本部側でも活動実績のない団員を積極的に把握した上で、当該団員と話し合い実態把握に努め、それでも継続して実績のない団員については、休団や退団を促して行く必要があると考える。

ウ 団員報酬に関する消防団からの確認書の徴求について

団員への報酬の扱いに関しては、従来から問題となってきた。消防庁もこの点に関しては、幾度となく注意喚起をしてくれているが、令和4年8月の通知「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」（以下、「取扱い」という）によれば、「消防団や分団の運営に必要な公務上の経費に充てるため、一旦団員個人へ直接支給された報酬の全部又は一部を消防団や分団に支払うよう求めること」や「消防

団における懇親会の会費等を目的とした集金については、消防団の運営は団員の総意に基づいて行われるべきもの」(総意に基づかない集金は問題)との記載が見られる。

いわき市も年額報酬に関しては団員個人口座へ直接支給されているが、その先の扱いに関しては消防団に一任されている状況である。消防本部及び往査した消防署で質問したところ、研修会等を通じて報酬の扱いについては注意を喚起し、「取扱い」のようなことがないことも支団長や分団長へ口頭で確認し、またそのような情報も寄せられていないとのことであったが、さらに一歩進んで、支団長や分団長より「取扱い」に記載されていることも含め、報酬の扱いについて各消防団内で適切に行われていることを記載した確認書を徴求するなど、消防団に対して一定の牽制効果を生むものと考えられることから実施することが望まれる。

【意見】

支団長や分団長より令和4年8月の通知「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」に記載されていることも含め、報酬の扱いについて各消防団内で適切に行われていることを記載した確認書を徴求するなど、消防団に対して一定の牽制効果を生むものと考えられることから実施することが望まれる。

(4) 消防車両整備事業費（単独）

① 事業の内容

消防組織法に基づく消防の任務を遂行するために必要な消防車両の計画的な更新、修繕を行うとともに、地域の実情等を考慮した総合的な車両の整備を推進し、消防力の強化充実を図り、市民生活の安全・安心を確保する。

要求内容は以下の通り

整備対象車両	監査対象
水槽付CD-1型ポンプ自動車（勿来61号車）	○
機動連絡車（警防82号車）	○
軽査察広報車（四倉81号車、中央台81号車、常磐82号車）	
高規格救急自動車（三和51号車）	○

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	305,179	764,682	87,421
支出負担行為額	304,595	764,425	87,059
未執行予算額	583	256	361

③ 監査の結果

ア 消防車両の導入について

水槽付CD-1型ポンプ自動車（勿来61号車）、高規格救急自動車（三和51号車）については、消防車両整備計画に基づく消防車輛等更新基準年限に基づいており、予算から導入までの一連の書類を確認し、必要に応じて質問した結果、特に問題ないものと判断した。

また、機動連絡車（警防82号車）については導入の経緯、財源、導入までの一連の書類を確認し必要に応じて質問した結果、特に問題ないものと判断した。

水槽付CD-1型ポンプ自動車（勿来61号車）



いわき市消防本部が定める消防車両整備計画に基づき、各消防車両の更新基準年限を定めており、今回の消防ポンプ自動車の導入については、勿来消防署に配置していた水槽付消防ポンプ自動車（旧勿来 21 号車）が更新基準年限（16 年）を超過したことによる更新により導入したものである。

機動連絡車（警防 82 号車）



導入に至った経緯は以下の通りである。

- ・ 令和元年東日本台風での消防活動において、冠水や土砂崩れ等によって、現場到着まで時間を要する事案が多かったことから、土砂災害や風水害発生時でも迅速に現場直近まで辿り着けるよう、渡河性能や悪路走行性能に優れた車両の導入が必要と判断したこと（悪路への対応）
- ・ 総務省消防庁から水上オートバイが無償貸与されたが、牽引可能車両が平 31 号車のみであり、全長が 12.3m にもおよぶなど、機動性が低く隊員の運転負担が大きいこと（水上オートバイの牽引）
- ・ 土砂風水害機動支援部隊での出動時、現行の指揮隊車の場合、悪路走破性が低く、土砂災害現場や浸水現場で移動が困難になる可能性があること

令和 4 年 3 月 1 日付で運用開始しており、令和 4 年 9 月末の運用実績としては訓練回数 23 回、出動回数 2 回となっている。

高規格救急自動車（三和 51 号車）



いわき市消防本部では、車両更新の基準として、経過年数及び走行距離で点数制度をとっており、該当車両は規定の点数に達成したため、更新している。

旧車両の更新基準に基づく点数算出は、以下の通りとなる。

更新車両				経過年数		走行距離		基準点 数計
車両名	登録年月日	走行距離	月平均距離	点数	年数	点数	予定走行距離	
三和 51	H24. 11. 16	90, 340	850	55	9 年	45	104, 790	100

イ 消防車両整備計画について

消防車両整備計画は、市民の安全・安心の確保を図るため、「消防力の整備指針」に基づき、消防車両の整備及び更新を図ってきており、昭和 59 年の第三次いわき市総合計画作成時に消防車両の更新基準年限等を設定し、平成 9 年、平成 16 年及び平成 22 年に見直しを行っている。現在、新たに整備計画が作成中となっている。

過去の消防車両整備計画は不定期に更新されているが、今後、車両の電動化の推進等の特殊な事情が発生する可能性もあり、更新年限の見直しも随時必要になることが想定される。次期整備計画からは 5 年程度を目途に計画を更新するように明記し、実行していくことが望まれる。

【意見】

過去の消防車両整備計画は不定期に更新されているが、今後、車両の電動化の推進等の特殊な事情が発生する可能性もあり、更新年限の見直しも随時必要になることが想定される。次期整備計画からは 5 年程度を目途に計画を更新するように明記し、実行していくことが望まれる。

ウ 車両更新について

直近の車両一覧を入手し、経過年数を検討した結果、平消防署の（平 91）Ⅱ型水槽車が更新基準年限を経過していた。当初は更新を予定していたものの、車両メーカーの事情（出荷停止）により更新が先送りされたものである。車両メーカーの事情は止むを得ないものの、警防課に対して更新年数を超過していた場合の対応として、メンテナンス方針が明確になっているかどうかを確認したところ、消防本部内で協議しメーカーにオーバーホールを依頼することとしたが、方針として特に明文化されたものはないとの回答であった。

今回のように外的要因によって更新できない場合でも使用を継続する必要があることから、今後はメンテナンス方針を消防車両整備計画において明確にしておくことが望ましい。

【意見】

外的要因によって更新できない場合でも使用を継続する必要があることから、今後はメンテナンス方針を消防車両整備計画において明確にしておくことが望ましい。



（平 91）Ⅱ型水槽車

なお、監査対象外であり現物の確認は行っていないが、（中 81）軽査察広報車 4WD が導入から既に 20 年が経過している。軽査察広報車は、消防車両等更新基準年限の平成 27 年更新基準年限ではいわき市公用車基準によることとなっているが、基本ベースは普通乗用車であり走行距離は別としても車両自体が相当程度劣化していることが予想される。改めていわき市公用車基準を参照し、更新を進めることが望ましい。

【意見】

（中 81）軽査察広報車 4WD が導入から既に 20 年が経過している。軽査察広報車は、消防車両等更新基準年限の平成 27 年更新基準年限ではいわき市公用車基準によることとなっているが、基本ベースは普通乗用車であり走行距離は別としても車両自体が相当程度劣化していることが予想される。改めていわき市公用車基準を参照し、更新を進めることが望ましい。

車両一覧は、以下の通りである。

車 両 一 覧								令和4年4月1日現在
署所	車名	車種	社名	年度	登録年月日	配置年月日	経過年数	備 考
本部 11台 緊急車 8台 その他 3台	警51	高規格救急車4WD	日産	H30	H31.2.21	H31.2.27	3年	防振ベッド、ライフスコープVS、FR3
	警52	高規格救急車4WD	トヨタ	H28	H29.2.17	H29.2.22	5年	防振ベッド、ライフスコープVS
	警71	指揮車	ホンダ	H22	H23.1.11	H23.1.20	11年	ステップワゴン 4WD サイドオーニング
	警73	指揮車 2WD	ホンダ	H21	H21.8.4	H21.8.7	12年	ステップワゴン 2WD
	警81	支援車 4WD	日野	H29	H30.3.26	H30.3.29	4年	ABS、バックモニター、パワーゲート(1000kg)
	警82	機動連絡車 4WD	トヨタ	R3	R4.2.4	R4.2.25	0年	ランドクルーザープラドTX 4WD、純正カーナビ、ETC、ヒッチメンバ
	総81	消防長車	トヨタ	R2	R2.11.18	R2.11.25	1年	ランドクルーザープラドTX 4WD、純正カーナビ、ETC
	総連	事務連絡車	日産	H30	H30.5.14	H30.5.16	3年	ノート(ハイブリッド)
	指1	指揮隊車 4WD	トヨタ	H28	H29.1.19	H29.1.31	5年	ルーフ、サイドオーニング、ナビ、バックモニター
	指2	指揮隊車 4WD	トヨタ	H28	H29.1.19	H29.1.31	5年	ルーフ、サイドオーニング、ナビ、バックモニター
	予83	予防連絡車	日産	H28	H28.12.14	H28.12.16	5年	
	平署 24台 本署 12台 四倉 3台 中央台 3台 小川 3台 川前 3台	平11	CD I ホンパ車4WD	トヨタ	H24	H25.1.18	H25.1.29	9年
平12		CD I ホンパ車4WD	日野	H25	H26.3.14	H26.3.17	8年	A2 水800ℓ 三連梯子 エンジンカッター
平31		Ⅲ型救助工作車4WD	日野	R2	R2.12.18	R2.12.21	1年	高度救助用資機材、前後引きウインチ、クレーン、ヒッチメンバ
平41		40m級はしご車	日野	H24	H24.12.20	H24.12.25	9年	地上高40m 4WS ABS 最小半径7.2m
平51		高規格救急車4WD	トヨタ	R2	R3.2.19	R3.2.26	1年	防振ベッド、ライフスコープVS、日本光電カルジオリフ
平52		高規格救急車4WD	日産	H28	H28.12.7	H28.12.12	5年	防振ベッド、ライフスコープVS
平61		Ⅱ型化学車	日野	R2	R2.12.17	R3.1.19	1年	A2 薬液500ℓ 水1500ℓ バックモニター 加納式ホースカ-
平71		指揮車2WD	ホンダ	H21	H21.8.4	H21.8.7	12年	ステップワゴン
平81		軽査察広報車4WD	ダイハツ	R1	R2.1.20	R2.1.30	2年	軽ワゴン型
平82		軽査察広報車4WD	三菱	H24	H24.12.19	H24.12.25	9年	軽1BOX型 リアルタイム4WD ラゲージトレイマット AC-DCコンバータ
平83		軽査察広報車4WD	トヨタ	H30	H30.11.16	H30.11.30	3年	軽ワゴン型
平91		Ⅱ型水槽車	三菱	H11	H12.3.29	H12.3.30	22年	B2 可搬ホンパ積載 水槽10000ℓ H13.4浜署から
四11		CD I ホンパ車4WD	トヨタ	H26	H27.2.13	H27.2.19	7年	A2 水800ℓ 三連梯子 エンジンカッター ガス検(備品外)
四51		高規格救急車4WD	トヨタ	R1	R2.3.19	R2.3.27	2年	防振ベッド、ライフスコープVS、日本光電カルジオリフ
四81		軽査察広報車4WD	三菱	H21	H21.7.23	H21.8.7	12年	軽ワゴン型
中11		CD I ホンパ車4WD	日野	R1	R2.2.14	R2.2.27	2年	A2 水800ℓ 三連梯子 エンジンカッター 加納式ホースカ- オールシャッター 吸管(サイドプル式)
中51		高規格救急車4WD	日産	H28	H29.1.12	H29.1.19	5年	防振ベッド、ライフスコープVS
中81		軽査察広報車4WD	スズキ	H13	H14.2.21	H14.2.25	20年	軽ワゴン型
小11		CD I ホンパ車4WD	日野	H25	H26.3.14	H26.3.17	8年	A2 水800ℓ 三連梯子 エンジンカッター
小51		高規格救急車4WD	日産	H26	H27.1.23	H27.1.28	7年	防振ベッド、ライフスコープVS
小81		軽査察広報車4WD	トヨタ	H30	H30.11.16	H30.11.30	3年	軽ワゴン型
川11		CD I ホンパ車4WD	トヨタ	H26	H27.2.13	H27.2.19	7年	A2 水800ℓ 三連梯子 エンジンカッター ガス検(備品外)
川51		高規格救急車4WD	日産	H30	H31.2.21	H31.2.27	3年	防振ベッド、ライフスコープVS、FR3
川81		軽査察広報車4WD	ダイハツ	H29	H30.3.23	H30.3.28	4年	軽ワゴン型

車 両 一 覧

令和4年4月1日現在

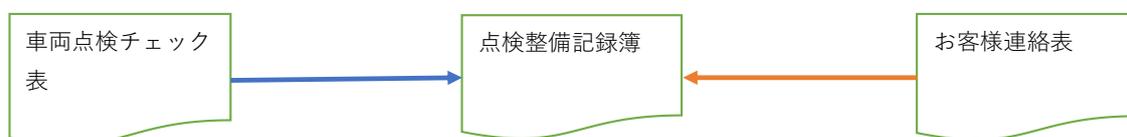
署所	車名	車種	社名	年度	登録年月日	配置年月日	経過年数	備 考	
小名浜 15台	浜11	CD I ホンフ車4WD	トヨタ	H21	H21.12.24	H22.1.7	12年	A2 平成20年度緊急経済対策補正	
	浜12	CD I ホンフ車4WD	日野	H25	H26.3.25	H26.3.27	8年	A2 三連はしご 電動ホースカー エンジンカッター	
	浜21	水槽付ホンフ車	日野	H23	H24.2.23	H24.3.9	10年	A2 アルミボンブ・メカニカルシール 水1500ℓ 夏タイヤアルミホイール、周囲灯、ハーフシャッター、ストカゴ、スハレスター	
	浜31	II型救助工作車	日野	H27	H27.12.7	H27.12.9	6年	照明、クレーン、ウインチ	
	浜32	水難救助車	トヨタ	H27	H28.3.23	H28.3.30	6年		
	浜51	高規格救急車4WD	トヨタ	R2	R3.3.9	R3.3.12	1年	防振ベット、ライフスコープVS、日本光電カルジオライフ	
	浜71	指揮車	日産	R2	R2.11.6	R2.11.13	1年	セレナ、2WD	
	本署 12台	浜81	軽査察広報車4WD	トヨタ	H30	H30.11.16	H30.11.30	3年	軽ワゴン型
	江名 3台	浜82	軽査察広報車4WD	三菱	H24	H25.2.26	H25.3.5	9年	軽1BOX型 リアルタイム4WD ラゲージトレイマット AC-DCコンバータ、スハレスター
		浜91	泡原液搬送車	日野	H28	H29.3.24	H29.3.30	5年	B2 可搬ホンフ積載 薬液8500ℓ ドライブレコーダー フラッシュボーイ バックモニター
		浜92	大型化学高所放水車	日野	H30	H31.3.22	H31.3.27	3年	A1 22m級 薬液：メガフォーム（AGF-3T）1,800ℓ
		浜93	重機及び重機搬送車	三菱	R1	R2.3.26	R2.3.27	2年	固有物品（総務省無償奉還）3トン重機【アタッチメント（クイックカブラー式）：ブレイカー、フォーク、切断機】
		江11	CD I ホンフ車4WD	日野	R1	R2.2.14	R2.2.27	2年	A2 水800ℓ 三連梯子 エンジンカッター 加納式ホースカー オールシャッター 吸管（サイドプル式）
		江51	高規格救急車4WD	トヨタ	R1	R2.2.28	R2.3.6	2年	防振ベット、ライフスコープVS、日本光電カルジオライフ
	江81	軽査察広報車4WD	ダイハツ	H26	H27.1.13	H27.1.15	7年	軽ワゴン型	
勿来 11台	勿11	CD I ホンフ車4WD	日野	R2	R3.2.15	R3.2.17	1年	A2 電動ホースカー 電動リフト	
	勿12	CD I ホンフ車4WD	日野	R3	R4.2.16	R4.2.25	0年	A2 加納式ホースカー、三連梯子、水800ℓ	
	勿31	II型救助工作車	日野	H19	H19.11.5	H19.11.6	14年	前後引きウインチ 600W×4灯	
	勿41	20m級屈折はしご付ポンプ車	日野	R2	R3.3.15	R3.3.16	1年	スカイアームΣ 地上高20m 最小半径7.7m	
	勿51	高規格救急車4WD	トヨタ	R2	R3.3.23	R3.3.26	1年	防振ベット、ライフスコープVS、日本光電カルジオライフ	
	勿61	II型化学車	日野	R2	R2.12.17	R3.1.19	1年	A2 薬液500ℓ 水1500ℓ バックモニター 加納式ホースカー	
	勿71	指揮車2WD	日産	R1	R2.1.17	R2.1.24	2年	NV200 バネットワゴン 2WD	
	勿81	軽査察広報車4WD	三菱	H24	H24.12.19	H24.12.25	9年	軽1BOX型 リアルタイム4WD ラゲージトレイマット AC-DCコンバータ	
	勿82	軽査察広報車4WD	ダイハツ	R1	R2.1.20	R2.1.30	2年	軽ワゴン型	
	勿91	泡原液搬送車	日野	H29	H30.3.26	H30.3.28	4年	B2 可搬ホンフ積載 薬液8,500ℓ	
	田11	CD I ホンフ車4WD	トヨタ	H26	H27.2.13	H27.2.19	7年	A2 水800ℓ 三連梯子 エンジンカッター ガス検（備品外）	

車 両 一 覧								令和4年4月1日現在
署所	車名	車種	社名	年度	登録年月日	配置年月日	経過年数	備 考
常 警 11台 本 署 8台 遠 野 3台	常11	CD I ホンパ車4WD	トヨタ	H21	H21.12.24	H22.1.7	12年	A2
	常13	CD I ホンパ車4WD	日野	H29	H30.3.26	H30.3.30	4年	A2 救助資器材積載
	常41	30m級はしご車	日産	H16	H17.2.28	H17.3.2	17年	先端屈折 地上高30m 最小半径5.7m H25 OH実施
	常51	高規格救急車4WD	日産	H29	H30.2.26	H30.3.2	4年	
	常61	II型化学車	日野	R1	R2.3.9	R2.3.16	2年	A2 薬液500ℓ 水1500ℓ バックモニター 加納式ホースカー
	常71	指揮車2WD	日産	R1	R2.1.17	R2.1.24	2年	NV200 パネットワゴン 2WD
	常81	軽査察広報車4WD	ダイハツ	R2	R2.11.13	R2.12.7	1年	ハイゼットカーゴ
	常82	軽査察広報車4WD	三菱	H22	H23.1.13	H23.1.20	11年	軽ワゴン型
	遠11	CD I ホンパ車4WD	トヨタ	H21	H22.1.12	H22.1.15	12年	A2 水槽800ℓ積載
	遠51	高規格救急車4WD	トヨタ	R1	R2.1.31	R2.2.7	2年	防振ベッド、ライフスコープVS、日本光電カルジオライフ
	遠81	軽査察広報車4WD	ダイハツ	R1	R2.1.20	R2.1.30	2年	軽ワゴン型
内 郷 11台 本 署 8台 三 和 3台	内11	CD I ホンパ車	日野	H23	H24.3.22	H24.3.27	10年	A2 三連はしご、電動ホースカー、電動式油圧救助器具、ドレーゲル PSS7000、バックモニター、エンジンカッター、周囲灯、スタコゴ、スバレスター
	内13	CD I ホンパ車4WD	日野	H28	H29.1.31	H29.2.7	5年	A2、4WD、オールシャッター、吸音サイドブル、照明、各種救助器具、ドライブレコーダー、バックモニター
	内21	水槽付ホンパ車	日野	H20	H21.2.27	H21.3.3	13年	A2 水2000ℓ バックモニター 電動式はしご昇降装置
	内51	高規格救急車4WD	日産	H30	H31.2.21	H31.2.27	3年	防振ベッド、ライフスコープVS、FR3 【緊援隊】H24登録 R2解除
	内71	指揮車	ホンダ	H22	H23.1.18	H23.1.20	11年	ステップワゴン 2WD
	内81	軽査察広報車4WD	三菱	H24	H24.12.19	H24.12.25	9年	軽1BOX型 リアルタイム4WD ラゲージトレイマット AC-DCコンバータ
	内82	軽査察広報車4WD	ダイハツ	H29	H30.3.23	H30.3.28	4年	軽ワゴン型
	内91	資機材搬送車4WD	日野	R2	R3.2.25	R3.2.26	1年	後部パワーゲート(500kg)、車上ポート昇降装置、バックモニター
	三11	CD I ホンパ車4WD	トヨタ	H21	H22.1.12	H22.1.15	12年	A2 水槽800ℓ積載
	三51	高規格救急車4WD	日産	R3	R4.2.14	R4.2.25	0年	防振ベッド、ライフスコープVS
三81	軽査察広報車4WD	ダイハツ	R2	R2.11.13	R2.12.7	1年	ハイゼットカーゴ	

(出典：いわき市消防本部警防課より入手、経過年数を監査人が加工)

エ 点検整備記録簿について

消防署では車両ごとに車両点検チェック表により車両点検や積算品毎に数量の確認を実施している。点検完了後に点検整備記録簿に点検種別、点検年月日、点検結果及び整備概要を記入し、実施者から係員、係長（所長）以上の上席者の承認を得ている。法定点検については外部業者からの報告（お客様連絡表など）により点検整備記録簿を記入している。



(ア) 平消防署 (サンプル平 31 号車)

- a 手書の車両点検チェック表を保管しているが、一部チェックされていない項目があった。内容を確認したところ、他へ積載しているために月 1 回の確認時点で数量が確認できなかった、あるいは単にチェック漏れとなっていた。該当する点検整備記録簿を確認したところ点検結果及び整備概要には異常なしと記載されていた。点検記録簿は、上席者の捺印もあることから実質的にチェック表の内容を確認せずに押印している可能性がある。内部牽制の観点から少なくとも係員の段階でチェック表の記載内容を確認する必要がある。

【指摘】

手書の車両点検チェック表を保管しているが、一部チェックされていない項目があった。内容を確認したところ、他へ積載しているために月 1 回の確認時点で数量が確認できなかった、あるいは単にチェック漏れとなっていた。該当する点検整備記録簿を確認したところ点検結果及び整備概要には異常なしと記載されていた。点検記録簿は、上席者の捺印もあることから実質的にチェック表の内容を確認せずに押印している可能性がある。内部牽制の観点から少なくとも係員の段階でチェック表の記載内容を確認する必要がある。

- b 法定点検等の整備結果については、お客様連絡表が基になっているが、連絡表の日付が不鮮明、当日点検し、当日納車しているにも関わらず納車日が 1 週間後となっているものがあった。外部点検の際にも点検整備記録簿に記載されているが、根拠となる資料とは異なる日付となっている。外部業者からのお客様連絡表は、点検整備記録簿を記入する際の重要な書類であることから、日付等も含めて記載内容の確認を徹底することが望ましい。

【意見】

法定点検等の整備結果については、お客様連絡表が基になっているが、連絡表の日付が不鮮明、当日点検し、当日納車しているにも関わらず納車日が 1 週間後となっているものがあった。外部点検の際にも点検整備記録簿に記載されているが、根拠となる資料とは異なる日付となっている。外部業者からのお客様連絡表は、点検整備記録簿を記入する際の重要な書類であることから、日付等も含めて記載内容の確認を徹底することが望ましい。

(イ) 勿来消防署（サンプル勿来 61 号車）

- a 点検整備記録簿の実施者と係員が同一となっている。本来は、実施者の結果であるチェック表を係員が確認すべきであり、点検整備記録簿の記入が形式的になっていると言わざるを得ない。今後は、異なる担当で内部牽制が機能するように改善すべきである。

【指摘】

点検整備記録簿の実施者と係員が同一となっている。本来は、実施者の結果であるチェック表を係員が確認すべきであり、点検整備記録簿の記入が形式的になっていると言わざるを得ない。今後は、異なる担当で内部牽制が機能するように改善すべきである。

- b サンプルとした勿来 61 号車については、外部に依頼した業者からの結果（定期点検用点検整備記録簿）が保管されていなかった。点検整備記録簿を記入する際の重要な書類であることから今後は一定期間保管する必要がある。

【指摘】

サンプルとした勿来 61 号車については、外部に依頼した業者からの結果（定期点検用点検整備記録簿）が保管されていなかった。点検整備記録簿を記入する際の重要な書類であることから今後は一定期間保管する必要がある。

今回サンプルで確認した 2 か所の消防署での管理方法が異なっていることから、他の消防署でも異なる管理となっている可能性がある。消防本部において、各消防署のチェック表、点検整備記録簿の管理が適切となっているかどうかを再度確認しておくことが望まれる。

(5) 福島県市町村総合事務組合負担金

① 事業の内容

福島県市町村総合事務組合（以下「組合」という）は、福島県内の各市町村等の一部事務について共同処理する事務組合である。いわき市は、「消防団の公務災害補償事務」と「消防団の退職報償金支給事務」に関する共同処理団体に加入しており、組合に対して事務経費を負担している。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	83,316	83,316	83,316
支出負担行為額	83,315	83,315	83,315
未執行予算額	0	0	0

③ 監査の結果

ア 消防団員の公務災害補償事務について

消防団員の福利厚生の一環として、消防団員は消防団活動中に死亡、負傷または病気にかかった場合、公務災害補償制度（※）に基づいて補償を受けることができる。

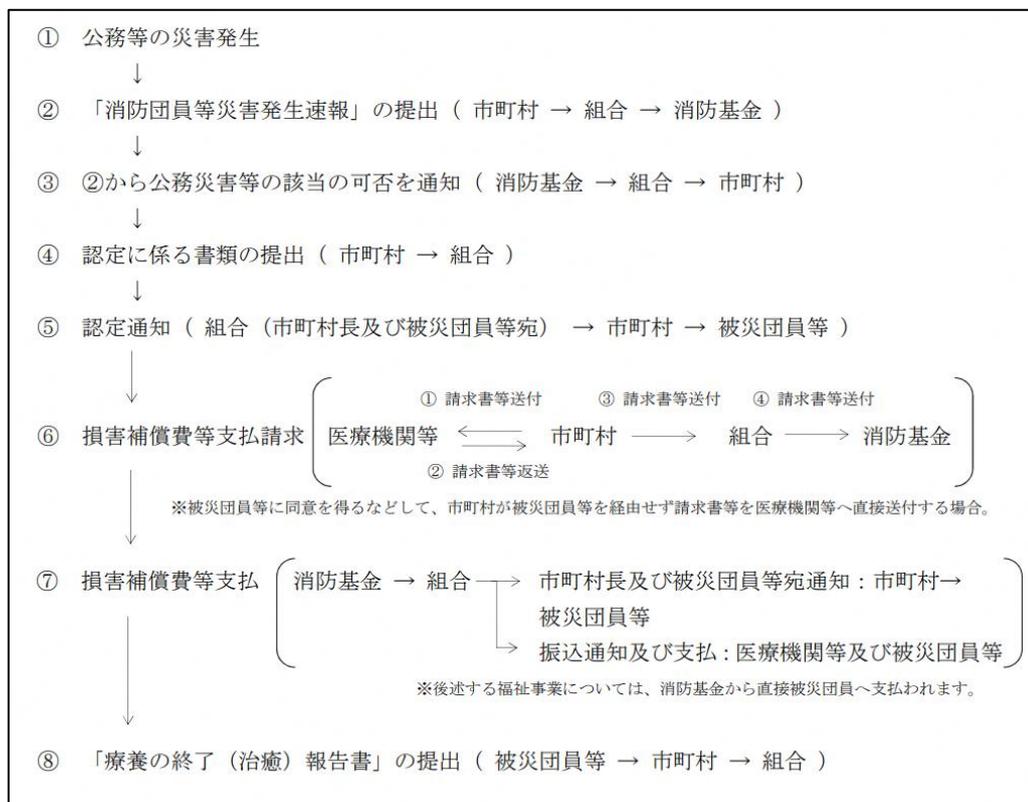
公務等の災害発生による損害補償費等について、組合は、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という）への通知や消防基金へ請求書を送付するなどの事務をいわき市に代わって行っている。

(※) 公務災害補償制度

非常勤消防団員等が公務上の災害を受けた場合に、市町村等が非常勤消防団員等又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し（損害補償）、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行うものである。

この場合の「公務上の災害」とは消防・水防をはじめとする消防団活動等により被った負傷、疾病、障がい又は死亡の身体的損害をいう。

イ 消防団員等の公務災害補償事務の流れ



（組合HPより）

ウ 消防団員の退職報償金支給事務について

消防団員の福利厚生の一環として、消防団員として、5年以上勤務して退職すると、階級及び勤務年数に応じた退職報償金が支給される。

消防団員の退職報償金について、組合は、消防基金へ請求書を送付するなどの事務をいわき市に代わって行っている。

エ 消防団員の退職報償金請求事務の流れ



（組合HPより）

オ 負担金について

組合に対する負担金は、下記により算出する。(組合HPより)

- ・災害補償分(年額)

団員割：2,080円×団員定数

人口割：7円×人口

- ・退職報償金分(年額)

団員割：19,200円×団員定数

いわき市の組合に対する令和3年度の負担金は、下記のとおり算出されている。

	算出基礎		人員		金額
災害補償費 (年額)	団員割	2,080円/人	団員定数 (※1)	3,800人	7,904,000円
	人口割	7円/人	人口 (※2)	350,237人	2,451,659円
退職報償金 (年額)	団員割	19,200円/人	団員定数 (※1)	3,800人	72,960,000円
				合計	83,315,659円

(※1) 団員定数は「いわき市消防団の設置等に関する条例」で定められており、3,800人で固定されている。

(※2) 人口は、平成27年10月1日国勢調査人口である。国勢調査は5年に一度の周期で実施されており、組合に対する負担金の計算において人口は5年間同じ数を用いることとされている。なお、令和4年度の予算措置においては、令和2年10月1日国勢調査人口332,931人を用いて組合への負担金が計算されていることを確認した。

(6) 消火栓設置等工事負担金

① 事業の内容

市民の安全・安心のため、消火活動に必要とされる消火栓を整備するもの。消火栓は、水道配水管に取り付けられていることから、水道事業者による配水管改良工事に伴い消火栓設置及び移設工事等が発生する場合、その工事費用を負担金として水道事業会計に支出する。なお、消防水利については、国が示した「消防水利の基準」により定められており、消火栓工事に伴う費用負担については、「水道法」により市町村が負担することとされている。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	89,925	80,922	87,833
支出負担行為額	71,733	80,596	72,629
未執行予算額	18,192	326	15,204

※ 水道局の計画に基づき消防が予算要求し、工事の発注、監督及び検査等については水道局が行っている。水道局の都合により一部事業が繰越され、未執行となったもの。

【令和元年度】 予算要求時基数 125 基、工事完了基数 95 基

【令和3年度】 予算要求時基数 118 基、工事完了基数 93 基

令和3年度の支出内訳は以下の通りである。

負担行為・摘要	負担行為額
消火栓設置 No. 2 小名浜諏訪町地内 外 2 件	4,998
消火栓設置 No. R3-7 いわき市小名浜岡小名一丁目～四丁目 外 1 件	4,827
消火栓設置 No. R3-1 平下荒川字川前地内 外 2 件	4,588
消火栓設置 No. R3-2 平藤間字松原地内 外 2 件	4,582
消火栓設置 No. R3-23 平塩字中島地内 外 3 件	4,458
消火栓設置 No. R3-5 内郷宮町滝～竹之内地内 外 2 件	4,406
消火栓設置 No. R3-32 いわき市桜ヶ丘四丁目～二丁目地内 外 1 件	4,301
消火栓設置 No. R3-4 平字田町地内 (平 8 区 17 号) 他 3 件	4,279
R3-24 いわき市平字下の町地内 外 2 件	4,258
消火栓設置 No. 34 久之浜町末続字宮田～岸内地内 外 2 件	4,213
その他 13 件	27,719
合計	72,629

③ 監査の結果

令和3年度の支出内訳から上位2件の支出について検討を行った。

(監査要点)

- (ア) 負担金の支出について正当な承認を得ているか。
- (イ) 負担金額の算定及び支出時期は適切か。
- (ウ) 工事完了に際して検査及び検収立会が的確になされているか。

ア 消火栓設置 No.2 小名浜諏訪町地内 外2件

工事名	小名浜諏訪町配水管 (第267-120号外)改良工事	小名浜島配水管(第 224-128号外)改良工事	平上荒川配水管(第 157-14号外)改良工事
工事場所	いわき市小名浜諏訪町 地内	いわき市小名浜島字高 田町地内	いわき市平上荒川字堀 之内～砂屋戸地内
事業種別	移設	移設	移設
基数	2基	3基	1基
支出金額	1,386,000円	2,541,000円	1,071,400円
	(合計4,998,400円)		
支払日	令和3年9月21日		

以下、小名浜諏訪町配水管(第267-120号外)改良工事について検討を行った。

(ア) 負担金支出についての承認手続について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 令和2年6月7日付でいわき市水道事業管理者から「消火栓設置及び移設工事連絡表」を受領している。
- ・ 令和2年6月16日付で消火栓の設置等をいわき市水道事業管理者に依頼することについて警防課課長により決裁を受け、令和2年6月18日付で水道事業管理者に対して消火栓設置依頼書を提出している。

(イ) 負担金額の算定について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 負担金額1,386,000円は水道局が作成した「消火栓設置内訳書」に基づいている。

(ウ) 工事完了の確認、検査について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 令和3年8月23日付でいわき市水道事業管理者より消火栓設置完了報告書を受領し、警防課担当者が確認を行っている。
- ・ 工事の発注、監督、検査等は水道局が行っており、消防では消防が使用するに当たって問題が無いかの確認を水道局の検査後に行っている。小名浜消防署の職員が検査員となり、令和3年9月11日に検査が行われ、工事完了検査結果表を作成されている。また、小名浜消防署長により令和3年9月15日付で消防水利施設設置確認報告書が作成されている。

イ 消火栓設置 No. R3-7 いわき市小名浜岡小名一丁目～四丁目 外1件

工事名	小名浜岡小名配水管(第246-4号外)改良工事	大久町小久配水管(第22-4号外)改良工事
工事場所	いわき市小名浜岡小名一丁目～四丁目地内	いわき市大久町小久字堤田～菖蒲作地内
事業種別	移設	移設
基数	5基	1基
支出金額	3,949,000円	877,800円
	(合計 4,826,800円)	
支払日	令和4年4月28日	

以下、小名浜岡小名配水管(第246-4号外)改良工事について検討を行った。

(ア) 負担金支出についての承認手続について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 令和3年5月26日付でいわき市水道事業管理者から「消火栓設置及び移設工事連絡表」を受領している。
- ・ 令和3年5月28日付で消火栓の設置等をいわき市水道事業管理者に依頼することについて警防課課長により決裁を受け、令和3年5月28日付で水道事業管理者に対して消火栓設置依頼書を提出している。

(イ) 負担金額の算定について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 負担金額3,949,000円は水道局が作成した「消火栓設置内訳書」に基づいている。

(ウ) 工事完了の確認、検査について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 令和4年3月31日付でいわき市水道事業管理者より消火栓設置完了報告書を受領し、警防課担当者が確認を行っている。
- ・ 工事の発注、監督、検査等は水道局が行っており、消防では消防が使用するに当たって問題が無いかの確認を水道局の検査後に行っている。小名浜消防署の職員が検査員となり、令和4年4月16日～令和4年4月29日に検査が行われ、工事完了検査結果表を作成されている。また、小名浜消防署長により令和4年4月30日～5月12日付で消防水利施設設置確認報告書が作成されている。

(7) 消防機械整備事業費

① 事業の内容

災害発生時に現有の機械力を十分発揮し、効率的な消防活動が展開できるよう経過年数の長い車両等を更新し、消防力の維持及び強化に努め、市民生活の安全・安心を確保する。

- CD-I型消防ポンプ自動車購入
第3支団第8分団第3班の消防ポンプ自動車1台について入替更新事業
- 消防団小型動力ポンプ付積載車(4WD)購入
第3支団第8分団第2班、第4支団第4分団第1班、第6支団第2分団第7班の4輪駆動ダブルシート型の小型動力ポンプ付積載車3台について入替更新事業
- 消防団小型動力ポンプ購入
第6支団第1分団第1班、第6支団第1分団第2班、第6支団第2分団第4班、第6支団第3分団第5班、第6支団第3分団第11班、第6支団第4分団第4班の消防団小型動力ポンプ6台について入替更新事業

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	57,069	295,564	61,558
支出負担行為額	55,430	295,350	61,552
未執行予算額	1,638	213	5

(ウ) 監査の結果

ア CD-I型消防ポンプ自動車購入

消防団	初年度登録	駆動種類
第3支団第8分団第3班	平成6年12月19日	4WD



(ア) 書類の検証について

当該車両の入替に当たっては、入札により磐水社が落札しているが、各種装備を車体に取り付けるいわゆる艤装については、株式会社モリタが行っている。株式会社モリタからは、完成図書が提出され、契約関係の簿冊に綴り込まれている。

仕様書と完成図書の関係は、以下の通りである。

仕様書	完成図書
シャシー諸元明細表	○
エンジン性能表	性能曲線図
ポンプ諸元表	○
ポンプ性能試験成績表	消防ポンプ性能試験表
真空試験成績表	消防ポンプ性能試験表に記載
シャシー及びポンプ取扱説明書	※
改造自動車計算書	改造車の重量及び重心位置
車両検査証	○
緊急自動車届出確認証	○
自動車賠償責任保険証明書	○
完成車の前面、両側面、後面からの全景写真	○
車体後部側面記入文字の拡大写真	○
検定証の写	※
車両装備品類	別紙明細にチェック
付属工具類・付属品類	別紙明細にチェック
標準付属取付品類	別紙明細にチェック

※ 仕様書における書類と完成図書の関係からは、上記の2点の書類が確認できなかった。
また、完成図書には、以下の書類が含まれているが、仕様書に指定されている書類の一部かどうか書類名称だけでは判断できない。

新規検査等届出書第1号様式（その1）別紙Ver3、新規検査等届出書、灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書、内装材難燃基準適合検討書、試験成績表、配光試験成績書、計量証明書、車輛安定傾斜角度測定表

検収は、市役所契約課で実施しており、消防本部でも立ち会っているとの回答であった。今後は、完成図書が仕様書の書類に該当していることを確認した書類を残しておくことが望まれる。

【意見】

完成図書が仕様書に指定されている書類に該当していることを確認した書類を残しておくことが望まれる。

イ 消防団小型動力ポンプ付積載車（4WD）購入

消防団	初年度登録	駆動種類
第3支団第8分団第2班	平成6年10月26日	2WD
第4支団第4分団第1班	平成8年3月8日	2WD
第6支団第2分団第7班	平成5年11月18日	2WD



車両購入に当たっては、予算、仕様書、入札の状況を確認し、必要に応じて質問した結果、特に問題となる事項はなかった。

ウ 消防団小型動力ポンプ購入

交換対象の消防団は以下の通りである。

消防団	購入期日	ポンプメーカー
第6支団第1分団第1班	平成5年11月29日	トーハツ株式会社
第6支団第1分団第2班	平成6年10月31日	シバウラ
第6支団第2分団第4班	平成6年10月31日	シバウラ
第6支団第3分団第5班	平成5年11月29日	トーハツ株式会社
第6支団第3分団第11班	平成6年10月31日	シバウラ
第6支団第4分団第4班	平成5年11月29日	トーハツ株式会社

今回交換対象となったポンプは、購入（導入）から既に20年以上経過している。
新規導入は以下の通りである。

第6支団第1分団第1班	第6支団第1分団第2班	第6支団第2分団第4班
		
第6支団第3分団第5班	第6支団第3分団第11班	第6支団第4分団第4班
		

(8) 消防緊急情報システム等関連経費

① 事業の内容

消防緊急情報システム等関連経費として令和3年度に計上されているのは、主に消防緊急情報システム保守点検業務委託費と消防救急デジタル無線システム保守点検業務委託費である。

「消防緊急情報システム」は、119番通報の受付から災害活動終了までを効率的に管理するシステムであり、主にコンピューターで構築した24時間稼働の総合管理システムである。

「消防救急デジタル無線システム」は、消防署と出動している消防車・救急車などとの連絡を取るためのシステムであり、通信業務を行う上で重要なシステムで24時間稼働しているものである。

どちらも万が一故障した場合には24時間体制で迅速に復旧させなければならず、また、設備の定期点検を実施するには専門的知識と技術が必要となるため、保守点検業務を第三者に委託している。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	29,909	33,421	38,028
支出負担行為額	29,908	33,420	36,322
未執行予算額	0	0	1,705

③ 監査の結果

ア 消防緊急情報システムについて

(ア) 消防緊急情報システムの概要

市内からの119番通報は、消防本部指令課の消防緊急情報センターで受信している。複雑多様化する災害に迅速・的確に対応するため、平成25年4月に消防緊急情報システムを導入し、119番通報から災害活動終了まで、災害状況の把握及び情報収集並びに消防隊等への伝達を行っている。情報を一括管理し、円滑な消防活動等に繋げることにより、被害の軽減に努めている。

(イ) 令和3年度の委託契約

委託業務名	消防緊急情報システム保守点検業務委託
委託先	日本電気株式会社郡山支店
契約方法	随意契約（一者随意契約）
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (契約の性質又は目的が競争入札に適さない)
契約日	令和3年4月1日
契約期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日
契約金額	28,021,466円
委託内容	いわき市消防本部及び各消防署・分署の消防緊急情報システムの指令管理システムに対する保守業務

(ウ) 通報受付から災害活動の報告書作成までの流れ

1. 通報受付	119番通報を受信すると、統合型位置情報システムとの連携により、発信地付近の地図が表示される。
2. 災害種別の決定	通報内容から火災・救急など災害種別を決定する。
3. 災害発生地点の特定	通報された住所や付近の目標物といった情報から災害地点を特定する。
4. 予告指令	119番通報の内容を聴取しながら音声合成により出動予告を行う。
5. 出動隊の決定	出向中の車両を含め、災害種別・規模に応じた出動隊を編成する。
6. 出動指令	出動署所に音声合成装置により出動指令を行うとともに、指令書が指令伝送装置により出力される。また、車両運用端末装置にも災害地点の地図や指令内容が表示される。
7. 出動	出動指令を受けた出動隊は、車両運用端末装置等により、いち早く災害現場に到着できるルートを確認し出動する。
8. 現場活動	無線により各種支援情報を送信し、現場活動や現場のサポートを行う。
9. 報告書作成	現場活動後、出動報告書を作成する。報告データは、警防対策や各種統計などに活用される。

(エ) 消防緊急情報システムを支える主要機器について

- 指揮台/指令台
119番通報の受付を行う。司令管制業務に関わる無線を取り扱うとともに、自動出動指定装置、地図等検索装置を連携して運用する。
- 統合型位置情報システム
固定電話・IP電話及び携帯電話からの119番通報で、通報者の発信位置情報を受信し、通報地点の確認を迅速に行うことが出来る。
- 音声合成装置
予告指令や出動指令の内容を自動的に送信する。
- 指令伝送装置
出動指令に連動し、署所へ指令情報や災害地点付近の地図を「指令書」として印刷・伝達する。
- 車両運用端末装置
車両に搭載し、災害地点地図や指令内容を表示する。また、他の車両の位置や水利・通行障害、医療機関などの支援情報も表示され、災害現場で有効な消防活動を行うことができる。
- 支援情報管理システム
火災・救急等の活動報告書作成や、防火対象物・危険物施設の台帳管理、各種統計処理などを総合的にサポートする、消防事務の効率化を図るシステムである。

(オ) 119番通報等受信状況

令和3年中の消防緊急情報センター受信件数（119番以外の通報も含む）は、33,151件で、1日あたり平均約91件となっている。そのうち、119番通報受信件数は、18,812件（56.7%）で、前年より1.3%増加している。

[令和3年中の119番通報等受信件数内訳]

(R3.1.1~R3.12.31)

受信種別 回線種別	合計	災害通報					その他※	
		小計	火災	救急	その他の災害	同報		
合計	33,151	13,746	77	12,676	328	665	19,405	
1 1 9 番	小計	18,812	13,123	75	12,142	245	661	5,689
	固定電話	5,014	2,978	15	2,820	45	98	2,036
	IP電話	4,410	3,339	14	3,200	19	106	1,071
	携帯電話	9,257	6,804	46	6,120	181	457	2,453
	F A X	3	0	0	0	0	0	3
	Net119	128	2	0	2	0	0	126
加入 電話	固定電話	4,474	240	0	213	25	2	4,234
	携帯電話	5,477	73	0	63	9	1	5,404
警察電話	130	89	0	75	13	1	41	
内線・無線	206	206	1	174	31	0	0	
県防災無線	4,026	0	0	0	0	0	4,026	
NEXCO	15	15	1	9	5	0	0	
駆付通報装置	11	0	0	0	0	0	11	

※その他とは、訓練、試験、気象、問合せ及び間違い等をいう。

(いわき市消防本部提出資料より)

(カ) Net119 緊急通報システムについて

Net119 緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がいのある方が、スマートフォン等の画面上のボタン操作や文字入力により通報できるシステムである。インターネット接続及び位置情報の取得、電子メールの利用が可能な携帯電話等の端末を利用し、119番通報を簡単に行えるだけでなく、チャット機能(文字による会話機能)により、双方向での意思疎通が可能である。

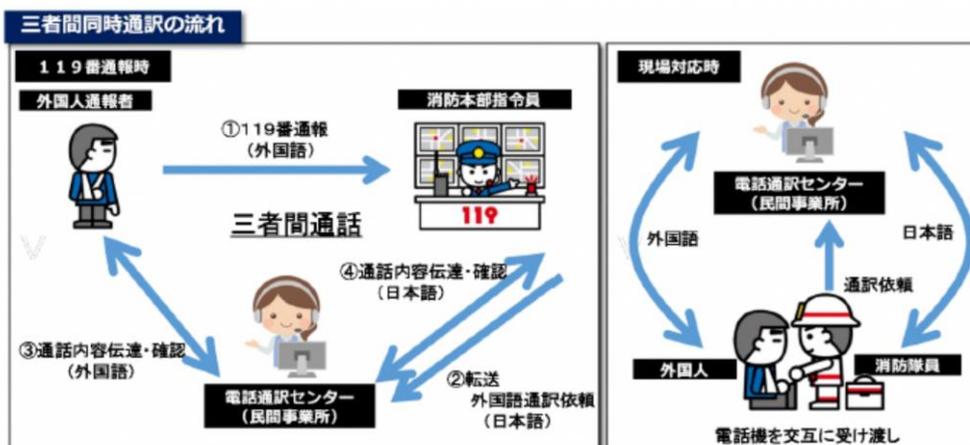
いわき市では、令和2年10月1日から運用開始しており、聴覚・言語機能等に障がいのある多くの方に利用してもらうため、パンフレットやポスター等を用いて幅広く周知している。

現状、本システムは消防緊急情報システムから独立しているため、受付情報等を反映させるまでにタイムラグが生じている。この点、いわき市担当者に質問したところ、令和5年度以降の消防緊急情報システムの更新に合わせ、システム内に組み込み運用する予定であるとの回答を得た。

(キ) 119番通報受付時等における電話同時通訳

いわき市では、外国人からの119番通報等に適切に対応するため、電話通訳センターを介した同時通訳業務を平成31年4月1日から開始している。

対応言語は5か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語）で、119番通報受付時の三者間通話や災害現場の外国人との交互通話で同時通訳を可能とし、迅速な出動指令や災害対応に繋げている。



(総務省消防庁HPより引用)

イ 消防救急デジタル無線システムについて

(ア) 消防救急デジタル無線システムの概要

消防救急デジタル無線システムは、基地局（消防本部・消防緊急情報センターなどに設置）と移動局（消防・救急車両などに装備する車載無線機 / 消防・救急隊員が携帯する無線機）間での連絡に利用する無線通信システムである。

大地震や津波、台風等の大規模災害で、電話・インターネット網の通信手段が寸断された状況下、消防緊急情報センターと現場間で確実な指示伝達や情報共有のできる通信網が必要となる。

いわき市では、消防救急無線のデジタル化で周波数の増波を行い、大きな災害などの現場での消防活動をより迅速・的確にできるようになっている。

(イ) 令和3年度の委託契約

委託業務名	消防救急デジタル無線システム保守点検業務委託
委託先	JRCシステムサービス株式会社福島営業所
契約方法	随意契約（一者随意契約）
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (契約の性質又は目的が競争入札に適さない)
契約日	令和3年4月1日
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
契約金額	5,935,600円
委託内容	いわき市消防本部の消防救急デジタル無線システムの保守点検業務

(ウ) 消防救急デジタル無線システムを支える主要装置

- 無線回線制御装置
緊急情報システムや基地局無線装置、遠隔制御装置と接続し、デジタル無線システム全体の通信制御を行う基幹装置である。障害時に備え、二重化が図られている。
- 基地局無線装置
移動局との間で無線通信を行うための装置である。障害時に備え、二重化が図られている。
- 遠隔制御装置
無線回線制御装置と接続され、警防本部と移動局との無線通信に使用する。
- 卓上型無線装置
署所に設置され、消防緊急情報センターや移動局との無線交信に使用する。
- 車両型無線装置
各車両に搭載され、消防緊急情報センターや移動局同士の無線交信に使用する。
- 携帯型無線装置
消防隊員が現場で使用する無線機である。強度な防水性を備え、屋外で利用できる。

(9) 費用弁償

① 事業の内容

各種災害、警戒及び訓練のため出動、または職務に従事した場合に支払われる出動手当が主な内容である。令和4年度までは「いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例」第14条費用弁償として規定されている。令和4年9月に条例の一部改正がなされたことに伴い、令和5年度より、出動手当に関しては年額報酬と同じ報酬の枠内で、出動報酬として扱われることになる。なお、条例改正の詳細、出動手当の支給額に関しては、『56 ページ「(2) いわき市の消防団」』を参照されたい。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	48,672,000	31,974,000	44,936,000
支出負担行為額	41,342,000	31,745,000	28,433,000
未執行予算額	7,330,000	229,000	16,503,000

③ 監査の結果

関係者へのヒアリング、関係資料の閲覧、一部サンプルによる資料突合等をした結果、以下の意見を記載する。

ア 出動報酬の直接支給について

令和3年4月13日の消防庁通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(消防地第171号)の別紙1及び別紙2によれば、基準は令和4年4月1日から適用し、特に支給方法については、前倒しで実施することが望ましいとされている。現状、費用弁償とされる出動手当に関しては、いわき市は分団長のもとに振込み、分団から出動者本人に支給されており、早急に直接支給に切り替えることが望まれる。

【意見】

令和3年4月13日の消防庁通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(消防地第171号)の別紙1及び別紙2によれば、基準は令和4年4月1日から適用し、特に支給方法については、前倒しで実施することが望ましいとされている。現状、費用弁償とされる出動手当に関しては、いわき市は分団長のもとに振込み、分団から出動者本人に支給されており、早急に直接支給に切り替えることが望まれる。

消防庁通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（消防地第 171 号）から抜粋

【別紙 1 非常勤消防団員の報酬等の基準】

第 5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

【別紙 2 非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について】

・基準全体について

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用すること。ただし、特に第 5 の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第 5 について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

イ 出動報告書の綴り込みについて

第 1 支団の平支団について、「消防団員出動報告書」を確認したところ、分団本部及び班の一部について出動報告書の綴り込みがされていなかった。消防本部に質問したところ、「出動が全くなかったため、報告書の提出を不要とした」との回答を得ているが、外部第三者から見れば、脱漏しているかどうかはわからず、出動がない場合でも綴り込みはしておくことが望まれる。

【意見】

第 1 支団の平支団について、「消防団員出動報告書」を確認したところ、分団本部及び班の一部について出動報告書の綴り込みがされていなかった。消防本部に質問したところ、「出動が全くなかったため、報告書の提出を不要とした」との回答を得ているが、外部第三者から見れば、脱漏しているかどうかはわからず、出動がない場合でも綴り込みはしておくことが望まれる。

ウ 出動手当項目のチェックについて

「消防団員出動報告書」をまとめ、人数と手当額より各支団の出動手当を集計した「出動手当調」とその報告内訳を閲覧したところ、以下の事項が見受けられた。

(ア) 高齢者家庭調査

高齢者家庭調査は、消防本部・消防団のホームページにも実施内容が出ているが、令和3年度において、実施していない支団や、支団によって以下のとおり延べ人数にばらつきが見られる。

支団	担当地区	延べ人数
第1支団	平	216人
第2支団	小名浜	-
第3支団	勿来、田人	216人
第4支団	常磐、遠野	534人
第5支団	内郷、好間	88人
第6支団	三和、川前、小川	416人
第7支団	四倉、久之浜・大久	-
		1,470人

(イ) 水槽泥払い

年間を通して、第1支団の特定の班のみしか実施していない。

(ア) については地区の地理的特性や高齢者世帯数の状況等、(イ) については泥の堆積状況等を勘案して、各支団のポリシーにより実施していると考えられるが、現状を踏まえれば、(ア)、(イ) について、各地区で必要な量の活動が行われているのかについて、消防団側でのチェック、及び出動手当を支給しているいわき市消防本部側でのチェックが望まれる。

【意見】

高齢者家庭調査や水槽泥払いなど、現状を踏まえて、各地区で必要な量の活動が行われているのかについて、消防団側でのチェック、及び出動手当を支給しているいわき市消防本部側でのチェックが望まれる。

エ 消防団アプリの導入について

近年、災害時の活動の迅速化、現場での情報の可視化、団員の動態管理等、消防団活動をより効果的・効率的にできるようサポートする消防団アプリが、各種提供されている。消防団アプリを導入すれば、出動手当計算の簡素化、活動実績のない団員の把握や前述の出動手当項目の支団ごとのばらつき等も容易に発見されるものと考えられる。したがって、費用対効果を勘案し導入を検討することが望まれる。

【意見】

近年、災害時の活動の迅速化、現場での情報の可視化、団員の動態管理等、消防団活動をより効果的・効率的にできるようサポートする消防団アプリが、各種提供されている。消防団アプリを導入すれば、出動手当計算の簡素化、活動実績のない団員の把握や前述の出動手当項目の支団ごとのばらつき等も容易に発見されるものと考えられる。したがって、費用対効果を勘案し導入を検討することが望まれる。

(10) 消防施設整備事業費

① 事業の内容

防災拠点施設である機械置場兼団員詰所の整備及び老朽化した消防団詰所の改修をすることで、地域の防災力強化を図り、火災や水害から市民の生命・身体及び財産を守り、市民生活の安全・安心を確保する。

工事名	監査対象
いわき市消防団機械置場兼団員詰所（6-1-3）解体工事	○
いわき市消防団機械置場兼団員詰所（4-3-3）解体工事	○
いわき市消防団機械置場兼団員詰所（6-1-3・4）移転改築工事	○
いわき市消防団機械置場兼団員詰所（旧 5-4-1）解体工事	
ホース乾燥塔設置工事	
火の見櫓解体・ホール乾燥塔設置工事（3-6-2）	
ホース乾燥塔解体工事（2-2-7）	

	6-1-3	4-3-3	6-1-3・4
施行前			
竣工			

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	71,210	115,896	62,280
支出負担行為額	68,148	105,870	27,525
未執行予算額	3,061	10,025	34,754
繰越額	—	—	32,450

③ 監査の結果

ア 設計書の記載について

いわき市消防団機械置場兼団員詰所(6-1-3)解体工事の設計書において、「本工事は本設計図書及び特記仕様書による外、福島県土木部監修福島県建築・設備工事共通仕様書に基づき起工すること」と記載がある。当該工事については特記仕様書がないにもかかわらず、定型文であることから削除していない。定型文ではあっても該当がない場合は、文面を校正することが望ましい。

【意見】

設計書において、特記仕様書がないにもかかわらず、「特記仕様書による」との記載を定型文であることから削除していない。定型文ではあっても該当がない場合は、文面を校正することが望ましい。

イ 消防団施設の更新について

消防団は、以下のように配置されている。

消防団現有勢力配置図



各消防団支団長から、消防団長宛に消防施設等整備要望書が提出されている。要望には施設の新築、改修に区分されている。各支団での要望は以下の通りである。

令和3年度消防施設等整備要望一覧表

第1支団

1 消防施設の新築

順位	支団	分団	班	所在地	建築年月日	経過年	形態	摘要
1				要望なし				

令和3年度消防施設等整備要望一覧表

第2支団

1 消防施設の新築

順位	支団	分団	班	所在地	建築年月日	経過年	形態	摘要
1	2	3	8	小名浜住吉字冠木11-2	S55.3.1	42	単築	詰所建屋の傾き
2	2	6	5	渡辺町松小屋字六反田68-1	S56.12.1	40	単築	建物全体の老朽化

令和3年度消防施設等整備要望一覧表

第三支団

1 消防施設の新築

順位	支団	分団	班	所在地	建築年月日	経過年	形態	摘要
1	3	9	5	田人町石住字才鉢33-2	S54.12.30	42	単築	地震による鮫川側への傾き(移転)
2	3	4	2	三沢町酒井作129-6	S55.10.30	41	単築	内部タタキ等の破損
3	3	4	3	沼部町宿7-3	S56.3.31	41	単築	老朽化及び傾き
4	3	5	2	山田町岸ノ内7-1	S54.3.30	43	2班合築	老朽化、漏水及び周辺狭隘5-5(老朽化、床腐食)と合築希望

令和3年度消防施設等整備要望一覧表

第4支団

1 消防施設の新築

順位	支団	分団	班	所在地	建築年月日	経過年	形態	摘要
1	4	4	3	遠野町根岸字鴻ノ目29-1	S56.12	40	2班合築	老朽化及び近隣との騒音トラブルのため 4-4-3、4-4-4合築予定
2	4	4	1	遠野町深山田字竹ノ内14-4	S54.10	42	2班合築	老朽化及び資機材置場確保のため 4-4-1、4-4-2合築予定
3	4	5	7	遠野町上根本字中内30	S57.10	39	単築	老朽化及び水道、トイレ、駐車場、ホース乾燥塔確保のため
4	4	2	4	常磐藤原町源内5-1	S59.8	37	3班合築	老朽化のため 4-2-3、4-2-4、4-2-5合築予定

令和3年度消防施設等整備要望一覧表

第5支団

1 消防施設の新築

順位	支団	分団	班	所在地	建築年月日	経過年	形態	摘要
1	5	4	6	好間町中好間字八反田42	S57.12.24	39	単築	老朽化のため 5-4-4との合築も検討中
2	5	2	8	内郷御台境町前田23-5、24-1	S53.11.30	43	2班合築	老朽化のため 5-2-7と合築協議中
3	5	1	3	内郷白水町川平67-20	S57.10.30	39	単築	老朽化のため

令和3年度消防施設等整備要望一覧表

第6支団

1 消防施設の新築

順位	支団	分団	班	所在地	建築年月日	経過年	形態	摘要
1	6	7	8	小川町上小川字空木12-7	S54.10.1	42	2班合築	機械置場に駐車ができないため 6-7-5合築予定(6-7-8を廃止)
2	6	3	9	いわき市三和町下三坂字立町30	H1.10.13	32	2班合築	老朽化のため 6-3-8、6-3-9合築予定

令和3年度消防施設等整備要望一覧表

第 支団

1 消防施設の新築

順位	支団	分団	班	所在地	建築 年月日	経過年	形態	摘要
1				なし				

支団名は記入されていないが、第7支団の報告である。

既に改築・解体予定施設になっている一覧は以下の通りである。

改築・解体予定施設一覧

	改築		解体	
	施設名	住所	施設名	住所
令和5年	5-3-1・2	内郷綴町金谷21		
令和6年			5-2-5	内郷高坂町立野60-1
			5-3-1※	内郷綴町板宮102
			5-3-2※	内郷綴町大木下18

※ 内郷消防署解体と併せて実施。

消防団 297 施設のうち、令和 4 年 11 月 1 日現在の築年数 45 年以上の一覧は以下の通りである。

2022年11月1日

支 団	施設名		所在地	建 物			
	分 団	班		構造	延面積 [㎡]	建築年月	築 年数
2	1	3	折戸字岸浦68-4	鉄筋 コンクリート造	70.20	S39年3月	58
5	3	2	内郷綴町大木下18	鉄骨造 一部木造	76.95	S40年3月	57
7	5	3	大久町大久字原316	木造	40.50	S41年8月	56
1	3	2	平赤井字笹目田30-2	ブロック造	49.50	S42年2月	55
4	2	1	常磐湯本町高倉65-1	木造	52.17	S49年11月	48
1	9	4	平上大越字ハツ手5-1	木造	31.00	S50年4月	47
3	8	3	田人町旅人字下平石137-1 (田人分遣所内)	木造	122.61	S50年9月	47
6	8	6	小川町塩田字平石34-2	木造	39.66	S51年3月	46
7	3	4	四倉町上柳生字宮下18-2	木造	29.28	S51年11月	46
1	1	1~5	平字十五町目19-1	鉄骨造	219.96	S52年8月	45
1	9	3	平荒田目字高原16-2	木造	38.88	S52年10月	45
3	7	1	植田町南町一丁目5-9	鉄骨造	205.00	S52年3月	45
4	1	1・2	常磐湯本町三函144-8	木造	99.37	S52年2月	45

令和5年改築

(出典：いわき市消防本部より入手 監査人が並べ替えを実施)

簡易的に築年数 45 年以上をリストアップしたが、築年数が既に 40 年以上経過している施設が上記を含め 91 件あり令和 5 年中に改築を予定しているのは 1 件のみである。

各消防団では、各支団長から消防団長宛に消防施設等整備要望書の提出を求めており、消防施設等整備要望一覧表には優先順位付けをしている。各支団からの令和 3 年度消防施設等整備要望一覧表を確認したところ、築年数 50 年以上の対象物件について、新築要望は記載されていなかった。

現在、各消防団からの施設要望調査の結果を踏まえ、令和 7 年度以降の更新計画を決定する予定となっている。

築年数が 50 年以上経過している施設について、今後の改築を検討しているか否かについていわき市に質問した結果、近隣班との合築や建設予定地の策定等、支団・分団で協議が必要な面から現段階では検討を行っていないとの回答を得た。

消防団施設は防災拠点施設であり、機械置場兼団員詰所の整備及び老朽化した消防団詰所の改修をすることで、地域の防災力強化を図り、火災や水害から市民の生命・身体及び財産を守り、市民生活の安全・安心を確保するという目的もあることから、要望のみではなく、市役所から積極的に改築等について提案するなど関与することが望ましい。

【意見】

消防団施設は防災拠点施設であり、機械置場兼団員詰所の整備及び老朽化した消防団詰所の改修をすることで、地域の防災力強化を図り、火災や水害から市民の生命・身体及び財産を守り、市民生活の安全・安心を確保するという目的もあることから、要望のみではなく、いわき市役所から積極的に改築等について提案するなど関与することが望ましい。

ウ 消防団施設の耐震診断について

消防団施設の耐震診断について質問した結果、いわき市では公共施設等総合管理計画の改定により 200 m²未満の公共施設は長寿命化対策から外れ、事後保全の対象となっているため、耐震診断は行っておらず、補強工事等は検討していないとの回答を得た。公共施設総合管理計画に抵触はしていないものの、防災拠点施設としての機能を発揮するためには、施設の耐震化診断、診断結果による補強工事の有無を検討することが望ましい。

【意見】

公共施設総合管理計画に抵触はしていないものの、防災拠点施設としての機能を発揮するためには、施設の耐震化診断、診断結果による補強工事の有無を検討することが望ましい。

(11) 内郷消防署建設事業費

① 事業の内容

内郷消防署は昭和37年に建設され、これまで内郷地区の消防活動の中心拠点としての役割を担ってきた。しかし、庁舎建設から59年が経過し、経年による老朽化が著しいことや、消防業務の多様化による職員数増加に伴い、庁舎が手狭になってきた。そこで、「災害時の活動拠点としての機能確保の観点」及び「日常の業務に従事する職員の勤務環境向上の観点」から、庁舎の改築を実施することとなった。

令和3年度の内郷消防署建設事業費の主な内訳は、設計（基本・実施）委託費と地質調査委託費である。消防署庁舎の設計や地質調査には、専門的知識と経験を必要とすることから、業務を第三者に委託している。

新内郷消防署（俯瞰図）



（消防本部提供資料より）

- ・ 移転先：いわき市内郷高坂町四方木田
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造または鉄骨造（耐火構造物）2階建
- ・ 延床面積：（庁舎）1,000㎡程度（訓練棟）150㎡程度（車庫兼倉庫）150㎡程度
- ・ 建築年度：令和5年度竣工予定



（消防本部提供資料より）

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	—	—	68,579
支出負担行為額	—	—	25,297
未執行予算額	—	—	43,281

③ 監査の結果

ア 内郷消防署移転に関する令和2年度までの取組について

令和2年2月6日、事業に係る市長決裁を受けた。移転先は、いわき市総合保健福祉センター南西側とし、耐震強度のない施設の改築には、いわき市財政に有利な起債を活用できることなどから、令和2年度に入り、現庁舎の耐震診断に係る事務を進めてきた。

いわき市担当者より、令和3年2月の内郷消防署の耐震診断報告書を入手し、内郷消防署は構造耐震判定指標値を下回っている部分があり、倒壊の恐れがあると指摘されていること等を確認した。

イ 設計（基本・実施）委託契約について

業務名	いわき市内郷消防署庁舎新築設計委託
契約先	株式会社山下設計
契約方法	簡易公募型プロポーザル方式による最優秀者と随意契約
プロポーザル参加者選定の方法	参加資格要件を満たす5者に対し、技術提案書の提出を要請し、5者全員がプロポーザルに参加
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (契約の性質又は目的が競争入札に適さない)
契約年月日	令和3年8月4日
委託期間	令和3年8月5日～令和4年5月25日
契約金額 (税込)	49,500,000円 (うち、70%の34,650,000円が令和4年度の繰越額)
委託内容	内郷消防署庁舎の基本設計・実施設計の委託

ウ 地質調査委託契約について

業務名	いわき市内郷消防署庁舎新築地質調査委託
契約先	株式会社ヨウタ
契約方法	指名競争入札
業者選定の方法	いわき市内の地質調査業務登録者全 14 者のうち、技術力を考慮し 10 者選定
指名競争入札の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約年月日	令和 3 年 9 月 6 日
委託期間	令和 3 年 9 月 8 日～令和 4 年 2 月 21 日
契約金額 (税込)	10,447,800 円
委託内容	内郷消防署庁舎新築地の地質調査の委託

エ 未執行予算額と繰越額の差額について

未執行予算額 43,281 千円と令和 4 年度の繰越額 34,650 千円とで 8,631 千円の差額があったため、いわき市担当者に質問した。

いわき市担当者の回答は以下のとおりである。

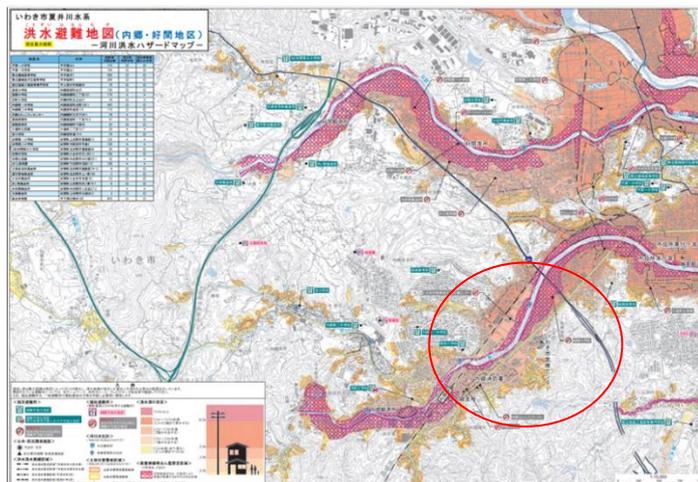
「2 月補正予算時に年度末までの執行見込額を算出する際に、地質調査委託については調査箇所が増が見込まれていたため増額変更にて備えて残額を留保していたが、増額変更後も残額が 3,681 千円生じた。設計委託についても、2 月補正予算時は設計内容の変更等に備えて、契約額の 10% (4,950 千円) を留保していたが、不用となり残額が 4,950 千円生じた。」

(単位：千円)

	地質調査委託	設計委託	委託料合計
令和 3 年度 当初予算額 A	14,128	76,116	90,244
当初契約額 B	9,240	49,500	58,740
契約変更等を見越した留保額 C	4,888	4,950	9,838
令和 3 年度 決算見込額 (= 予算現額) D=B+C	14,128	54,450	68,578
支出負担行為額 E	10,448	14,850	25,298
未執行予算額 F=D-E	3,681	39,600	43,281
繰越額 G	—	34,650	34,650
差額 F-G	3,681	4,950	8,631

オ 新庁舎の浸水対策について

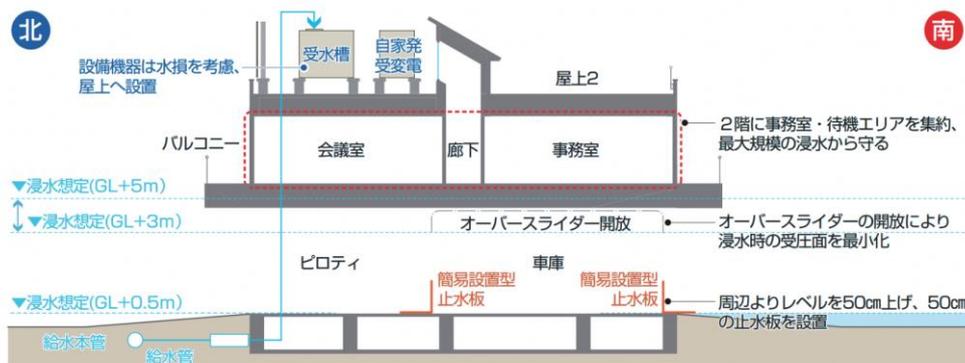
内郷消防署の整備予定地は浸水区域であり、河川洪水ハザードマップ（内郷・好間地区）での浸水深の目安は3.0m～5.0m未満である。



(いわき市役所HPより)

この点を踏まえて、いわき市では、内郷消防署の設計段階から浸水対策を施している。いわき市担当者より基本設計書を入手して、下記のとおり浸水対策を施していることを確認した。

防災計画 2階平面イメージ



防災計画 断面イメージ

(基本設計書より)

- 受水槽や自家発電受変電といった設備機器は、水損を考慮して屋上へ設置する。
- 2階に事務所・待機エリアを集約し、最大規模の浸水から守る。
- 1階車庫には簡易設置型止水板を設置する。(周辺よりレベルを50cm上げ、50cmの止水版を設置)
- 1階車庫のオーバースライダータイプのシャッターを開放することにより浸水時の受圧面を最小化する。

カ 女性消防職員専用施設の設置について

消防庁によれば、消防全体として消防吏員に占める女性消防吏員の比率は、令和3年4月1日現在は3.2%であるが、令和8年度までに5%に引き上げることを共通目標としている。いわき市では、消防職員実数360名のうち女性は10名ほどであり、女性消防職員の割合は2.7%で、消防庁の目標を達成できていない。

女性消防職員を配置できない理由のひとつとして、庁舎に女性用の施設が整備されていないことが挙げられる。そこで、消防庁では、女性採用の拡大に向けた積極的な取組に、消防本部、消防署、支所（出張所）等に女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進することを挙げており、消防署所等における女性専用施設の整備に要する経費について特別交付税措置を講じている。

この点、内郷消防署では、庁舎の新設に伴い、2階に女性専用エリアを設置する計画がある。市担当者より基本設計書入手し、新庁舎の女子専用エリアに仮眠室・トイレ・洗濯洗面コーナーが設置される予定であることを確認した。



(出所：基本設計書より)

いわき市担当者への質問及び消防署への視察時に、いわき市内の各消防署・出張所における女性専用設備の整備状況を確認した。その結果は下記のとおりである。下記表をみると、女性専用設備の設置は、いわき市全体ではまだまだ進んでいるとは言えない。現段階では内郷消防署の新庁舎以外に新たな女性専用設備の設置の予定はないと伺っている。いわき市内の全ての消防署・出張所に女性専用スペースを設けるとなると、相当な期間を要すると予想されるが、女性消防職員採用の拡大のためにも計画的に進めることが望まれる。

	女性専用トイレ	女性専用浴室	女性専用仮眠室	女性配置
消防本部・平消防署	○	○	○	○
小名浜消防署	○	○	○	○
勿来消防署	×	×	×	×
常磐消防署	○	○	△(個室)	○
内郷消防署(現)	×	×	×	×
内郷消防署(新)	○	○	○	—
四倉分署	×	×	×	×
中央台分遣所	×	×	△(個室)	×
小川分遣所	×	×	△(個室)	×
川前分遣所	×	×	×	×
江名分遣所	○	○	△(個室)	×
田人分遣所	×	×	×	×
遠野分遣所	×	×	×	×
三和分遣所	×	×	×	×

※仮眠室について男性仮眠室と女性仮眠室が区別されているものは○
女性専用という区別はないが仮眠室が個室であるものは△

【意見】

いわき市内の消防署・出張所において、仮眠室・トイレ・浴室などの女性専用スペースの設置を計画的に進めることが望まれる。

(12) 県消防協会いわき支部補助金

① 事業の内容

いわき市消防団員及び消防職員の福利厚生、消防知識技能の向上及び消防活動の強化を図るとともに、防火思想を普及啓蒙し、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする福島県消防協会いわき支部に対する補助金の交付を行うものである。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	18,110	17,647	17,136
支出負担行為額	18,110	17,647	17,136
未執行予算額	—	—	—

※本事業に係る財源は、一般財源 17,136 千円である。

③ 監査の結果

以下の監査要点について検討した。

- ア 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- イ 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- ウ 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- エ 補助事業の実績報告は適切か。
- オ 補助交付団体への指導・監督は適切か。
- カ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。

ア 補助対象事業の必要性

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

公益財団法人福島県消防協会は、消防思想の普及啓発と、地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害や事故から守る消防団員等の育成強化並びに消防活動の充実に努めるとともに、消防人の士気高揚に努め、地域住民、県民の安全・安心の確保に寄与することを目的として設立された法人であり、以下の事業を行っている。

(公益目的事業)

- ・ 防火・防災思想の普及啓発
- ・ 地域の消防団体、消防職・団員等の表彰
- ・ 消防団員等の育成強化
- ・ 地域の消防団体等の育成・活動支援

(収益事業)

- ・ 消防職・団員の共済事業
- ・ 消防会館の管理運営

公益財団法人福島県消防協会はその運営のため県内に 20 の支部を置いており、各支部の会計は公益財団法人福島県消防協会と独立して行われている。本補助金はいわき支部の運営に係る補助であり、その中に公益財団法人福島県消防協会の運営に係る各支部の負担金が含まれている。

本補助金については、「福島県消防協会いわき支部補助金交付要綱」が定められている。本要綱別表において、補助対象事業、補助対象経費、補助基準額及び補助限度額は以下のように定められている。

区分	内容	摘要
補助対象事業	1. 防火及び防災に係る訓練、育成及び啓蒙活動に関すること 2. いわき支部の運営に関すること 3. 他関係機関との連絡調整に関すること 4. いわき市消防団員及び消防職員の表彰に関すること 5. いわき市消防団員の福利厚生に関すること	
補助対象経費	報償費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、育成費、旅費、食糧費、委託料、修繕料、手数料、使用料及び賃借料、備品費	
補助基準額	【支部活動費補助金】 1. 支団運営分 (1) 支団分 1支団当たり 75,000 円 (2) 団員分 団員 1 人当たり 160 円とし団員実数を乗じて得た額 2. 支部運営分 (1) 職員分 職員 1 人当たり 40 円とし職員実数に係数を乗じて得た額 (2) 世帯分 1 世帯当たり 28 円とし世帯実数に係数を乗じて得た額 (3) 団員分 団員 1 人当たり 40 円とし団員実数に係数を乗じて得た額 3. 梯子乗り行事育成分 1 基当たり 100,000 円 4. 福祉共済加入分 掛金分 団員 1 人当たり 3,000 円とし団員実数を乗じて得た額 5. 公益財団法人福島県消防協会負担分 (1) 職員分 職員 1 人当たり 40 円とし職員実数に係数を乗じて得た額 (2) 世帯分 1 世帯当たり 28 円としいわき市住民基本台帳世帯数に係数を乗じて得た額 (3) 団員分 団員 1 人当たり 40 円とし団員定数に係数を乗じて得た額	各基準単価は公益財団法人福島県消防協会負担金等に関する規程を準用する。 係数は公益財団法人福島県消防協会が定める負担率とする。
補助限度額	予算の範囲内で市長が定める額	

イ 補助金の申請、決定、交付等の手続の合規性

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 交付申請について、いわき市補助金等交付規則第 4 条の規定に基づき、補助金等交付申請書及び添付書類として事業計画書、収支予算書、前年度決算書が期日（6 月 30 日）内の令和 3 年 4 月 6 日に提出されていることを確認した。
- ・ 交付決定について、いわき市補助金等交付規則第 5 条の規定に基づき、消防本部総務課消防団係が令和 3 年 4 月 6 日に申請書類の審査を行い、令和 3 年 4 月 12 日付での消防長による決裁を経て、令和 3 年 4 月 13 日付で補助金等決定通知書により通知されていることを確認した。
- ・ 交付については、いわき市補助金等交付規則第 11 条の規定に基づき、令和 3 年 4 月 14 日付での補助金等交付請求書を受けて令和 3 年 5 月 13 日付で交付されていることを確認した。

ウ 補助金額の算定の妥当性

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 補助金額は上記交付要綱別表に定める補助基準額に基づき算定されていることを確認した。

エ 補助事業の実績報告の合規性

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ いわき市補助金等交付規則第 10 条の規定に基づき、令和 3 年 4 月 13 日付で令和 3 年 4 月 6 日に事業に着手した旨の補助事業着手届が提出されていること、また、令和 4 年 4 月 1 日付で令和 4 年 3 月 31 日に事業が完了した旨の補助事業完了届が提出されていることを確認した。
- ・ いわき市補助金等交付規則第 12 条の規定に基づき、令和 4 年 4 月 6 日付で補助事業等実績報告書及び添付書類として収支決算書、事業報告が提出されており、令和 4 年 4 月 6 日付で消防本部総務課経理係により審査が行われていることを確認した。なお、収支決算の内容は以下の通りである。

(収入の部)

(単位：千円)

	予算額	収入済額	増減
1. 補助金	17,136	17,136	—
2. 繰越金	2,736	2,736	—
3. 雑収入	1,000	1,005	5
合計	20,872	20,878	5

(支出の部)

(単位：千円)

	当初予算額	流用額・ 充当額	予算現額	決算額	不用額
1. 報償費	120	8	128	128	—
2. 旅費	850	—	850	—	850
3. 需用費	1,459	80	1,539	715	824
4. 委託料	70	100	170	170	—
5. 役務費	330	—	330	60	269
6. 使用料及び賃借料	650	—	650	43	606
7. 備品購入費	1	1,272	1,273	1,273	—
8. 育成費	1,040	—	1,040	1,040	—
9. 支団等運営分	1,033	—	1,033	1,033	—
10. 負担分	12,860	—	12,860	12,685	174
11. 予備費	2,459	▲1,461	998	—	998
合計	20,872	—	20,872	17,149	3,723

オ 補助交付団体への指導・監督の適切性

監査の結果は以下の点を除き、問題となる点は認められなかった。

(不用額の返還について)

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていた行事の多くが中止となったことから、不用額が3,723千円(翌期繰越額3,728千円)となっている。

いわき市補助金等交付規則第13条では、「市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該補助事業等実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(第8号様式)により当該補助事業者等に通知するものとする。」とされ、また、同規則第16条第2

項では、「市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。」とされている。

補助金については、補助対象となる事業が実施されなかったことによる不用額については適切に返還を求めるべきである。本補助金については、毎年度継続的に行われるものであることから、返還を求める基準額を設け、基準額を超えた不用額については返還を求めるといった方法も考えられる。

【意見】

補助金については、補助対象となる事業が実施されなかったことによる不用額については適切に返還を求めるべきである。本補助金については、毎年度継続的に行われるものであることから、返還を求める基準額を設け、基準額を超えた不用額については返還を求めるといった方法も考えられる。

(支出予算の検証及び指導について)

事業者の予算及び実績報告における予備費の状況は以下の通りであり、前年度の不用額の発生に伴う繰越額に相当する金額が、翌年度支出予算の予備費として計上されているものと認められる。また、令和2年度及び令和3年度においては、予備費は主に備品購入費に流用されている。

(金額単位：千円)

年度	当年度収入予算 前年度繰越額	当年度支出予算 予備費	当年度支出実績 予備費流用額	流用先の主な 費目・流用額	左記費目の 主な支出内容
令和2年度	1,841	1,625	▲1,616	備品購入費 1,587	体温計・協会PC 等
令和3年度	2,736	2,459	▲1,461	備品購入費 1,272	カメラ一式×8 セット、テー ブル用垂れ札等

支出予算において予備費を計上することは一般的であるが、本件の場合には、上記のように前年度繰越額に相当する額が予備費に計上されており、予備費の計上額の妥当性に疑問がある。また、令和2年度、令和3年度で予備費は主に備品購入費に1百万円を超える額が流用されており、当初予算でこれらの支出を備品購入費として見込むことができなかつたのかについても疑問がある。

本補助金については、要綱において補助基準額が定められ、現状その満額が交付されているが、補助金はいくまでも補助対象となる事業に係る支出に対して交付されるものであり、支出予算が補助金額の決定の基礎となることから、事業者に対して支出

予算をより精緻に策定するよう指導することが望まれる。

【意見】

要綱において補助基準額が定められ、現状その満額が交付されているが、補助金はあくまでも補助対象となる事業に係る支出に対して交付されるものであり、支出予算が補助金額の決定の基礎となることから、事業者に対して支出予算をより精緻に策定するよう指導することが望まれる。

カ 補助事業の効果測定の適切性

本件補助金については、県消防協会いわき支部の運営に係る補助であり、効果測定は行われていない。毎年度の実績報告を受けて、その内容を確認していることから、問題はないものと判断した。

(13) 消防庁舎維持補修事業費 臨時経費分

① 事業の内容

5 署・1 分署・7 分遣所の消防庁舎については、建設から経過年数が長くなってきている施設も多くなっており、庁舎や設備の老朽化により業務環境及び生活環境に著しい不具合を発生させるような事態が生じる可能性も大きくなっていることから、老朽化した庁舎や故障が見込まれる設備等について、必要に応じ適切な修繕等を実施するものである。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	-	-	17,567
支出負担行為額	-	-	16,368
未執行予算額	-	-	1,199

なお、令和3年度の本事業に係る支出額の契約別の内訳は以下の通りである。

(単位：千円)

契約内容	支出額
消防本部・平消防署統合庁舎冷温水ヘッダー改修工事	7,480
小名浜消防署受水槽改修工事	8,888
計	16,368

③ 監査の結果

本事業に係る契約2件について、関連資料の閲覧、担当者への質問を行った。

(監査要点)

- (ア) 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- (イ) 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- (ウ) 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- (エ) 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

ア 消防本部・平消防署統合庁舎冷温水ヘッダー改修工事

業務名	消防本部・平消防署統合庁舎冷温水ヘッダー改修工事
工事概要	消防本部・平消防署統合庁舎にて夏季の冷房として使用する空調設備（吸収式冷温水発生装置）について、「冷温水ヘッダー」という部分が設備導入時（昭和 58 年）より一度も更新されておらず、保守点検業者から経年劣化による内部の腐食が著しく、修繕による対応が困難である旨の情報が寄せられたことから、設備の一部を取替（更新）するもの。
契約先	北関東空調工業株式会社
契約金額（税込）	7,480,000 円
契約方法	指名競争入札
契約年月日	令和 3 年 8 月 25 日
契約工期	令和 3 年 8 月 27 日～令和 3 年 12 月 10 日

(ア) 契約の方式決定及び相手方の選定について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本工事の実施に際して、起工兼入札執行向が作成され、いわき市職務権限規程に基づき課長により令和 3 年 7 月 15 日付で決裁されている。
- ・ 本工事契約については指名競争入札によっている。市では、「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」において、一般競争入札の対象について、1 件あたりの設計金額が電気工事は 1,500 万円以上と定めており、当該基準額未満のため、指名競争入札としたものである。
- ・ 指名業者について、等級格付基準及び施工場所の地理的要件によるものとして、平地区の格付 B 全 8 者及び同地区の格付 A 全 4 者のうち施工箇所に近い 2 者の計 10 業者を選定している。市では、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」において、等級の発注標準について定めており、電気工事 500 万円以上 1,000 万円未満であれば、格付 B の業者を参加資格としている。また、その格付けの 1 つ上、または 1 つ下の等級を指名業者数の 4 割まで指名することができることとされている。本件についての指名業者は、当該要綱の規定に基づくものとなっている。
- ・ 指名競争入札参加者への通知はいわき市財務規則第 126 条の規定に基づき以下の通り行われている。

指名通知	令和 3 年 7 月 20 日
説明資料の配布	令和 3 年 7 月 26 日まで
設計図書に対する質問	令和 3 年 8 月 18 日まで
入札日	令和 3 年 8 月 20 日

- ・ 入札結果については以下の通りであり、予定価格はいわき市財務規則第 117 条に基づき設計金額に基づき決定されている。また、同規則第 118 条に基づき最低制限価格が設けられている。

予定価格（税込）(A)	8,008,000 円
最低制限価格（税込）	7,280,000 円
入札参加者数	4 者
落札金額（税込）(B)	7,480,000 円
落札率 (B÷A)	93.4%

(イ) 契約の締結について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本契約の締結に際して、入札結果報告兼契約締結伺が作成され、いわき市職務権限規程に基づき課長により令和 3 年 8 月 20 日付で決裁されている。
- ・ 上記入札結果に基づき令和 3 年 8 月 25 日付で工事請負契約が締結されており、特約条項は付されておらず、いわき市財務規則及びいわき市工事請負契約約款の各条項を遵守することとされている。
- ・ 契約締結に際して、いわき市財務規則第 142 条及びいわき市工事請負契約約款第 10 条に基づき、契約先より現場代理人及び主任技術者等通知書、資格等証明資料の提出を受け、入札資格の技術者要件を満たしていることを確認している。
- ・ 契約締結に際して、いわき市工事請負契約約款第 4 条に基づき、契約先より請負金額の 10% (748,000 円) の契約保証に係る保証証書の提出を受けている。また、令和 3 年 9 月 1 日付の契約先からの請求に基づく前金払（請負金額の 50%相当 (3,740,000 円)）に際して、同約款第 35 条に基づき前払金保証に係る保証証書の提出を受けている。

(ウ) 契約の履行について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ いわき市財務規則第 138 条及び第 139 条に基づき、契約先より令和 3 年 8 月 25 日付で工事工程表及び令和 3 年 8 月 27 日に着工する旨の着工届の提出を受け、監督員が確認している。
- ・ いわき市財務規則第 145 条及びいわき市工事請負契約約款第 6 条において、一括下請を禁止しているが、本契約において一括下請は行われていない。また、いわき市工事請負契約約款第 7 条に基づき、契約先から下請通知書の提出を受けており、その内容（一次下請のみ記載）は以下の通りである。

業者	契約日	金額（税込・千円）	工種	完成日	社保加入
A	R3/9/23	22	アンカー工事	R3/10/20	○
B	R3/9/29	550	保温工事	R3/10/29	○
C	R3/9/29	924	ヘッダー設置・配管工事	R3/10/29	○
合計		1,496			

- ・ いわき市財務規則第 160 条の規定に基づき、契約先より令和 3 年 12 月 10 日付でしゅん工届及び工事写真の提出を受け、監督員が確認の上、課長が決裁している。

(エ) 監督及び検査について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 令和 3 年 8 月 25 日付でいわき市工事請負契約約款第 9 条に基づき契約先に対して監督員通知書が送付されている。
- ・ いわき市財務規則第 140 条の規定に基づき、令和 3 年 9 月～令和 3 年 11 月の間、契約先より毎月工事現況報告書の提出を受け、監督員が確認を行っている。
- ・ いわき市財務規則第 160 条の規定に基づき、令和 3 年 12 月 10 日付で契約先から提出を受けたしゅん工届にて、検査員の指定が行われている。令和 3 年 12 月 21 日に検査が行われ、同日付で検査結果は合格として検査調書が作成され、課長により決裁されている。また、令和 3 年 12 月 22 日付で契約先より完成工事物引渡書の提出を受け、同日完成工事物受領書を発行している。

イ 小名浜消防署受水槽改修工事

業務名	小名浜消防署受水槽改修工事
工事概要	小名浜消防署における生活用水を供給するための受水槽について、庁舎建設時（昭和 54 年）より一度も更新がなされず、経年劣化により腐食の発生が見られ、また、駆体内部の清掃を毎年委託している清掃業者より受水槽として使用できる限界に近い状況である旨の情報が寄せられていることから、設備の更新を図るもの。
契約先	丸長建設工業株式会社
契約金額（税込）	（当初）8,745,000 円 （変更後） <u>8,888,000 円</u> （+143,000 円）
契約方法	指名競争入札
契約年月日	令和 3 年 10 月 18 日
契約工期	令和 3 年 10 月 20 日～令和 4 年 1 月 21 日

（ア）契約の方式決定及び相手方の選定について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本工事の入札についての経過は、以下のようになっている。

区分	回数	入札年月日	入札結果
初回入札	1 回目	令和 3 年 9 月 3 日	落札者無し
	2 回目	令和 3 年 9 月 10 日	落札者無し
再度入札	1 回目	令和 3 年 10 月 13 日	落札

<初回入札について>

- ・ 本工事の実施に際して、起工兼入札執行伺が作成され、いわき市職務権限規程に基づき課長により令和 3 年 8 月 3 日付で決裁されている。
- ・ 本工事契約については指名競争入札によっている。市では、「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」において、一般競争入札の対象について、1 件あたりの設計金額が管工事は 1,500 万円以上と定めており、当該基準額未満のため、指名競争入札としたものである。
- ・ 指名業者について、等級格付基準及び施工場所の地理的要件によるものとして、小名浜地区の格付 B 全 15 者のうち、関連会社 1 者を除く全 14 者の中から施工箇所に近い 10 者を選定している。市では、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」において、等級の発注標準について定めており、管工事 500 万円以上 1,000 万円未満であれば、格付 B の業者を参加資

格としている。また、その格付けの1つ上、または1つ下の等級を指名業者数の4割まで指名することができる。本件についての指名業者は、当該要綱の規定に基づくものとなっている。

- ・ 指名競争入札参加者への通知はいわき市財務規則第126条の規定に基づき以下の通り行われている。

指名通知	令和3年8月5日
説明資料の配布	令和3年8月16日まで
設計図書に対する質問	令和3年9月1日まで
入札日	令和3年9月3日

- ・ 入札結果については以下の通りであり、1回目、2回目の入札ともに落札者がなかった。予定価格はいわき市財務規則第117条に基づき設計金額に基づき決定されている。また、同規則第118条に基づき最低制限価格が設けられている。

	1回目 (R3/9/3)	2回目 (R3/9/10)
予定価格(税込)(A)	8,822,000円	
最低制限価格(税込)	8,020,000円	
入札参加者数	4者	2者
最低入札金額(税込)(B)	9,130,000円	9,020,000円

- ・ 以上の入札結果を受けて、入札結果報告兼再発注手続依頼荷が作成され、令和3年9月10日付で課長により決裁されている。

<再度入札について>

- ・ 上記の通り初回入札で落札者がいなかったため、指名替えを行い、再度の入札に際して、起工兼入札執行荷が作成され、いわき市職務権限規程に基づき課長により令和3年9月14日付で決裁されている。
- ・ 再度の入札についての指名業者は、小名浜地区の格付B全14者のうち、前回指名した10者を除く4者、近接する常磐地区の格付B全7者の中から施工箇所に近い4者、さらに小名浜地区の格付A全2者の計10者を選定している。上記の業者選定は「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」の規定に基づくものとなっている。
- ・ 指名競争入札参加者への通知はいわき市財務規則第126条の規定に基づき以下の通り行われている。

指名通知	令和3年9月16日
説明資料の配布	令和3年9月21日まで
設計図書に対する質問	令和3年10月11日まで
入札日	令和3年10月13日

- 入札結果については以下の通りであり、予定価格及び最低制限価格は初回入札と変更は無い。

予定価格（税込）(A)	8,822,000円
最低制限価格（税込）	8,020,000円
入札参加者数	5者
落札金額（税込）(B)	8,745,000円
落札率 (B÷A)	99.1%

(イ) 契約の締結について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- 本契約の締結に際して、入札結果報告兼契約締結伺が作成され、いわき市職務権限規程に基づき課長により令和3年10月13日付で決裁されている。
- 上記入札結果に基づき令和3年10月18日付で工事請負契約が締結されており、特約条項は付されておらず、いわき市財務規則及びいわき市工事請負契約約款の各条項を遵守することとされている。
- 契約締結に際して、いわき市財務規則第142条及びいわき市工事請負契約約款第10条に基づき、契約先より現場代理人及び主任技術者等通知書、資格等証明資料の提出を受け、入札資格の技術者要件を満たしていることを確認している。
- 契約締結に際して、いわき市工事請負契約約款第4条に基づき、契約先より請負金額の10% (874,500円) の契約保証に係る保証証書の提出を受けている。また、令和3年10月26日付の契約先からの請求に基づく前金払（請負金額の50%相当 (4,300,000円)）に際して、同約款第35条に基づき前払金保証に係る保証証書の提出を受けている。
- 本契約について、以下のように契約の変更が行われている。変更契約の締結に際して、設計変更兼変更契約締結伺が作成され、いわき市職務権限規程に基づき課長により令和4年1月13日付で決裁されている。当該変更は当初設計時に想定されない事項と考えられ、変更契約はやむを得ないものと判断した。また、当該仕様の変更に基づく設計金額を再度積算し、変更後設計金額に基づき変更契約額が計算されており、変更金額に妥当性はあるものと判断した。

変更契約締結日	令和4年1月18日
工事請負代金の変更	143,000円増額(税込)
変更理由	当該工事において、既設受水槽二次側給水配管が当初設計と異なることが判明し、新設する受水槽二次側給水配管の変更が必要となったことから、所要の費用を変更するもの。

(ウ) 契約の履行について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ いわき市財務規則第138条及び第139条に基づき、契約先より令和3年10月18日付で工事工程表及び令和3年10月20日付に着工する旨の着工届の提出を受け、監督員が確認している。
- ・ いわき市財務規則第145条及びいわき市工事請負契約約款第6条において、一括下請を禁止しているが、本契約において一括下請は行われていない。また、いわき市工事請負契約約款第7条に基づき、契約先から下請通知書の提出を受けており、その内容(一次下請のみ記載)は以下の通りである。

業者	契約日	金額(税込・千円)	工種	完成日	社保加入
A	R3/10/29	2,750	配管工事	R4/1/18	○
B	R3/10/29	330	電気工事	R4/1/18	○
C	R3/10/29	165	保温工事	R4/1/18	○
合計		3,245			

- ・ いわき市財務規則第160条の規定に基づき、契約先より令和4年1月21日付でしゅん工届及び工事写真の提出を受け、監督員が確認の上、課長が決裁している。

(エ) 監督及び検査について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 令和3年10月18日付でいわき市工事請負契約約款第9条に基づき契約先に対して監督員通知書が送付されている。
- ・ いわき市財務規則第140条の規定に基づき、令和3年10月～令和3年12月の間、契約先より毎月工事現況報告書の提出を受け、監督員が確認を行っている。
- ・ いわき市財務規則第160条の規定に基づき、令和4年1月21日付で契約先から提出を受けたしゅん工届にて、検査員の指定が行われている。令和4年2月2日に検査が行われ、同日付で検査結果は合格として検査調書が作成され、課長により決裁されている。また、令和4年2月3日付で契約先より完成工事物引渡書の提出を受け、同日完成工事物受領書を発行している。

(14) 消防団充実強化事業費

① 事業の内容

多様化・大規模化が進む災害に対し、団員自身の身を防護しつつ、有効な災害活動を実施するために必要な資機材の整備・更新を図る。

また、消防団員の活動環境の整備・充実を図るため、マイカー共済（自動車損害共済事業）を実施するものである。

消防ホースは毎年更新、災害活動用長靴は令和2年度から、救命胴衣は令和3年度からの4か年で全団員に配備する。マイカー共済は、令和元年東日本台風等で被害を受けた地区で試験導入し、令和3年度からの3か年契約する計画としている。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	10,398,000	14,847,000	17,289,000
支出負担行為額	10,397,387	14,755,026	16,150,967
未執行予算額	613	91,974	1,138,033

令和3年度での内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

内訳	金額
消防団員用救命胴衣	8,377,600
災害活動用長靴	5,442,360
消防団マイカー共済保険料(157台)	792,547
いわき市消防団消防用ホース	1,538,460
合計	16,150,967

③ 監査の結果

関係者へのヒアリング、関係資料の閲覧、一部サンプルによる資料突合等をした結果、事業目的とその効果、予算・入札・契約・支出過程について、特段の問題は発見されなかった。

(15) 予防業務経費

① 事業の内容

防火対象物の立入検査や消防検査、違反是正事務、危険物規制事務、火災予防広報、火災予防育成指導、火災原因調査等を実施することにより、火災等の災害を未然に防ぎ、市民生活の安全・安心を確保するための予防対策を推進する事業である。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	13,640	13,368	14,657
支出負担行為額	10,692	9,889	11,645
未執行予算額	2,947	3,478	3,011

※ 未執行額は主に危険物保安技術協会への特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請等の審査委託料であり、臨時で発生する場合に備えて最大規模額1件分の余裕を持たせている。

③ 監査の結果

ア 本事業の必要性について

本事業の必要性については、以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

・立入検査の実施

物品販売店舗、ホテル・旅館、カラオケボックス等、不特定多数の方が出入りする施設及び社会福祉施設、病院等の自力避難が困難な方が多数入所している施設においては、ひとたび火災が発生した場合に多大な被害が生じる可能性が高いことから、これらの施設の防火・安全の徹底を図るため、立入検査を実施している。

また、小名浜地区には臨海工業地域があり危険物施設が多く所在している。危険物施設での事故を防止するため、危険物等事故防止対策情報連絡会が策定している危険物等事故防止対策実施要領の留意事項に沿った事故防止対策を徹底するとともに、定期的な立入検査の実施、自主保安体制の強化など、事故防止に向けた取組みを幅広く推進している。

さらに、危険物施設の配管や建築物等の耐震性能等に係る技術基準の適合状況の確認、避難時の対応や緊急停止措置等の検証及び見直しなど、危険物施設における地震・津波対策の再検証を行い、更なる安全対策の推進を図っている。

・違反対象物の公表

いわき市では、平成 30 年 4 月 1 日から違反対象物の公表制度を開始している。この制度は、建物を利用する方がその危険性に関する情報を入手することで、自ら安全か判断できるよう、消防が立入検査により確認している重大な消防法令違反の情報をホームページで公表するものとなっている。重大な消防法令違反根絶のため、防火対象物への違反是正指導を強化している。

イ 各契約について

令和 3 年度の本事業に係る支出額の契約別の内訳は以下の通りである。

(単位：千円)

契約内容	支出額
特定屋外タンク貯蔵所（小名浜石油 T-103）の保安検査に係る審査委託料	969
その他 113 件	10,676
計	11,645

本事業に係る契約のうち契約額上位 1 件について、関連資料の閲覧、担当者への質問を行った。

(監査要点)

- a 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- b 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- c 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- d 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(ア) 特定屋外タンク貯蔵所に係る審査の委託契約

業務名	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 14 条の 3 第 3 項の規定に基づき、特定屋外タンク貯蔵所に係る審査を委託するもの
委託内容	液体危険物タンクの底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査
契約先	危険物保安技術協会
契約金額（税込）	969,000 円
契約方法	随意契約
契約年月日	令和 3 年 5 月 10 日
委託期間	契約履行期限は令和 4 年 3 月 31 日とする

a 契約の方式決定及び相手方の選定について

監査の結果は以下の通りであり、意見を除き、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本委託の実施に際して、起案書が作成され、令和 3 年 5 月 6 日付で決裁されている。
- ・ 本委託契約については随意契約となっている。随意契約確認表が作成されており、随意契約とした理由は以下の通りとされている。

【消防法 第 11 条の 3 第 1 項】

第十一条の三

市町村長等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる事項を危険物保安技術協会（第十四条の三第三項において「協会」という。）に委託することができる。

- 一 第十一条第二項の場合において、同条第一項の規定による許可の申請に係る貯蔵所が政令で定める屋外タンク貯蔵所（屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。以下同じ。）であるとき。当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に適合するかどうかの審査

消防法第 11 条の 3 第 1 項では審査を危険物保安技術協会に委託できるとあることから、審査を委託できるのは危険物保安技術協会だけであり、危険物保安技術協会との随意契約とせざるを得ないとした判断はやむを得ないものと判断した。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号	(第 2 号) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
随意契約を実施する具体的な理由及び業者選定の理由	消防法第 11 条の 3 第 1 項の規定により、審査を委託できる機関が、危険物保安技術協会だけであるため。

- ・いわき市が作成した設計書では「消防法第 16 条の 35 第 1 項の規定で、危険物保安技術協会業務書は大臣の認可が必要であり、同業務方法書第 6 条第 2 項に委託料が定められていることから、その委託料を設計金額とします」とある。契約金額は当該金額と一致する。

<p>【危険物保安技術協会業務書 第 6 条第 2 項】</p> <p>第 6 条</p> <p>協会は、審査の実施に要する費用として、市町村長から審査委託料の納付を受ける。</p> <p>2 審査委託料の額は、別表に定める額とする。</p>
--

審査受託料について

第1 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

（令和元年10月1日）

審査の区分	審査受託料 容 量	審査受託料の額							
		1千キロリットル以上 5千キロリットル未満	5千キロリットル以上 1万キロリットル未満	1万キロリットル以上 5万キロリットル未満	5万キロリットル以上 10万キロリットル未満	10万キロリットル以上 20万キロリットル未満	20万キロリットル以上 30万キロリットル未満	30万キロリットル以上 40万キロリットル未満	40万キロリットル以上
(1) 設置の許可申請に係る審査	特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を除く。)に係る審査	792,000円	963,000円	1,080,000円	1,368,000円	1,602,000円	3,663,000円	4,806,000円	5,841,000円
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査	1,062,000円	1,269,000円	1,431,000円	1,755,000円	2,043,000円	4,095,000円	5,238,000円	6,363,000円
(2) 完成検査前検査申請に係る審査	基礎及び地盤に係る審査	378,000円	504,000円	657,000円	864,000円	981,000円	1,494,000円	1,710,000円	1,908,000円
	溶接部に係る審査	477,000円	612,000円	927,000円	1,269,000円	1,602,000円	3,087,000円	3,771,000円	4,320,000円
(3) 定期保安検査申請に係る審査	底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査	—	—	712,500円	969,000円	1,235,000円	2,992,500円	3,676,500円	4,237,000円
	溶接部に係る審査	—	—	675,000円	918,000円	1,170,000円	2,835,000円	3,483,000円	4,014,000円
	底部の板の厚さに係る審査	—	—	300,000円	408,000円	520,000円	1,260,000円	1,548,000円	1,784,000円
(4) 臨時保安検査申請に係る審査	底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査	304,000円	437,000円	712,500円	969,000円	1,235,000円	2,992,500円	3,676,500円	4,237,000円
	溶接部に係る審査	288,000円	414,000円	675,000円	918,000円	1,170,000円	2,835,000円	3,483,000円	4,014,000円
	底部の板の厚さに係る審査	128,000円	184,000円	300,000円	408,000円	520,000円	1,260,000円	1,548,000円	1,784,000円

「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

第2 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

審査の区分	審査受託料 容 量	審査受託料の額		
		40万キロリットル未満	40万キロリットル以上 50万キロリットル未満	50万キロリットル以上
(1) 設置の許可申請に係る審査		5,337,000円	6,723,000円	9,810,000円
(2) 完成検査前検査申請に係る審査		8,388,000円	11,340,000円	15,570,000円
(3) 定期保安検査申請に係る審査及び臨時保安検査申請に係る審査		2,421,000円	2,907,000円	4,347,000円

(備考) 1 審査受託料の額には、消費税及び地方消費税を含む。

2 第1及び第2の容量の表示は、屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量をいう。

3 変更の許可申請に係る審査受託料は、第1の(1)の項、第2の(1)の項及び第3の区分に従い、それぞれ当該受託料の額の2分の1の額とする。

4 変更の許可に係る完成検査前検査の審査受託料は、第1の(2)の項及び第2の(2)の項の区分に従い、それぞれ当該受託料の額の2分の1の額とする。

審査受託料の考え方

b 契約の締結について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本委託の実施に際して、起案書が作成され、令和3年5月6日付で決裁されている。
- ・ 上記見積結果に基づき令和3年5月10日付で委託契約が締結されている。
- ・ 本契約について、契約の変更は行われていない。

c 契約の履行について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本契約の規定に基づき、契約先より令和3年10月13日付で「特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請に係る定期保安審査報告書」の提出を受けている。
- ・ 業務完了報告の確認を令和3年10月14日付で消防本部予防課長が実施している。

d 監督及び検査について

該当事項なし。

第3 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

審査の区分	審査受託料の額
設置の許可申請に係る審査	513,000円

(16) 消防庁舎維持補修事業費

① 事業の内容

消防本部及び各署所における庁舎及び庁舎設備について、市民サービスの低下を招くことのないよう緊急度を考慮し、優先順位を付けて消防庁舎および設備の修繕を実施する。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	10,503	10,600	10,600
支出負担行為額	10,387	10,599	10,516
未執行予算額	116	1	84

なお、令和3年度の本事業に係る支出額の契約別の内訳（契約額1百万円以上）は以下の通りである。

(単位：千円)

契約内容	支出額
位置情報通知用 IP-VPN回線修繕	1,320
その他44件	9,196
計	10,516

③ 監査の結果

本事業に係る契約のうち契約額上位1件について、関連資料の閲覧、担当者への質問を行った。

(監査要点)

(ア) 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。

(イ) 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。

(ウ) 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。

(エ) 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

ア 位置情報通知用 IP-VPN回線修繕

(契約概要)

業務名	位置情報通知用 IP-VPN回線修繕
業務内容	位置情報NW網（IP-VPN）と消防指令システムの統合型位置情報受信装置を接続するNW機器に故障が生じたため修繕するもの。
契約先	日本電気株式会社 郡山支店
契約金額（税込）	1,320,000 円
契約方法	随意契約
契約年月日	令和3年12月9日
契約期間	令和3年12月20日～令和4年3月30日

(ア) 契約の方式決定及び相手方の選定について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本契約の締結に際して、起工兼見積執行荷が作成され、いわき市職務権限規程に基づき課長により令和3年12月4日付で決裁されている。
- ・ 本契約については随意契約となっている。随意契約とした理由は以下の通りとされている。以下のように、既設システムとの関係から、既設システムベンダーとの随意契約とせざるを得ないとした判断はやむを得ないものと判断した。

地方自治法施行令第167条の2第1項の適用号	(第2号) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
随意契約を実施する具体的な理由及び業者選定の理由	本修繕に関わる、NW機器及び消防指令システムの統合型位置情報受信装置は日本電気株式会社の製品であり、他社では故障等の障害発生時には早急な対応が困難であり、十分な点検調節ができないことから、当装置の施工業者である同社以外から見積を徴することは困難である。

- ・ 見積結果については以下の通りであり、予定価格はいわき市財務規則第128条の3に基づき設計金額に基づき決定されている。設計書の作成に際して、契約先である日本電気株式会社から参考見積書を入手している。

予定価格（税込）(A)	1,329,240 円
見積入手者数	1 者
見積金額（税込）(B)	1,320,000 円
契約率 (B÷A)	99%

(イ) 契約の締結について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本契約の締結に際して、見積結果報告兼契約締結伺が作成され、いわき市職務権限規程に基づき課長により令和3年12月9日付で決裁されている。
- ・ 上記見積結果に基づき令和3年12月9日付で修繕契約が締結されている。
- ・ 本契約について、契約の変更は行われていない。

(ウ) 契約の履行について

監査の結果は以下の通りであり、問題となる点は認められなかった。

- ・ 本契約の規定に基づき、契約先より令和4年3月24日付で業務完了報告書の提出を受け、課長が同日付で内容の確認を行っている。

(エ) 監督及び検査について

該当事項なし。

(17) 消防人材育成強化事業

① 事業の内容

まちづくりの経営指針の重点テーマの1つである「暮らしに寄り添う安全・安心の充実強化」を実現するため、今年度より、既存事業の「救急救命士等養成事業」と「潜水士等養成事業」に、災害救命活動に従事する職員を養成する事業である「土砂風水害対策強化事業」を加え再構築し、機動的かつ弾力的な予算執行と将来を見据え充実した人材育成を図るものである。

ア 救急救命士等養成事業分

救急救命業務に従事する「救急救命士」などを要請する事業

- ・救急救命士養成研修 2名
- ・救急標準過程研修 10名

イ 潜水士等養成事業分

- ・潜水士養成研修 1名
- ・潜水管理業務研修 1名

ウ 土砂風水害対策強化事業分

- ・小型車両系建設機械の運転に係る資格取得 4名
- ・小型特殊船舶免許取得 4名
- ・二級小型船舶免許資格取得 4名

なお、令和4年4月1日現在で、上記に関する資格者は消防職員363名中以下のようになっている。

- ・救急隊資格 標準過程231名、救急救命士74名
- ・潜水士40名
- ・稼働式クレーン運転技士108名
- ・小型船舶操縦士（特殊）8名、小型船舶操縦士（二級）29名

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額	-	-	10,188
支出負担行為額	-	-	9,184
未執行予算額	-	-	1,004

なお、令和3年度の支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	金額
救急救命士等養成事業分	5,722
潜水土等養成事業分	405
土砂風水害対策強化事業分	1,021
救急服分	273
水上関連用具分	1,169
その他	594
計	9,184

③ 監査の結果

関係者へのヒアリング、関係資料の閲覧、一部サンプルによる資料突合等をした結果、事業目的とその効果、予算及び支出過程について、特段の問題は発見されなかった。

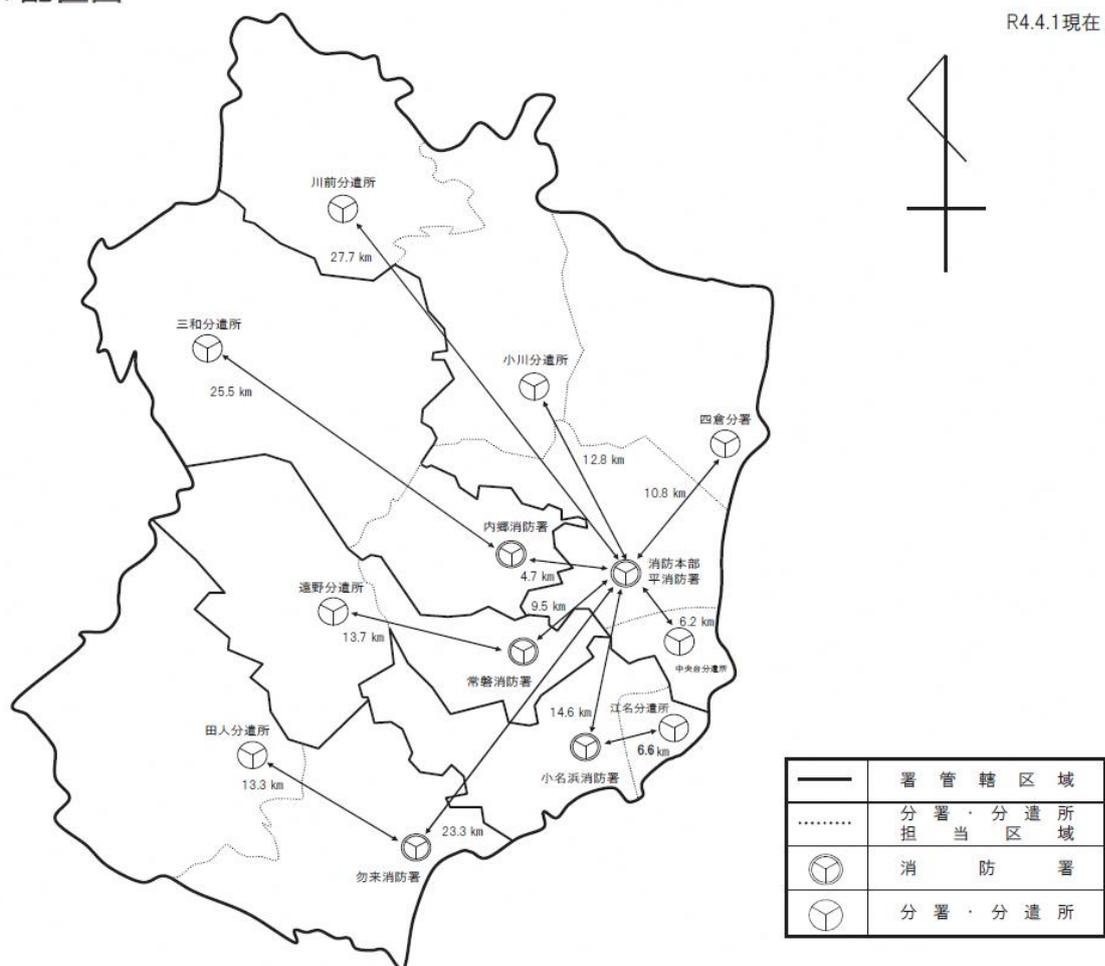
第2 消防機関

1 概要

いわき市では、消防本部、5消防署（平、小名浜、勿来、常磐、内郷）、1分署（四倉）、7分遣所（中央台、小川、川前、江名、田人、遠野、三和）が設置されている。

(1) 配置図は以下の通りである。

消防機関の配置図



		合計	ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	二点式大型化学高所放水車	セット泡原液搬送車	はしご車	救助工作車	泡原液搬送車	小型動力ポンプ付水櫃車	重機及び重機搬送車	査察広報車	指揮車	高規格救急自動車	高規格救急自動車(非常用車)	支援車	資機材搬送車	水難救助車	連絡車等
合計		83	18	2	3	1	1	3	3	1	1	1	18	9	13	2	2	1	1	3
本部		11												4		2	2			3
平署管内	平消防署	12	2		1			1	1		1		3	1	2					
	四倉分署	3	1										1		1					
	中央台分遣所	3	1										1		1					
	小川分遣所	3	1										1		1					
	川前分遣所	3	1										1		1					
小名浜署管内	小名浜消防署	12	2	1		1	1		1			1	2	1	1					1
	江名分遣所	3	1										1		1					
勿来署管内	勿来消防署	10	2		1			1	1	1			2	1	1					
	田人分遣所	1	1																	
常磐署管内	常磐消防署	8	2		1			1					2	1	1					
	遠野分遣所	3	1										1		1					
内郷署管内	内郷消防署	8	2	1									2	1	1			1		
	三和分遣所	3	1										1		1					

(出所：いわき市の消防)

(2) 消防庁舎等の現況

令和4年4月1日現在

名称	所在地	構造	延面積 m ²	敷地面積 m ²	建築年月日 (発足年月日)
消防本部	平字正内町 22(3階)	鉄骨鉄筋コンクリート造	5,007.56	2,641.71	S58.7.29 (S41.10.1)
平消防署	消防本部に併設 (1・2階)	4階建(地下1階)			S58.7.29 (S24.7.1)
四倉分署	四倉町字東四丁目132の1	鉄筋コンクリート造 2階建	403.00	1,165.69	S60.2.15 (S45.5.1)
中央台分遣所	中央台飯野四丁目9の1	鉄筋コンクリート造 平屋建	339.43	2,174.58	H14.2.7 (H14.4.1)
小川分遣所	小川町上小川字片石田67の1	鉄骨造 平屋建	323.60	889.40	H10.12.24 (S48.10.1)
川前分遣所	川前町川前字五林29の1	木造モルタル造 (一部ブロック造) 平屋建	124.85	499.75	S51.6.10 (S51.6.1)

名称	所在地	構造	延面積 ㎡	敷地面積 ㎡	建築年月日 (発足年月日)
小名浜消防署	小名浜字山神北 39 の 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,209.56	2,744.85	S54.9.10 (S26.7.10)
江名分遣所	江名字藪倉 156 の 1	鉄骨造 2 階建	347.07	919.16	H26.3.25 (S35.8.1)
勿来消防署	錦町大島 1	鉄筋コンクリート造 2 階建 (勿来支所の 一部使用)	1,076.58	支所敷地 内	S44.11.1 (S32.10.1)
田人分遣所	田人町旅人字下 平石 137 の 1	木造モルタル造 平屋建	122.61	291.00	S50.9.13 (S50.10.1)
常磐消防署	常磐関船町一丁 目 3 の 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,460.95	2,458.90	H15.10.31 (S30.7.1)
遠野分遣所	遠野町根岸字白 幡 40 の 1	鉄筋コンクリート造 2 階建 (遠野支所の 一部使用)	113.76	支所敷地 内 (共有を 除く)	S46.8.4 (S46.8.1)
内郷消防署	内郷綴町大木下 18	鉄筋コンクリート造 2 階建	587.88	1,464.97 (借地)	S37.12.16 (S37.12.18)
三和分遣所	三和町下市萱字 堀ノ内 246 の 2	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	373.84	1,387.09	H10.3.19 (S49.10.1)

(出所：いわき市の消防)

(3) 備品

各消防署で保管している備品は以下の通りとなる。なお、警防課では主に各消防署の救急車や消防車等の車両関係を含んでいる。

<監査往査時点(2022年11月)でシステムに登録済みの備品台帳より監査人が集計>

部署	備品件数	取得価格総額
警防課	1,821 件	2,931,596 千円
総務課		
平消防署	173 件	5,666 千円
小名浜消防署	287 件	9,002 千円
勿来消防署	374 件	13,151 千円
常磐消防署	797 件	22,470 千円
内郷消防署	322 件	13,932 千円

2 監査対象の選定

以下の監査手続を実施するために各消防署へ往査した。なお、往査対象とする消防署は監査時間の制約から、車両を多く保有している「平消防署」「小名浜消防署」「勿来消防署」、そして備品の総額が比較的大きい「常磐消防署」の4拠点とした。

監査手続	内容
(1) 車両の現物確認	警防課の備品台帳から取得価格 1,000 万円以上の車両の現物を確認する。
(2) 備品台帳の整備状況の確認	総務課の備品台帳からランダムでサンプル 15 件を抽出し、備品台帳との整合を確認する。
(3) その他	立入検査の実施状況、消防団の管理状況、勤怠管理の状況などを確認する。

(往査した各消防署の外観)



3 監査の結果及び意見

(1) 車両の現物確認

警防課の備品台帳から取得価格 1,000 万円以上の車両の現物を確認した結果、特に問題となる事項は検出されなかった。

(2) 備品台帳の整備状況

監査対象とした消防署の備品台帳から、それぞれランダムでサンプル 15 件を抽出し、備品台帳との整合を確認した結果、以下の事項が検出された。

消防署	資料	内容	検出事項
共通	備品台帳（総務課）	摘要欄に旧備品No.が記載してあるが、No.の頭が「A47」で始まっている。	消防署のNo.は「A49」が正しい。 現行のシステムへ移行した際に誤って入力されたものと考えられる。
平消防署	備品台帳（警防課）	備品番号「646514」高規格救急自動車（三和 51）の異動後所在場所が「消防本部総務課」になっている。	異動後所在場所は「警防課」が正しい。
平消防署	備品台帳（警防課）	備品番号「603361」支援車Ⅲ型（警防 82 号車）	車番号は「警防 81 号車」が正しい。
平消防署	備品台帳（警防課）	備品番号「646410」機動連絡車	備品台帳に車番号の記載がないが、「警防 82 号車」となる。
小名浜消防署	備品台帳（総務課）	備品番号「19291」（摘要欄「96-A49-03-033-13」）戸棚書庫 ウチダ 302-3422 の所在が不明。	廃棄済みだが、システム上での廃棄処理漏れのため、備品台帳に残っていた。
小名浜消防署	備品台帳（総務課）	備品番号「19876」（摘要欄「94-A49-09-008-9001」）冷房機 MSY-3263 が廃棄済みであった。	廃棄済みだが、システム上での廃棄処理漏れのため、備品台帳に残っていた。
小名浜消防署	備品台帳（総務課）	備品番号「24239」（摘要欄「A47-19-1-329」）掛ふとんの所在が不明。	廃棄済みだが、システム上での廃棄処理漏れのため、備品台帳に残っていた。

消防署	資料	内容	検出事項
小名浜消防署	備品台帳（総務課）	備品番号「25427」（摘要欄「A49-26-47-4」）救助訓練用人形ダミーの所在が不明。	廃棄済みだが、システム上での廃棄処理漏れのため、備品台帳に残っていた。
勿来消防署	備品台帳（総務課）	備品番号「24776」（摘要欄「A49-22-11-116」）酸素呼吸器が廃棄済みであった。	廃棄済みだが、システム上での廃棄処理漏れのため、備品台帳に残っていた。
常磐消防署	備品台帳（警防課）	備品番号「619329」Ⅱ型化学消防ポンプ自動車（常磐21）	車番号は「常磐 61」が正しい。 令和元年度に水槽付ポンプ車（常磐 21 号車）の更新を行った。その際に化学車としたことにより、車両表示を「常磐 61 号車」に変更した。

検出内容は備品の摘要欄の誤りや廃棄処理漏れが複数あった。

備品台帳は消防本部で保有している備品が登録されており、いわき市の財産を意味する。備品の登録を誤っていると、備品の管理や更新を効率的に実施できなくなる恐れがある。また、日頃の訓練や消防活動時に必要な備品が欠落して、業務に支障をきたす恐れがある。したがって、備品台帳を適切に整備することが重要であり、再度、備品台帳の登録内容を再点検する必要があると考えられる。

【指摘】

備品の登録を誤っていると、備品の管理や更新を効率的に実施できなくなる恐れがある。また、日頃の訓練や消防活動時に必要な備品が欠落して、業務に支障をきたす恐れがある。したがって、備品台帳を適切に整備することが重要であり、再度、備品台帳の登録内容を再点検する必要があると考えられる。

(3) 非常用発電設備の設置場所について

消防署では、緊急時に備えて非常用発電装置を設置しているが、今回視察した小名浜消防署、勿来消防署では、1階地面に設置されており、河川洪水等の非常時にその機能を発揮できない可能性が高い。

予算の関係や他の消防関係設備の購入に優先順位があることから、現時点では移設の予定は進んでいない。しかし消防署は避難場所ではないものの、災害時の避難誘導や指示命令を発出する対応拠点として機能するために発電装置は必要不可欠であることから、早急に移設を検討し、機能を発揮できるようにしておくことが必要である。

【指摘】

消防署では、緊急時に備えて非常用発電装置を設置しているが、今回視察した小名浜消防署、勿来消防署では、1階地面に設置されており、河川洪水等の非常時にその機能を発揮できない可能性が高い。

消防署は避難場所ではないものの、災害時の避難誘導や指示命令を発出する対応拠点として機能するために発電装置は必要不可欠であることから、早急に移設を検討し、機能を発揮できるようにしておくことが必要である。



勿来消防署非常用発電機

いわき市では水防法第15条に基づき、福島県が公表した洪水浸水想定区域図をもとに、河川が大雨により増水し、市内で堤防が破堤した場合の浸水する範囲と避難可能な施設を示した「いわき市河川洪水ハザードマップ」を公表している。

小名浜消防署、勿来消防署のハザードマップは以下のとおりである。

<小名浜消防署>



浸水深は、3.0m～5.0m未満の地区

<勿来消防署>



浸水深は、3.0m～5.0m未満の地区

＜ハザードマップに記載されている浸水深の目安等＞

凡 例

想定し得る最大規模の降雨によって河川が増水し、浸水被害が発生した場合に予想される浸水の範囲を示しています。開放されている避難所については、市ホームページ、市防災メール、テレビのデータ放送等で確認してください。なお、福祉避難所は、一般避難所の要配慮者状況等を判断し必要時に開設します。

<p>＜指定避難所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難可能な施設 避難可能な施設 浸水時車両の進入が不可能な施設 避難不可 浸水の際それがある時は避難不可能な施設 	<p>＜福祉避難所＞ (要配慮者の方が利用する避難所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難可能な施設 避難不可 浸水の際それがある時は避難不可能な施設 	<p>＜浸水深の目安＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 10.0m以上 5.0m～10.0m未満 (ビルの3階まで浸水する) 3.0m～5.0m未満 (2階が浸水する) 0.5m～3.0m未満 (1階が浸水する) 0.5m未満(床下浸水) (大人の膝までつかる) 	
<p>＜公共・防災関係施設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所・支所 防災関係機関・救急医療施設 	<p>＜河川水位計＞ (令和3年3月時点のものです)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位観測所 危機管理型水位計 	<p>＜土砂災害警戒区域＞ (令和3年3月18日時点のものです)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 	<p>＜家屋倒壊等はん蓋想定区域＞ (河原橋倉・田笠流)</p>
<p>＜洪水浸水実績区域＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域* (令和九年夏日本台風) 	<p>※想定区域であり、区域外でも浸水した箇所、区域内でも浸水していない箇所がある可能性があることから、参考図としてご活用下さい。</p>		